

田 村 市 障 害 者 計 画

第5期 田村市障害福祉計画

第1期 田村市障害児福祉計画

2018(平成30)年 3月

福 島 県 田 村 市

はじめに

我が国においては、障害者制度改革の進展により、障害者を取り巻く環境は、大きく変化してきております。

「障害者自立支援法」に代わる、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が成立し、障害者の範囲に難病等が追加されました。

また、平成 28 年 4 月から障害を理由とする差別の解消を目的に「障害者差別解消法」が施行され、地域社会における共生に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害のある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援することが求められています。

このような動きの中、田村市では第 4 期障害福祉計画が平成 29 年度末をもって終了することから、国の動向を見据えながら、障害のある方のニーズや、これまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえ、平成 30 年度からの新たな計画となる「田村市障害者計画・第 5 期田村市障害福祉計画・第 1 期田村市障害児福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、田村市総合計画に掲げている「障害者の生活支援体制の充実、障害者の社会参加の促進、障害者が生活しやすいまちづくり」を実現させるために、市民の皆様をはじめ障害者を支援する事業者等の関係機関と行政が一体となって連携し、地域共生社会の実現を推進していくことが重要であります。

今後、その進捗を指標等により、障害のある方に関する施策の一層の充実を図るとともに、障害福祉サービス事業等の円滑な実施などに努めてまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解とご協力をお願いします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、慎重なご審議を賜りました「田村市障害者地域総合支援協議会」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査を通じて貴重なご意見等を賜りました市民の皆様、関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

平成 30 年 3 月

田村市長 本 田 仁 一





目次

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の根拠と役割.....	4
3 計画の性格.....	4
4 計画の期間.....	6
5 計画の策定体制.....	7
(1) ニーズ調査の実施.....	7
(2) 協議会での検討・意見聴取.....	7
6 障害福祉計画と国の基本指針.....	8
7 近年の障害者施策に関する法改正等.....	9
第2章 障害のある方・障害のある子どもの現状	13
1 人口の推移.....	13
2 障害のある方の推移.....	15
3 身体障害者手帳所持者の推移.....	17
(1) 年齢別・障害別身体障害者手帳所持者数.....	17
(2) 障害別・等級別身体障害者手帳所持者数.....	19
4 療育手帳所持者の推移.....	21
(1) 年齢別・等級別療育手帳所持者数.....	21
5 精神障害者の推移.....	23
(1) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数.....	23
(2) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数.....	24
6 障害のある子どもの推移.....	25
(1) 身体障害児（18歳未満）の推移.....	25
(2) 知的障害児（18歳未満）の推移.....	25
(3) 特別支援学級・特別支援学校在籍者数.....	26
(4) 保育所における障害のある入所児数.....	29
(5) 幼稚園における障害のある園児数.....	30
7 障害のある方の雇用の状況.....	31

8 障害福祉サービスの利用状況.....	33
9 ニーズ調査の分析.....	36
(1) 調査の実施.....	36
(2) 調査の分析結果.....	37
第3章 計画の基本的な考え方.....	47
1 基本理念.....	47
2 基本目標.....	47
3 障害者計画の体系.....	51
第4章 障害者計画の展開.....	55
基本目標Ⅰ 保健・医療体制の充実.....	55
施策1 障害発生の予防.....	55
施策2 障害の早期発見と早期療育の促進.....	56
施策3 保健・医療の充実.....	57
施策4 保健・医療・福祉の連携.....	57
基本目標Ⅱ 障害のある子どもの成育環境の充実.....	58
施策1 療育・幼児教育の充実.....	58
施策2 学校教育の充実.....	59
施策3 社会教育の充実.....	59
基本目標Ⅲ 福祉と相談・情報提供体制の充実.....	60
施策1 相談体制の充実.....	60
施策2 在宅支援の充実.....	61
施策3 重度心身障害者への手当等給付事業.....	62
施策4 福祉施設等の充実.....	63
施策5 情報提供の充実.....	63
施策6 意思疎通支援.....	63
基本目標Ⅳ 雇用と就業の充実.....	64
施策1 雇用の促進・安定.....	64
施策2 就労の場、作業の拡大.....	65
基本目標Ⅴ 啓発・広報活動の推進.....	66
施策1 啓発・広報活動の推進.....	66
施策2 福祉教育の充実.....	67

施策3 交流機会の拡大.....	67
施策4 ボランティアの育成・支援.....	67
基本目標Ⅵ スポーツ・文化・芸術活動の推進.....	68
施策1 施設の充実.....	68
施策2 活動機会の拡充.....	68
基本目標Ⅶ 生活環境の充実.....	69
施策1 暮らしやすいまちづくりの推進.....	69
施策2 住宅環境の充実.....	70
施策3 防災体制の充実.....	70
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画.....	73
1 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたって.....	73
(1) 障害者計画及び障害福祉計画と障害児福祉計画との関係.....	73
(2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の事業体系.....	73
2 前期計画の進捗状況.....	76
(1) 施設入所者の地域生活への移行.....	76
(2) 福祉施設から一般就労への移行等.....	77
(3) 就労移行支援事業、就労継続支援事業の利用者数.....	78
(4) 自立支援給付と地域生活支援事業.....	79
3 2020（平成32）年度の数値目標の設定.....	82
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	83
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について.....	83
(3) 地域生活支援拠点等の整備.....	83
(4) 福祉施設利用者の一般就労への移行.....	84
(5) 障害児支援の提供体制の整備.....	84
4 障害福祉サービスの見込量.....	86
(1) 訪問系サービス.....	86
(2) 日中活動系サービス.....	87
(3) 居住系サービス.....	90
(4) 相談支援.....	91
(5) 見込量確保に向けた主な方策.....	92
5 児童福祉法による障害児支援の見込量.....	94
(1) 障害児通所サービス.....	95
(2) 障害児入所サービス.....	96

(3) 障害児相談支援.....	96
(4) 障害児支援に向けた主な方策.....	96
6 地域生活支援事業とその見込量.....	97
(1) 理解促進研修・啓発事業.....	97
(2) 自発的活動支援事業.....	97
(3) 相談支援事業.....	97
(4) 成年後見制度利用支援事業.....	98
(5) 成年後見制度法人後見支援事業.....	98
(6) 意思疎通支援事業.....	99
(7) 日常生活用具給付等事業.....	100
(8) 手話奉仕員養成研修事業.....	100
(9) 移動支援事業.....	100
(10) 地域活動支援センター事業.....	101
(11) その他の事業.....	101
7 双葉郡から田村市内に避難中の障害者、障害児に関する 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の対応等について.....	103
(1) 障害福祉サービス.....	103
(2) 地域生活支援事業.....	103
第6章 計画の推進・評価等.....	107
1 計画の推進.....	107
(1) 市の役割.....	107
(2) 地域社会の役割.....	107
(3) 関係団体の役割.....	107
2 計画の進行管理.....	108
資 料 編.....	111
1 田村市障害者地域総合支援協議会設置要綱.....	111
2 田村市障害者地域総合支援協議会委員等名簿.....	114
3 田村市障害者計画・第5期田村市障害福祉計画・ 第1期田村市障害児福祉計画 策定経過.....	115
4 市内 障害者（児）のための施設一覧.....	116
5 市内 福祉避難所一覧.....	118
6 ニーズ調査の主な内容.....	119

第1章

計画の概要





第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

障害者施策の抜本的な見直しを図るべく、国は「障害者基本法」の改正（2011（平成 23）年8月公布）をはじめ、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（2013（平成 25）年4月施行）（以下、「障害者総合支援法」という。）へ改正・改称するなど国内法の整備を進めてきました。

「障害者基本法」の改正では、「日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずる」という「社会モデル」に基づく障害者の概念や「社会的障壁の除去」を必要とする障害のある方に対する「合理的配慮」が規定されました。

このように、障害のある方の視点に立ち、一人ひとりの希望に応じた社会活動への参加が妨げられないよう、施設・設備のバリアフリー化といった物理的障壁の除去に加え、雇用・就学の機会から排除されることのないよう、制度や慣行上の障壁の除去などの問題解決が求められています。

また、「障害者総合支援法」では、障害者の生活支援のために障害福祉サービスを提供し、障害のある方が地域の中で自立した生活を送るため、障害者福祉の増進と障害の有無に関わりなく相互の人格と個性を尊重しつつ安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すことを定め、利用者負担や障害者の範囲の見直し（発達障害者や難病患者を対象にすることを明確化）をはじめ、相談支援の充実、障害児施設の一元化等の改正が行われました。

本市では、平成 29 年度で現行の「田村市障害者計画」、「第4期田村市障害福祉計画」の計画期間が終了となることから、障害者制度改革の動向や障害者総合支援法、児童福祉法に基づく国の指針を踏まえ、2018（平成 30）年度～2023（平成 35）年度までの「田村市障害者計画」と2018（平成 30）年度～2020（平成 32）年度までの「第5期田村市障害福祉計画・第1期田村市障害児福祉計画」を策定し、地域で暮らしやすいサービスの提供体制を維持・発展させてまいります。

2 計画の根拠と役割

本計画は、障害者基本法第 11 条に基づく法定計画「障害者計画」と障害者総合支援法第 88 条に基づく法定計画「障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

「障害者計画」は、障害のある方の生活全般に関する施策についての基本的な事項を定めた、「障害者基本法」に基づく中長期的な計画です。障害のある方の自立と社会参加を促進するための施策の基本的な方向性を示すものです。

「障害福祉計画」は、障害福祉サービスの供給体制の確保等を定めた障害者総合支援法に基づく 3 年間の短期的な計画です。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要な量の見込やその見込量の確保のための方策を定めるものであり、「障害者計画」に掲げる一定分野の実施計画的な位置付けとして策定するものです。

「障害児福祉計画」は、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等を定めた児童福祉法に基づく計画です。障害のある子ども等のサービス提供体制の整備等を計画的に構築するためのものです。

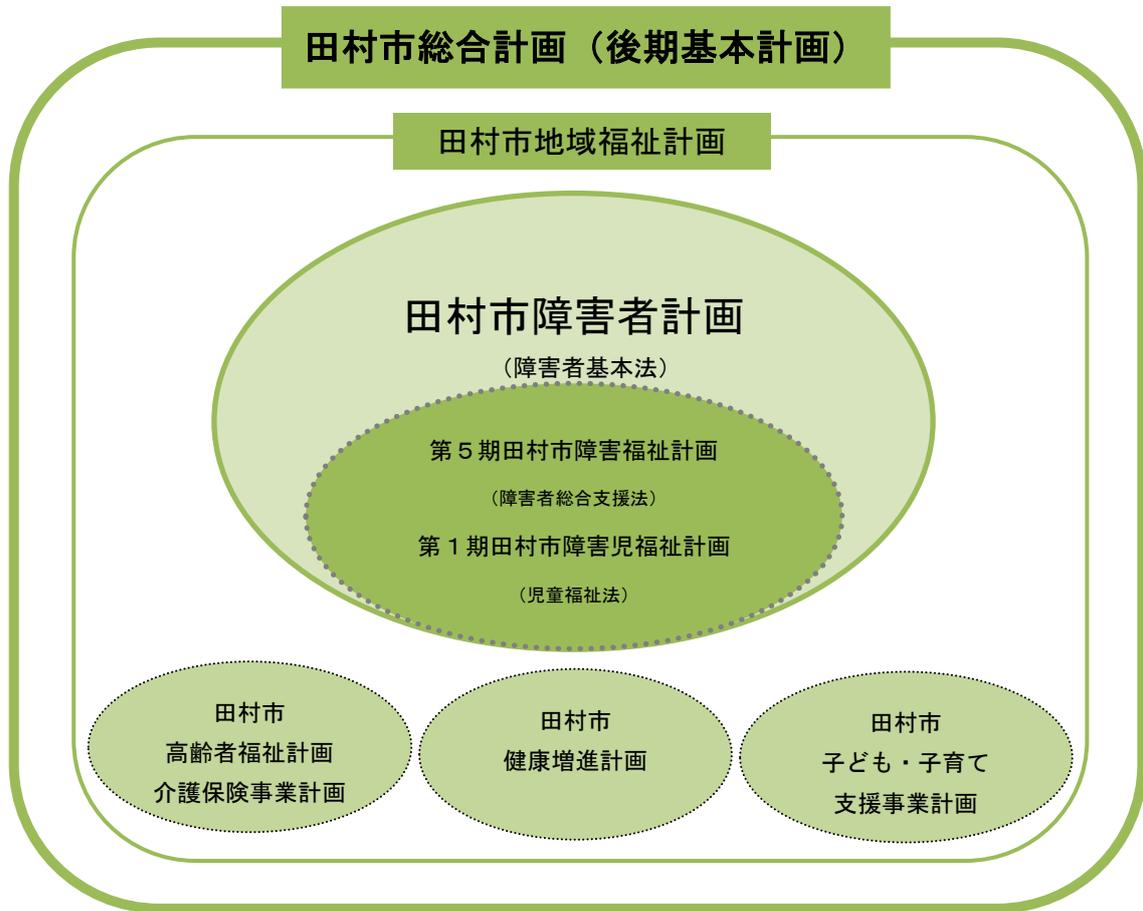
3 計画の性格

本計画は、田村市の最上位計画である「田村市総合計画（後期基本計画）」のほか、福島県の「ふくしま新生プラン」、「福島県障がい者計画」との調和を保ちながら、「障害者総合支援法」に基づく国の基本指針に即し、前期（第 4 期）計画を改定して策定するものです。

また、福祉分野の上位計画で 2015（平成 27）年度に策定の「田村市地域福祉計画」の部門計画として、さらには「田村市健康増進計画」「田村市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「田村市子ども・子育て支援事業計画」などの各関係計画との整合を図るものです。



■ 田村市障害者計画・障害福祉計画の位置付け



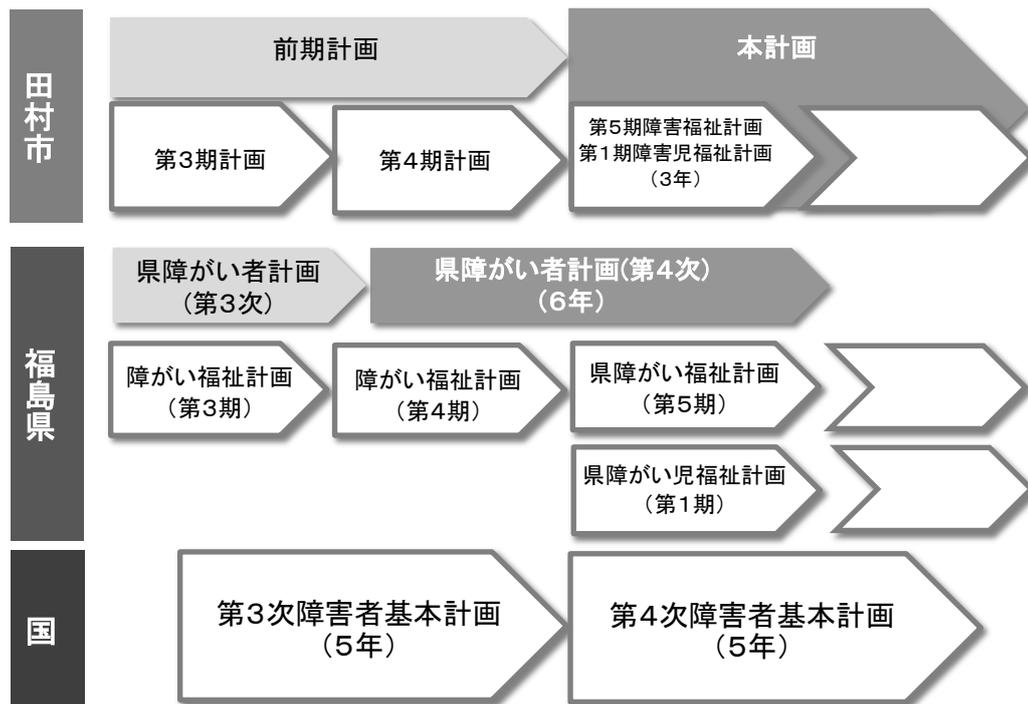
4 計画の期間

「障害者計画」は、障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画であり、2018（平成 30）年度を初年度とし、2023（平成 35）年度を目標年度とする6年間を計画期間とします。

また、「第5期障害福祉計画」、「第1期障害児福祉計画」は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、2020（平成 32）年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きながら、2018（平成 30）年度から2020（平成 32）年度までの3年間を計画期間とします。

■ 計画の期間

2012年度 平成24年度	2013年度 平成25年度	2014年度 平成26年度	2015年度 平成27年度	2016年度 平成28年度	2017年度 平成29年度	2018年度 平成30年度	2019年度 平成31年度	2020年度 平成32年度	2021年度 平成33年度	2022年度 平成34年度	2023年度 平成35年度
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------



* 障害の「害」の字の表記は、国と同様に漢字で表記しています。
福島県は、法令で定められている場合等を除き、一般的に使用する場合の「害」は「がい」とひらがな表記で改めております。



5 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

市内にお住まいの障害のある方を対象に障害者福祉に関するニーズ調査を行い、その結果を計画策定に反映しました。

- 調査実施期間 2017（平成29）年8月28日～9月15日
- 調査対象 2017（平成29）年8月1日現在、田村市内に住所を有し下記の条件に該当する方。

■ 調査対象

区分	等級	年齢	配布人数
身体障害者手帳	1級	65歳未満	135人
	2級		71人
	3級		58人
	4級	70歳未満	128人
	5級		38人
	6級		43人
療育手帳	A	70歳未満	133人
	B		242人
精神障害者保健福祉手帳	1級	70歳未満	14人
	2級		74人
	3級		60人
自立支援医療(精神通院医療)			200人
合計			1,196人

■ 回収結果

区分	配布人数 ①	回収人数 ②	有効回収率 ②/①
生活と福祉に関するニーズ調査	1,196人	518人	43.3%

(2) 協議会での検討・意見聴取

障害のある方や障害者福祉・地域福祉・学校の各関係者、学識経験者などで構成する「田村市障害者地域総合支援協議会」において、計画の内容や今後の障害者施策の協議を行いました。

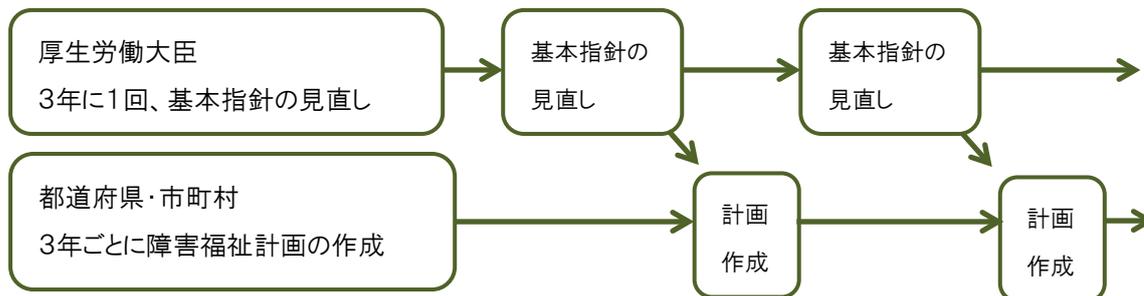
6 障害福祉計画と国の基本指針

国の基本指針では、障害福祉計画の計画期間を3年としています。

これに即して各自治体が障害福祉計画を作成します。今回は第5期計画になります。

■ 基本指針

第1期計画期間 2006(H18)年度～ 2008(H20)年度	第2期計画期間 2009(H21)年度～ 2011(H23)年度	第3期計画期間 2012(H24)年度～ 2014(H26)年度	第4期計画期間 2015(H27)年度～ 2017(H29)年度	第5期計画期間 2018(H30)年度～ 2020(H32)年度
2008(平成20)年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定し第1期の障害福祉計画を作成	第1期の実績を踏まえ第2期の障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、2014(平成26)年度を目標として、第3期の障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、2017(平成29)年度を目標として、第4期の障害福祉計画を作成	第4期を踏まえ、2020(平成32)年度を目標として、第5期の障害福祉計画、第1期の障害児福祉計画を作成



■ 基本指針見直しのポイント

1) 計画の作成プロセス等に関する事項

- ・ 中間評価の実施

少なくとも1年に1回は実績の把握と分析・評価を行う。

2) 成果目標に関する事項(2020(平成32)年度までの目標)

- ① 「施設入所者の地域生活への移行」
- ② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」
- ③ 「地域生活支援拠点等の整備」
- ④ 「福祉施設から一般就労への移行」
- ⑤ 「障害児支援の提供体制の整備等」



3) その他の事項

- ①障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ②障害を理由とする差別の解消の推進
- ③発達障害者支援の一層の充実
- ④意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方
- ⑤難病患者への一層の周知

7 近年の障害者施策に関する法改正等

障害者に関する近年の法改正について、その概要と施行時期について次頁に示します。

2012(平成24)年10月には、障害者虐待の防止に関する施策を推進するため「障害者虐待防止法」が施行されました。

続く2013(平成25)年4月には、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、2014(平成26)年4月から、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されています。「精神保健福祉法」の改正も2014(平成26)年4月に行われ、病院からの地域移行・退院促進が制度化されています。

2013(平成25)年4月に「障害者優先調達推進法」が施行され、公的機関においては、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する義務が課せられ、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的、積極的に購入することを推進し、障害者の自立促進に資することが示されました。

同年の「障害者雇用促進法」の改正により、2016(平成28)年度から雇用分野における障害者の差別の禁止、合理的配慮の提供義務が定められ、2018(平成30)年度からは法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えることも規定されています。

2016(平成28)年4月には、障害を理由とする差別解消の推進に関する「障害者差別解消法」の施行、同年6月の「児童福祉法」改正、2018(平成30)年4月には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者総合支援法」の一部改正が施行されます。

■ 法律の施行時期

	第3期計画期間			第4期計画期間			第5期計画期間 (本計画期間)		
	2012 年度 (H24 年度)	2013 年度 (H25 年度)	2014 年度 (H26 年度)	2015 年度 (H27 年度)	2016 年度 (H28 年度)	2017 年度 (H29 年度)	2018 年度 (H30 年度)	2019 年度 (H31 年度)	2020 年度 (H32 年度)
障害者虐待防止法(2012・H24.10.1) 障害者虐待の防止、養護者に対する 支援等の施策を促進し、障害者の権 利利益の擁護									
障害者総合支援法(2013・H25.4.1) 障害者(児)が個人の尊厳に ふさわしい日常生活または社会生活 を営むことができるよう福祉の増進や 地域社会の実現									
障害者優先調達推進法 (2013・H25.4.1) 国・自治体等による障害者就労施設 等からの物品等の調達を推進									
改正 精神保健福祉法 (2014・H26.4.1) 医療保護入院の際の保護義務者の責 任を軽減し、同時に病院からの地域移 行・退院促進を制度化									
改正 障害者雇用促進法 (2016・H28.4.1) 障害者の雇用差別の禁止や職場にお ける合理的配慮の提供義務、精神障 害者を法定雇用率の算定基礎に加え 雇用の促進									
障害者差別解消法(2016・H28.4.1) 障害を理由とする差別の解消推進									
改正 障害者総合支援法 改正(一部) 児童福祉法 (2018・H30.4.1) 障害者が自らの望む地域生活を営む ことができるよう、「生活」と「就労」に対 する支援の一層の充実や高齢障害者 による介護保険サービスの円滑な利 用を促進するための見直しを行うとと もに、障害児支援のニーズの多様化 にきめ細かく対応するための支援の拡 充を図るほか、サービスの質の確保・ 向上を図るための環境整備等を行う									

第2章

障害のある方・ 障害のある子どもの現状





第2章 障害のある方・障害のある子どもの現状

1 人口の推移

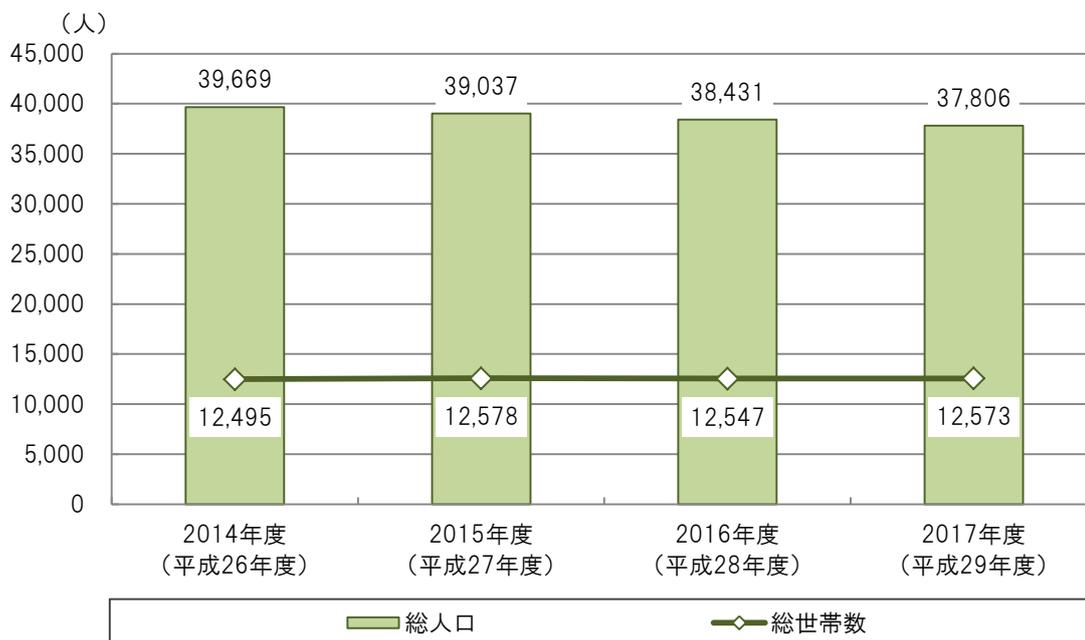
総人口は2014（平成26）年度以降減少し続けており、2017（平成29）年度には3万8千人を下回りました。

一方で、世帯数は2017（平成29）年度で12,573世帯となり、2014（平成26）年度からの3年間で78世帯増加していることから、1世帯あたりの人数は減少し、核家族化が進んでいることがうかがえます。

また、年齢三区分別人口割合の推移をみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口の減少に対して65歳以上の老年人口の増加が続いており、少子高齢化が進行しています。

※ 年齢三区分別を表す際は、0～14歳を年少人口、15～64歳を生産年齢人口、65歳以上を老年人口と表記します。

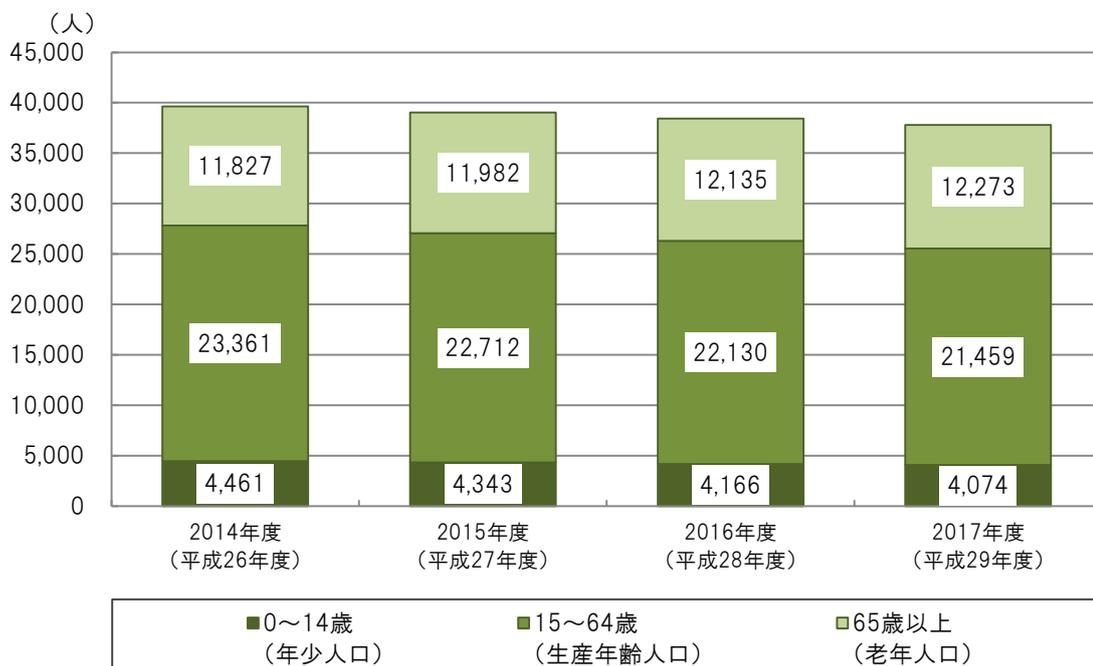
■ 総人口・世帯数の推移



	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
総人口	39,649人	39,037人	38,431人	37,806人
世帯数	12,495世帯	12,578世帯	12,547世帯	12,573世帯
1世帯あたりの人数	3.17人	3.10人	3.06人	3.01人

(住民基本台帳:各年度10月1日現在)

■ 年齢三区分の割合



	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
0～14歳	4,461人	4,343人	4,166人	4,074人
総人口に占める割合	11.3%	11.1%	10.8%	10.8%
15～64歳	23,361人	22,712人	22,130人	21,459人
総人口に占める割合	58.9%	58.2%	57.6%	56.8%
65歳以上	11,827人	11,982人	12,135人	12,273人
総人口に占める割合	29.8%	30.7%	31.6%	32.4%

(住民基本台帳:各年度10月1日現在)



2 障害のある方の推移

2017（平成29）年度の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の各手帳所持者の総数は2,281人で、この2年間は減少傾向にあります。

しかしながら、精神障害者保健福祉手帳所持者が急激に増加していることに加え、自立支援医療（精神通院医療）受給者数も増加を続けています。これは本市のみならず、県全体においても同じ状況であることがうかがえます。

■ 田村市内の手帳所持者数の推移



区分	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
身体障害者手帳 所持者数	1,839	1,857	1,795	1,753	1,663	1,627
療育手帳所持者数	370	378	379	420	424	430
精神障害者保健 福祉手帳所持者数	152	171	187	205	213	224
総数	2,361	2,406	2,361	2,378	2,300	2,281
自立支援医療(精神 通院医療)受給者数	477	515	536	569	604	636

(各年度4月1日現在)

■ 福島県内の手帳所持者数の推移



(人)

区分	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
身体障害者手帳 所持者数	93,201	94,665	95,287	94,472	87,682	84,363
療育手帳所持者数	15,420	15,778	16,162	16,650	17,088	17,473
精神障害者保健 福祉手帳所持者数	8,291	8,879	9,571	10,351	10,901	11,661
総数	116,912	119,322	121,020	121,473	115,671	113,497
自立支援医療(精神 通院医療)受給者数	21,082	21,441	21,972	22,822	24,025	24,689

(各年度4月1日現在)



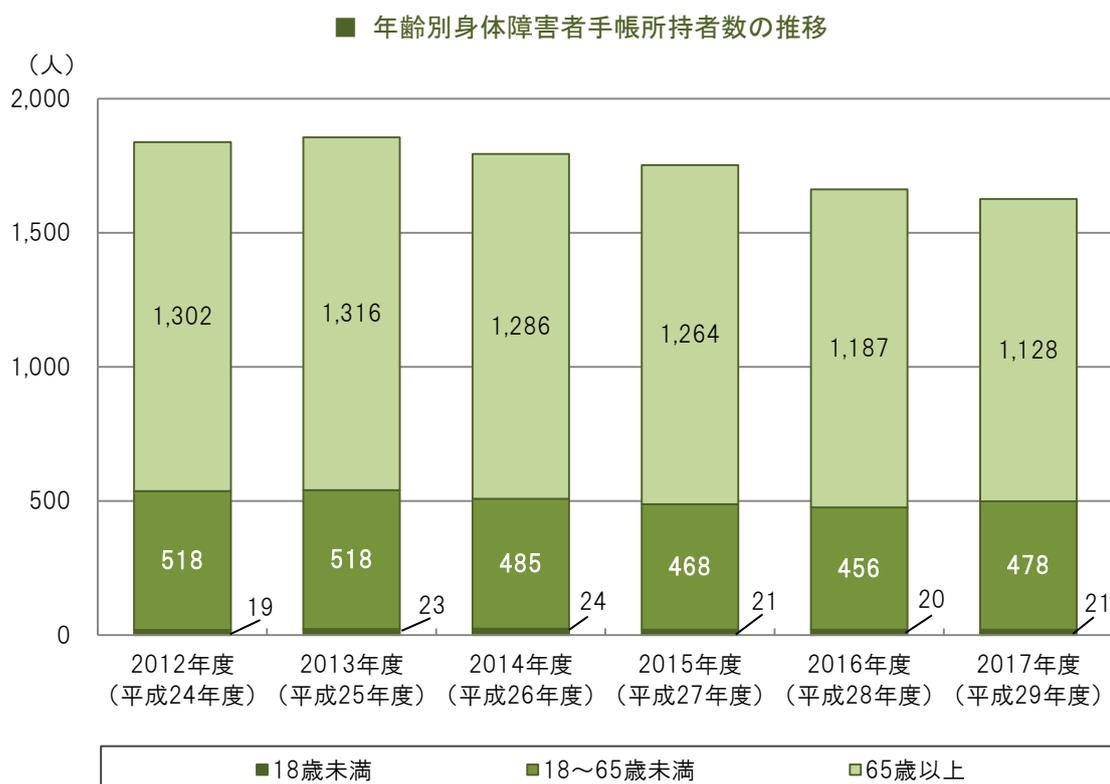
3 身体障害者手帳所持者の推移

(1) 年齢別・障害別身体障害者手帳所持者数

この6年間で18歳未満の身体障害者手帳所持者数は2人増加したものの、18歳以上65歳未満では、518人から478人と40人、7.7%減少、65歳以上の身体障害者は、1,302人から1,128人と174人、13.4%減少しています。

また、2017(平成29)年度の身体障害者全体に占める65歳以上の割合は69.3%、1,128人にのぼり、年次進行によって障害のある方が高齢になるとともに、高齢者が疾病等によって新たに障害者となるケースが増加していることもあり、年々身体障害者の高齢化が進んでいます。

障害別にみると、最も多いのは肢体不自由の914人で全体の56.2%を占めています。次いで内部障害が452人で27.8%となっています。

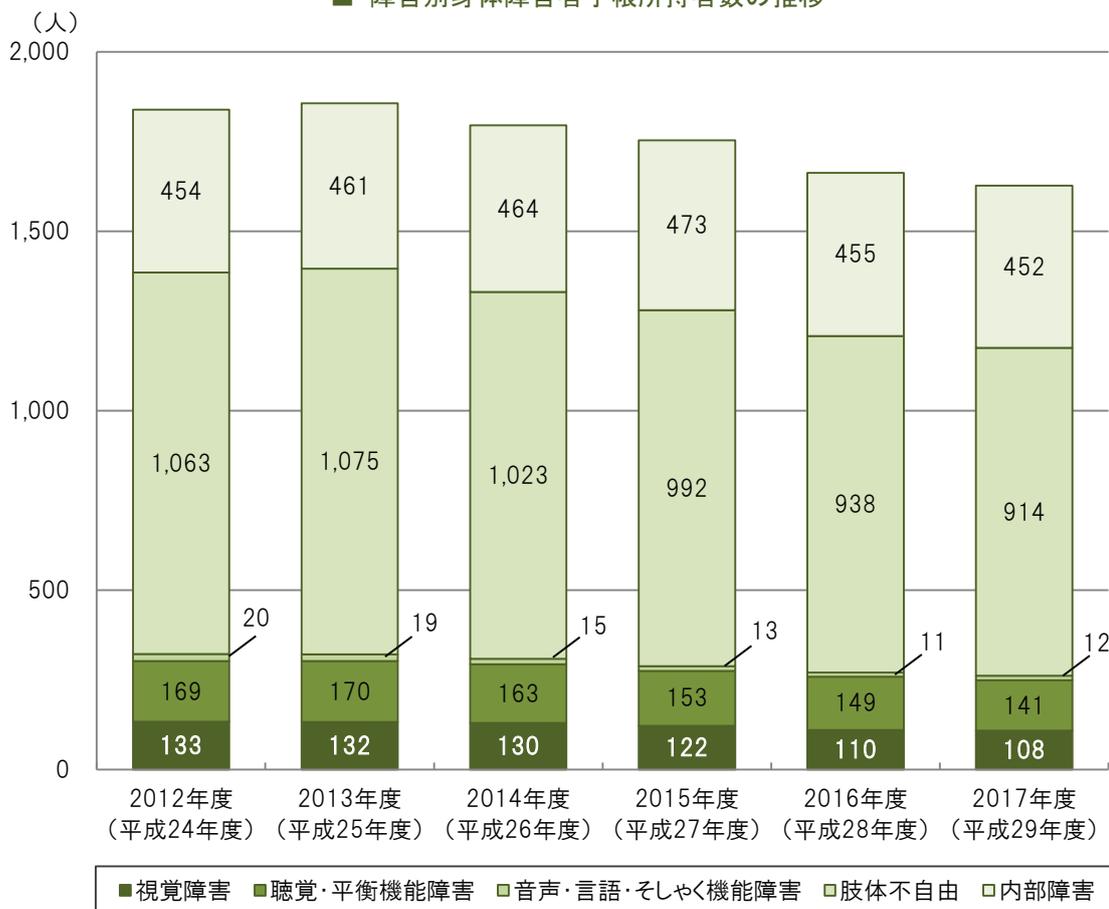


(人)

区分	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
18歳未満	19	23	24	21	20	21
18~65歳未満	518	518	485	468	456	478
65歳以上	1,302	1,316	1,286	1,264	1,187	1,128
合計	1,839	1,857	1,795	1,753	1,663	1,627

(各年度4月1日現在)

■ 障害別身体障害者手帳所持者数の推移



(人)

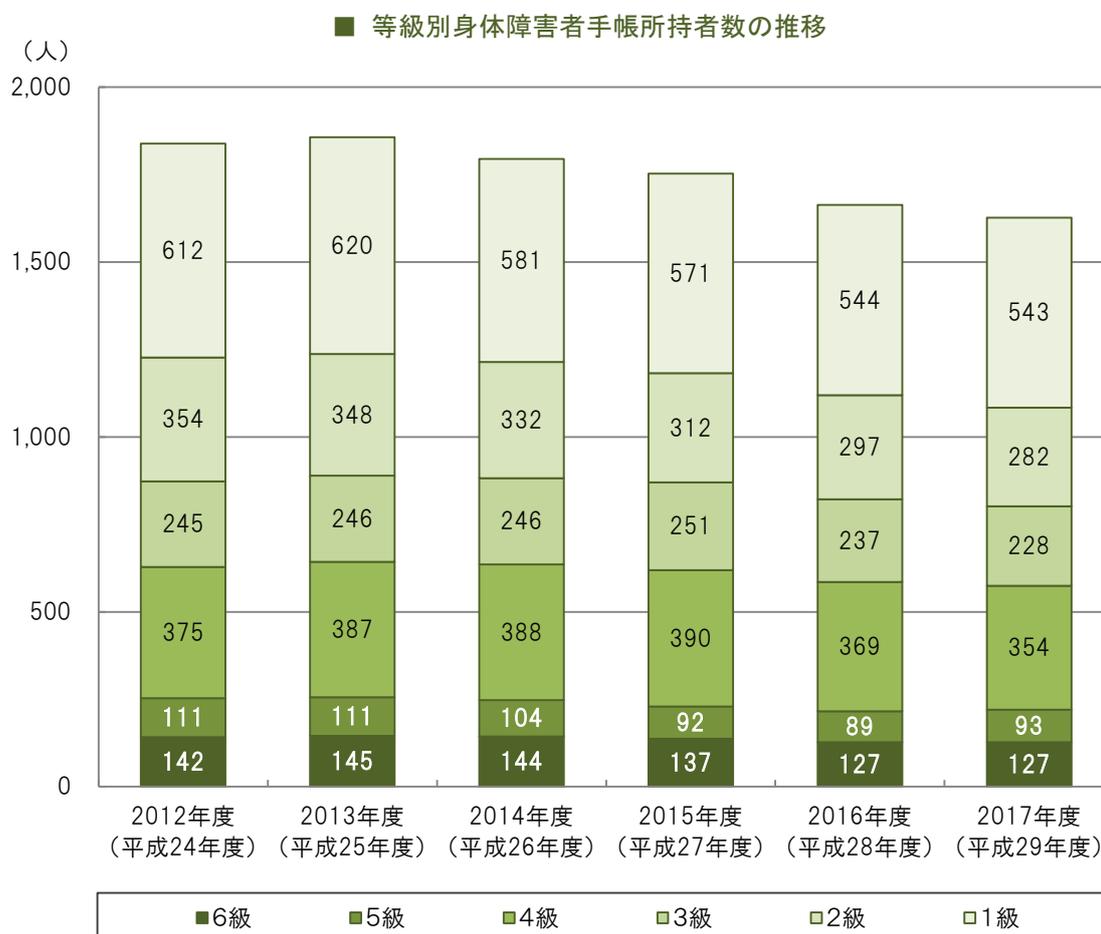
区分	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
視覚障害	133	132	130	122	110	108
聴覚・平衡機能障害	169	170	163	153	149	141
音声・言語・そしゃく 機能障害	20	19	15	13	11	12
肢体不自由	1,063	1,075	1,023	992	938	914
内部障害	454	461	464	473	455	452
合計	1,839	1,857	1,795	1,753	1,663	1,627

(各年度4月1日現在)



(2) 障害別・等級別身体障害者手帳所持者数

2017（平成29）年度の身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、重度障害者である1級と2級の所持者が合わせて825人と全体の50.7%にのぼります。



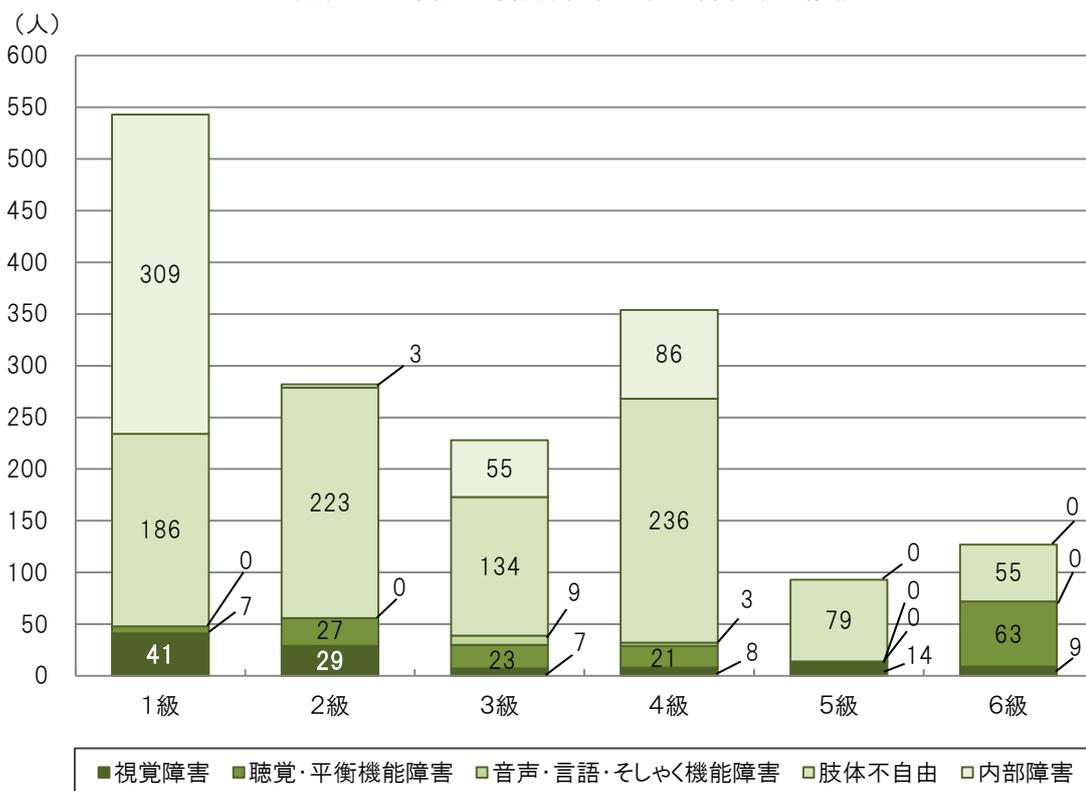
(人)

区分	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
1級	612	620	581	571	544	543
2級	354	348	332	312	297	282
3級	245	246	246	251	237	228
4級	375	387	388	390	369	354
5級	111	111	104	92	89	93
6級	142	145	144	137	127	127
合計	1,839	1,857	1,795	1,753	1,663	1,627

(各年度4月1日現在)

さらに 2017（平成 29）年度の手帳所持者を障害別・等級別にみると、重度障害者である 1 級と 2 級の所持者は肢体不自由と内部障害に多く見受けられます。

■ 障害別・等級別身体障害者手帳所持者数の推移



(人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	41	29	7	8	14	9	108
聴覚・平衡機能障害	7	27	23	21	0	63	141
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	9	3	0	0	12
肢体不自由	186	223	134	236	79	55	913
内部障害	309	3	55	86	0	0	453
合計	543	282	228	354	93	127	1,627

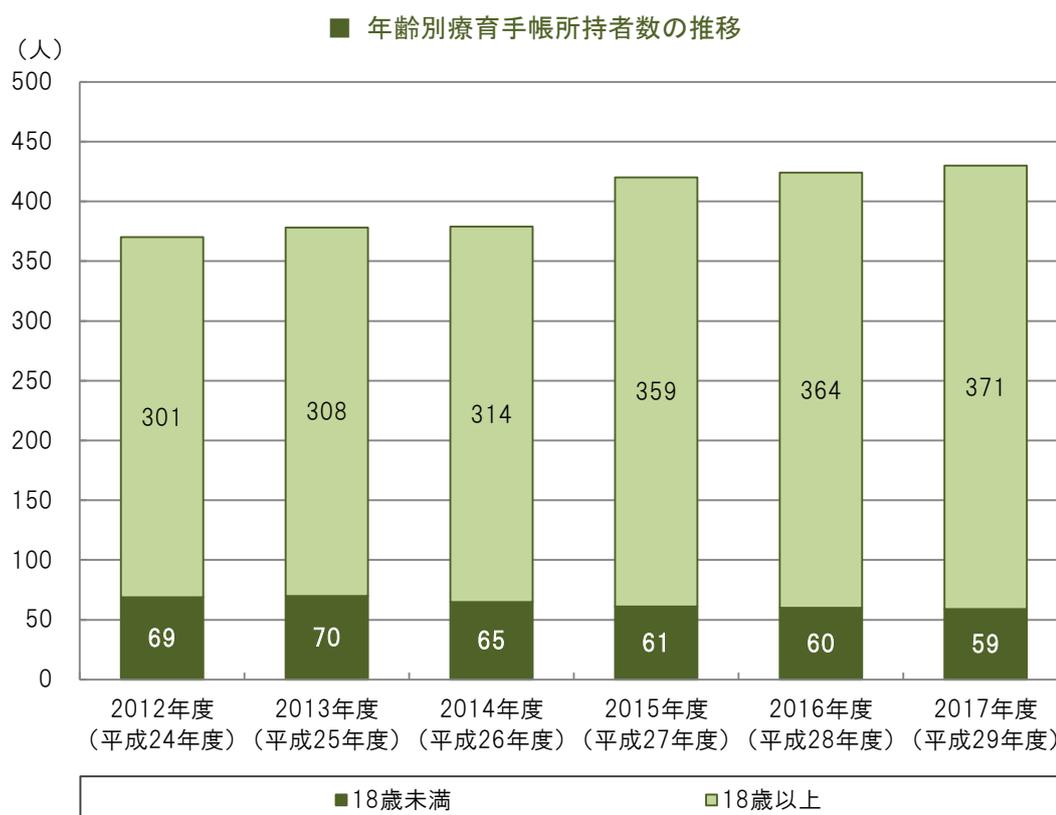
(2017(平成 29)年 4 月 1 日現在)



4 療育手帳所持者の推移

(1) 年齢別・等級別療育手帳所持者数

この6年間で療育手帳所持者数は370人から430人と60人、16.2%増加しています。18歳未満の療育手帳所持者は2012（平成24）年度の69人から2017（平成29）年度は59人と10人、14.5%減少しましたが、18歳以上はこの6年間で70人、23.3%増加しています。



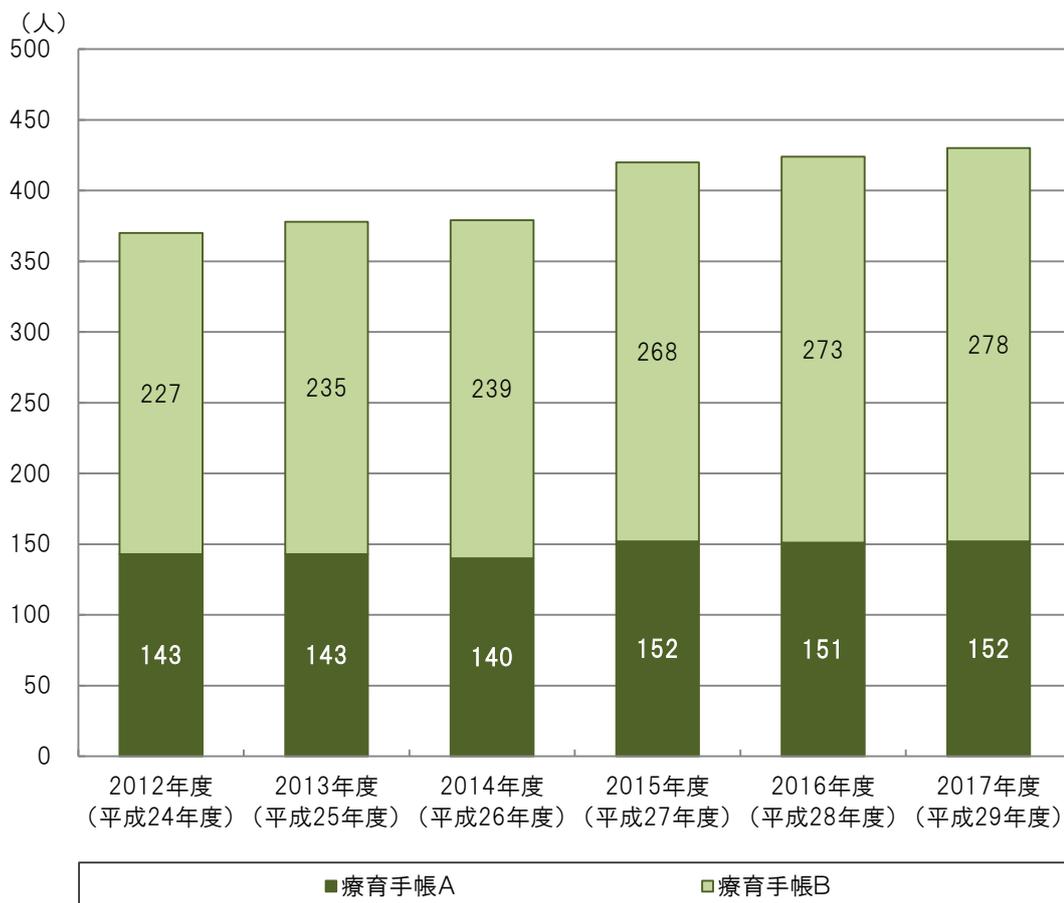
(人)

区分	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
18歳未満	69	70	65	61	60	59
18歳以上	301	308	314	359	364	371
合計	370	378	379	420	424	430

(各年度4月1日現在)

2017（平成29）年度の手帳所持者数を等級別にみるとA（最重度・重度）が152人で35.3%、B（中・軽度）が278人で64.7%となっています。この6年間でB（中・軽度）の割合が増加しています。

■ 等級別療育手帳所持者数の推移



(人)

区分	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
A(最重度・重度)	143	143	140	152	151	152
B(中・軽度)	227	235	239	268	273	278
合計	370	378	379	420	424	430

(各年度4月1日現在)

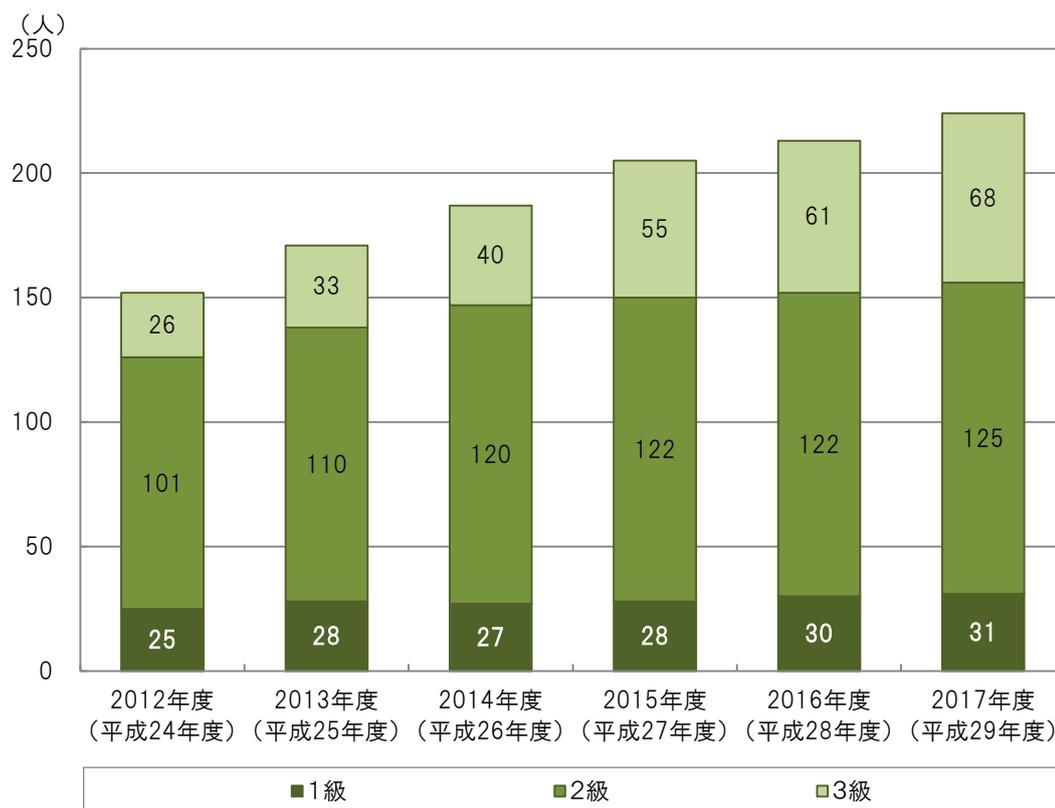


5 精神障害者の推移

(1) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

この6年間で精神障害者保健福祉手帳所持者は 152 人から 224 人と 72 人、47.4%増加しています。等級別ではとくに2級及び3級の手帳所持者が増えています。

■ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(人)

区分	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
1級	25	28	27	28	30	31
2級	101	110	120	122	122	125
3級	26	33	40	55	61	68
合計	152	171	187	205	213	224

(各年度4月1日現在)

(2) 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

この6年間で自立支援医療（精神通院医療）受給者は477人から636人と159人、33.3%増加しています。県全体では21,082人から24,689人と3,607人、17.1%増加しています。

■ 自立支援医療（精神通院医療）受給者数



区分	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
田村市	477	515	536	569	604	636
福島県	21,082	21,441	21,972	22,822	24,025	24,689
割合(%)	2.26	2.40	2.44	2.49	2.51	2.58

(各年度4月1日現在)

【参考】福島県内精神科病院に入院している田村市の住所を有する者(2017(H29)年7月調べ)

(人)

精神科病院名	1年未満の入院者		1年以上3年未満の入院者		3年以上の入院者	
	男	女	男	女	男	女
つるが松窪病院	0	0	0	0	1	0
富士病院	0	0	0	0	1	0
東北病院	0	0	0	0	1	1
星ヶ丘病院	5	5	2	1	12	7
針生ヶ丘病院	1	3	0	1	7	6
あさかホスピタル	3	6	2	2	9	7
寿泉堂松南病院	4	0	1	0	2	1
県立矢吹病院	2	1	0	0	1	0
西白河病院	1	0	0	0	1	1
いわき開成病院	0	0	1	0	1	0
高野病院	0	0	0	0	1	0
計 (101人)	16	15	6	4	37	23



6 障害のある子どもの推移

(1) 身体障害児（18歳未満）の推移

2017（平成29）年度の手帳所持者数は21人で、この6年間は微増傾向にあります。このうち等級別では1級が14人、2級が2人で76.2%が重度の身体障害児です。

■ 等級別身体障害児の推移

(人)

区分	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
1級	11	15	15	15	14	14
2級	4	3	5	2	2	2
3級	3	3	2	2	2	2
4級	0	0	0	0	0	1
5級・6級	1	2	2	2	2	2
合計	19	23	24	21	20	21

(各年度4月1日現在)

(2) 知的障害児（18歳未満）の推移

この6年間では69人から59人と10人減少しています。等級別ではA（最重度・重度）が17人で28.8%、B（中・軽度）が42人で71.2%となっています。

■ 等級別知的障害児の推移

(人)

区分	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
A(最重度・重度)	20	20	16	18	15	17
B(中・軽度)	49	50	49	43	45	42
合計	69	70	65	61	60	59

(各年度4月1日現在)

(3) 特別支援学級・特別支援学校在籍者数

田村市立小・中学校の2017（平成29）年度における特別支援学級在籍者数は61人で、小学校40人、中学校21人です。

2017（平成29）年度における福島県立特別支援学校在籍者数は、小学部8人、中学部8人、高等部11人となっています。

■ 田村市立小・中学校特別支援学級在籍者数

(人)

		2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
在籍者数	小学校	35	40
	中学校	25	21
	合計	60	61

(各年度4月1日現在)

■ 福島県立特別支援学校在籍者数合計

(人)

		2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
在籍者数	小学部	9	8
	中学部	7	8
	高等部	8	11
	合計	24	27

(各年度4月1日現在)

■ 福島県立視覚支援学校在籍者数（視覚障害）

(人)

		2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
在籍者数	小学部	0	0
	中学部	0	0
	高等部	1	0
	合計	1	0

(各年度4月1日現在)

■ 福島県立たむら支援学校在籍者数（知的障害）

(人)

		2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
在籍者数	小学部	-	5
	中学部	-	3
	高等部	-	4
	合計	-	12

(各年度4月1日現在)



■ 福島県立あぶくま支援学校在籍者数（知的障害）

（人）

		2016年度 （平成28年度）	2017年度 （平成29年度）
在籍者数	小学部	4	0
	中学部	2	0
	高等部	6	4
	合計	12	4

（各年度4月1日現在）

■ 福島県立西郷支援学校在籍者数（知的障害）

（人）

		2016年度 （平成28年度）	2017年度 （平成29年度）
在籍者数	小学部	0	0
	中学部	1	1
	高等部	0	0
	合計	1	1

（各年度4月1日現在）

■ 福島県立郡山支援学校在籍者数（肢体不自由）

（人）

		2016年度 （平成28年度）	2017年度 （平成29年度）
在籍者数	小学部	4	3
	中学部	2	3
	高等部	0	2
	合計	6	8

（各年度4月1日現在）

■ 福島県立須賀川支援学校郡山校在籍者数（病弱）

（人）

		2016年度 （平成28年度）	2017年度 （平成29年度）
在籍者数	小学部	1	0
	中学部	0	0
	高等部	0	0
	合計	1	0

（各年度4月1日現在）

■ 福島県立相馬支援学校在籍者数（知的障害）

（人）

		2016年度 （平成28年度）	2017年度 （平成29年度）
在籍者数	小学部	0	0
	中学部	0	0
	高等部	1	1
	合計	1	1

（各年度4月1日現在）

■ 福島県立猪苗代支援学校在籍者数（知的障害）

（人）

		2016年度 （平成28年度）	2017年度 （平成29年度）
在籍者数	小学部	0	0
	中学部	1	1
	高等部	0	0
	合計	1	1

（各年度4月1日現在）

■ 福島県立大笹生支援学校在籍者数（知的障害）

（人）

		2016年度 （平成28年度）	2017年度 （平成29年度）
在籍者数	小学部	0	0
	中学部	1	0
	高等部	0	0
	合計	1	0

（各年度4月1日現在）



(4) 保育所における障害のある入所児数

市内保育所に在籍する障害のある入所児は、2017（平成29）年度は3歳未満児3人、3歳児6人、4歳児以上が2人で、合計11人となっています。

■ 保育所における障害のある入所児数の推移

年度		3歳未満児	3歳児	4歳児以上	計
2014年度 (平成26年度)	在籍児数	138人	102人	51人	291人
	在籍障害児数	0人	3人	3人	6人
	加配保育士数	0人	2人	3人	5人
2015年度 (平成27年度)	在籍児数	165人	100人	75人	340人
	在籍障害児数	3人	1人	2人	6人
	加配保育士数	3人	1人	1人	5人
2016年度 (平成28年度)	在籍児数	166人	102人	71人	339人
	在籍障害児数	2人	2人	1人	5人
	加配保育士数	1人	2人	1人	4人
2017年度 (平成29年度)	在籍児数	151人	109人	71人	331人
	在籍障害児数	3人	6人	2人	11人
	加配保育士数	2人	3人	1人	6人

※加配保育士は、障害のある児童を担当するために通常の保育士に加えて配置された保育士です。（各年度）

(5) 幼稚園における障害のある園児数

市立幼稚園に在籍する障害のある園児は、2017(平成29)年度には4歳児が4人、5歳児が2人で、合計6人となっています。

■ 市立幼稚園における障害のある園児数の推移

年度		4歳児	5歳児	計
2014年度 (平成26年度)	在籍児数	112人	127人	239人
	在籍障害児数	1人	3人	4人
	特別支援員数	1人	3人	4人
2015年度 (平成27年度)	在籍児数	123人	116人	239人
	在籍障害児数	2人	2人	4人
	特別支援員数	2人	1人	3人
2016年度 (平成28年度)	在籍児数	94人	127人	221人
	在籍障害児数	3人	2人	5人
	特別支援員数	2人	1人	3人
2017年度 (平成29年度)	在籍児数	106人	100人	206人
	在籍障害児数	4人	2人	6人
	特別支援員数	2人	1人	3人

※特別支援員は、障害のある児童を支援するために通常の教諭に加えて配置された職員です。(各年度)



7 障害のある方の雇用の状況

郡山公共職業安定所管内の2017（平成29）年度に民間企業における障害のある方の雇用状況は、就労している障害のある方が1,524人、実雇用率が1.95%となっています。

また、民間企業に就労している障害のある方の数は、この5年間で311人増加していますが、従業員規模が500人未満の企業における実雇用率では全国平均を下回っています。

■ 民間企業における障害のある方の雇用状況

項目 地域	年度	企業数	算定常用 労働者数	障害の ある方	実雇用率	雇用率未 達成の割合
全国	2013年度 (平成25年度)	85,314	23,213,401.0	408,947.5	1.76%	57.3%
	2014年度 (平成26年度)	86,648	23,650,463.5	431,225.5	1.82%	55.3%
	2015年度 (平成27年度)	87,935	24,122,923.0	453,133.5	1.88%	52.8%
	2016年度 (平成28年度)	89,359	24,650,200.5	474,374.0	1.92%	51.2%
	2017年度 (平成29年度)	91,024	25,204,720.0	495,795.0	1.97%	50.0%
福島県	2013年度 (平成25年度)	1,213	219,780.0	3,716.5	1.69%	53.4%
	2014年度 (平成26年度)	1,260	224,391.5	3,957.5	1.76%	52.1%
	2015年度 (平成27年度)	1,308	230,986.0	4,244.5	1.84%	49.5%
	2016年度 (平成28年度)	1,319	234,638.5	4,456.0	1.90%	46.4%
	2017年度 (平成29年度)	1,326	237,544.0	4,623.0	1.95%	44.3%
管内	2013年度 (平成25年度)	269	70,730.0	1,213.0	1.74%	55.8%
	2014年度 (平成26年度)	283	72,463.5	1,291.0	1.78%	53.2%
	2015年度 (平成27年度)	296	74,627.0	1,354.5	1.82%	55.7%
	2016年度 (平成28年度)	310	77,458.0	1,459.0	1.88%	52.9%
	2017年度 (平成29年度)	306	78,308.0	1,524.0	1.95%	50.3%

(郡山公共職業安定所より 各年度6月1日現在)

■ 年度別・規模別障害者実雇用率の推移

規模		2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
50～99	全国	1.41%	1.46%	1.49%	1.55%	1.60%
	福島県	1.31%	1.38%	1.40%	1.42%	1.43%
	管内	1.33%	1.22%	0.96%	1.19%	1.16%
100～299	全国	1.52%	1.58%	1.68%	1.74%	1.81%
	福島県	1.49%	1.57%	1.76%	1.87%	1.89%
	管内	1.35%	1.46%	1.58%	1.63%	1.66%
300～499	全国	1.71%	1.76%	1.79%	1.82%	1.82%
	福島県	1.76%	1.96%	1.81%	1.87%	1.88%
	管内	1.47%	1.40%	1.64%	1.67%	1.68%
500～999	全国	1.77%	1.83%	1.89%	1.93%	1.97%
	福島県	1.94%	1.90%	2.10%	2.05%	2.16%
	管内	1.66%	1.95%	1.91%	1.94%	2.02%
1,000以上	全国	1.98%	2.05%	2.09%	2.12%	2.16%
	福島県	2.10%	2.18%	2.22%	2.26%	2.35%
	管内	2.17%	2.20%	2.22%	2.27%	2.37%
計	全国	1.76%	1.82%	1.88%	1.92%	1.97%
	福島県	1.69%	1.76%	1.84%	1.90%	1.95%
	管内	1.74%	1.78%	1.82%	1.88%	1.95%

(郡山公共職業安定所より 各年度6月1日現在)

■ 障害種別の雇用状況

	2014年度 (平成26年度)	2017年度 (平成29年度)
身体障害者	28.4%	25.5%
身体障害者(短時間)	6.2%	5.1%
重度身体障害者	17.3%	16.6%
重度身体障害者(短時間)	5.2%	4.4%
知的障害者	19.2%	17.9%
知的障害者(短時間)	10.3%	11.4%
重度知的障害者	1.9%	2.0%
重度知的障害者(短時間)	1.4%	1.1%
精神障害者	5.9%	9.1%
精神障害者(短時間)	4.1%	6.8%



8 障害福祉サービスの利用状況

自立支援給付費では、2015（平成27）年度から2016（平成28）年度にかけて大きな増加を示したサービスは、短期入所（ショートステイ）、障害児を対象としたサービスでは児童発達支援・放課後等デイサービスです。一方で自立訓練（生活訓練）は減少しました。地域生活支援事業では、日常生活用具給付等事業の介護・訓練支援用具、自立生活支援用具の増加が目立ちます。

■ 自立支援給付の実績

	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	増加率	
居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護 同行援護、行動援護重度障害者等包括支援	1,418 時間	1,517 時間	107.0%	
	49 人	42 人	85.7%	
生活介護	1,474 人日	1,571 人日	106.6%	
	118 人	128 人	108.5%	
自立訓練(機能訓練)	4 人日	0 人日	-	
	1 人	0 人	-	
自立訓練(生活訓練)	33 人日	12 人日	36.4%	
	3 人	1 人	33.3%	
宿泊型自立訓練	33 人日	26 人日	29.9%	
	1 人	1 人	100.0%	
就労移行支援	30 人日	25 人日	83.3%	
	2 人	2 人	100.0%	
就労継続支援(A型:雇用型)	44 人日	36 人日	81.8%	
	3 人	3 人	100.0%	
就労継続支援(B型:非雇用型)	1,674 人日	1,676 人日	100.1%	
	142 人	141 人	99.3%	
療養介護	6 人	7 人	116.7%	
短期入所(ショートステイ)	86 人日	138 人日	160.5%	
	9 人	15 人	166.7%	
共同生活援助(グループホーム)	57 人	61 人	107.0%	
施設入所支援	89 人	89 人	100.0%	
相談支援	計画相談支援	17 人	21 人	123.5%
	地域移行支援	1 人	0 人	-
	地域定着支援	0 人	0 人	-

注) 一段で表記してある数値は、各年度3月

二段で表記してある数値は、上段が年間延べ利用人日・時間、下段が利用実人数(各年度3月)

■ 地域生活支援事業の実績

		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	増加率
相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施箇所数	2か所	2か所	100.0%
基幹相談支援事業	実施箇所数	0か所	1か所	-
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	-
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	-
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	-
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0人	0人	-
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延利用者数	58人	60人	103.4%
手話通訳者設置事業	実設置者数	0人	0人	-
手話通訳者登録	登録者数	10人	10人	100.0%
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	給付等件数	1件	3件	300.0%
自立生活支援用具	給付等件数	7件	13件	185.7%
在宅療養等支援用具	給付等件数	9件	5件	55.6%
情報・意思疎通支援用具	実給付者数	17人	12人	70.6%
排泄管理支援用具	実給付者数	87人	76人	87.4%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等件数	2件	1件	50.0%
移動支援事業	実利用者数	15人	15人	100.0%
	延利用時間数	679時間	610時間	89.8%
地域活動支援センター	実施箇所数	0か所	0か所	-
	実利用者数	0人	0人	-
訪問入浴サービス事業	実利用者数	4人	3人	75.0%
更生訓練費給付事業	実利用者数	0人	0人	-
日中一時支援事業	実利用者数	11人	8人	72.7%
	延利用日数	359日	394日	109.7%
巡回支援専門員整備事業	実施の有無	無	有	-
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施の有無	有	有	-
特別支援事業				
意思疎通支援従事者養成 研修促進事業	実施の有無	有	有	-
意思疎通支援広域派遣推進 事業	実施の有無	有	有	-
自動車運転免許取得・改造 助成事業	実利用者数	4人	2人	50.0%

注) 数値は年間量



■ 障害児を対象としたサービスの実績

		2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	増加率
障害児通所支援	児童発達支援	315人日	343人日	108.9%
		39人	42人	107.7%
	放課後等デイサービス	550人日	747人日	135.8%
		53人	56人	105.7%
障害児相談支援		15人	32人	213.3%

9 ニーズ調査の分析

田村市では、より良い障害者福祉を目指すべく、現行の「障害者計画」及び「障害福祉計画」の内容を見直し、新たな計画を策定するための基礎資料として、障害者福祉に関するニーズ調査を実施しました。

(1) 調査の実施

○調査の目的

第5期障害福祉計画策定にあたり、障害者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意向などを把握し、計画策定や施策の推進に役立てるためにニーズ調査を実施しました。

○調査方法

本調査は、満70歳未満の障害のある方を対象に8月下旬に実施しました。調査票の配布等については次表のとおりです。

■ 調査方法

調査名	生活と福祉に関するニーズ調査
調査対象者	2017(平成29)年8月1日現在、田村市内に住所を有する身体障害者手帳(1～3級は65歳未満、4～6級は70歳未満)、療育手帳(70歳未満)、精神障害者保健福祉手帳(70歳未満)及び自立支援医療(精神通院医療)の受給者証を所持している方
調査人数	1,196人
調査方法	郵送によるニーズ調査票の発送・回収
調査時期	発送日:8月28日、回収締切日:9月15日
その他	無記名回答

○回収状況

回収状況、回収率等については次表のとおりです。

■ 回収率

区分	対象者数	回収数	回収率
生活と福祉に関するニーズ調査	1,196人	518人	43.3%



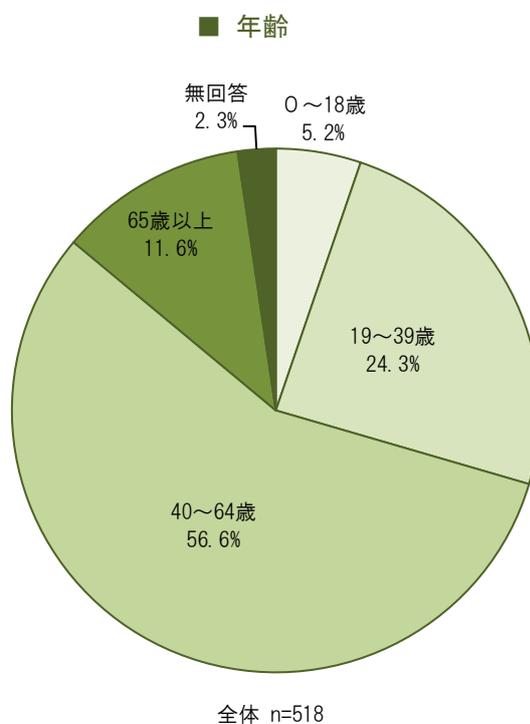
(2) 調査の分析結果

調査結果の整理にあたっては、障害等の種類を次のように区分して集計しました。

- 身体障害者：身体障害者手帳を所持する方
- 知的障害者：療育手帳を所持する方
- 精神障害者：精神障害者保健福祉手帳を所持する方または自立支援医療受給者証（精神通院医療）を所持する方

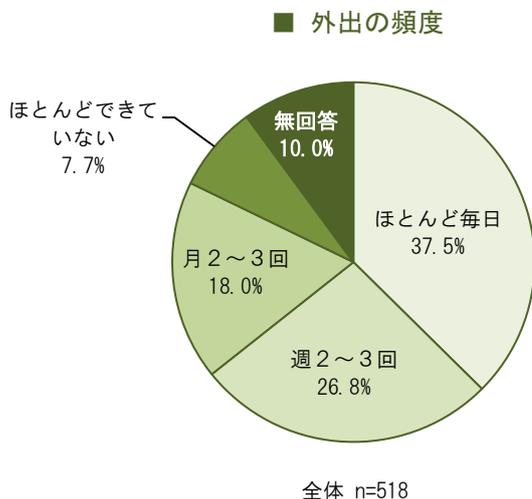
1) 調査対象者の年齢

調査対象者の年齢をみると、「40～64歳」（56.6%）が最も多く、次いで「19～39歳」（24.3%）、「65歳以上」（11.6%）となっています。

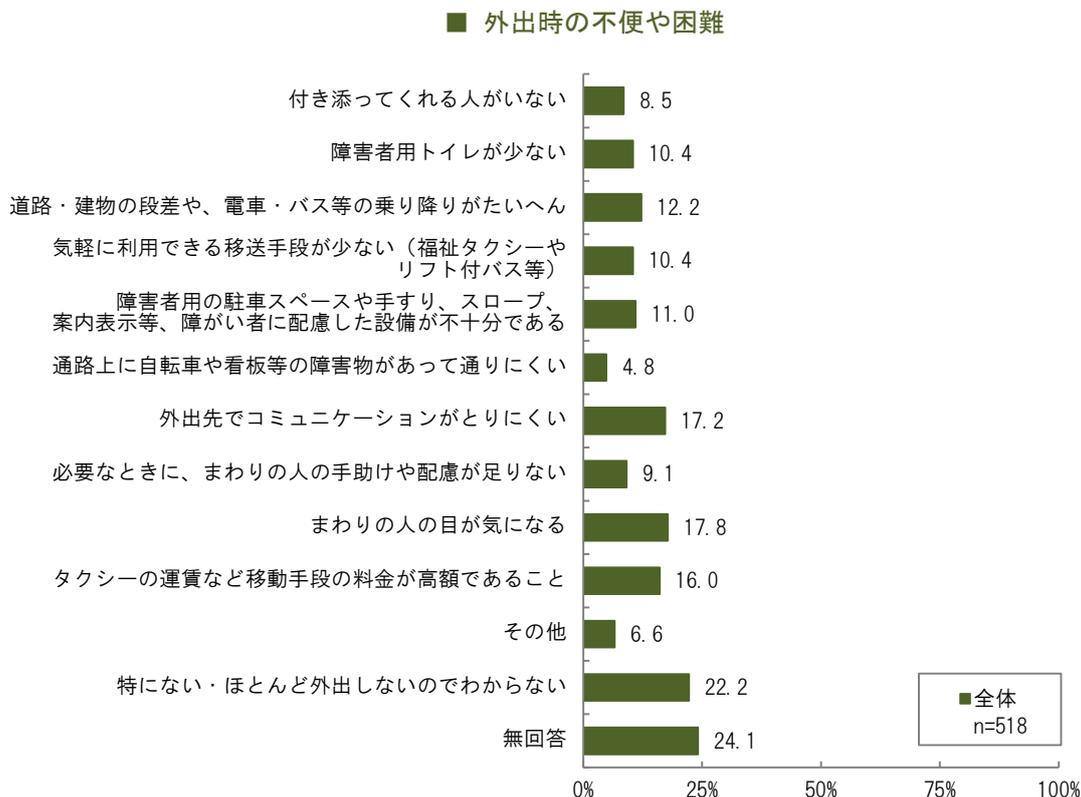


2) 外出について

外出の頻度をみると、「ほとんど毎日」(37.5%) が最も多く、次いで「週2～3回」(26.8%)、「月2～3回」(18.0%) となっています。



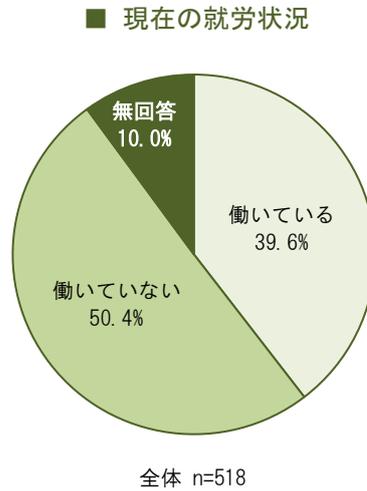
外出時の不便や困難をみると、「特にない・ほとんど外出しないのでわからない」(22.2%) が最も多く、次いで「まわりの人の目が気になる」(17.8%)、「外出先でコミュニケーションがとりにくい」(17.2%) となっています。



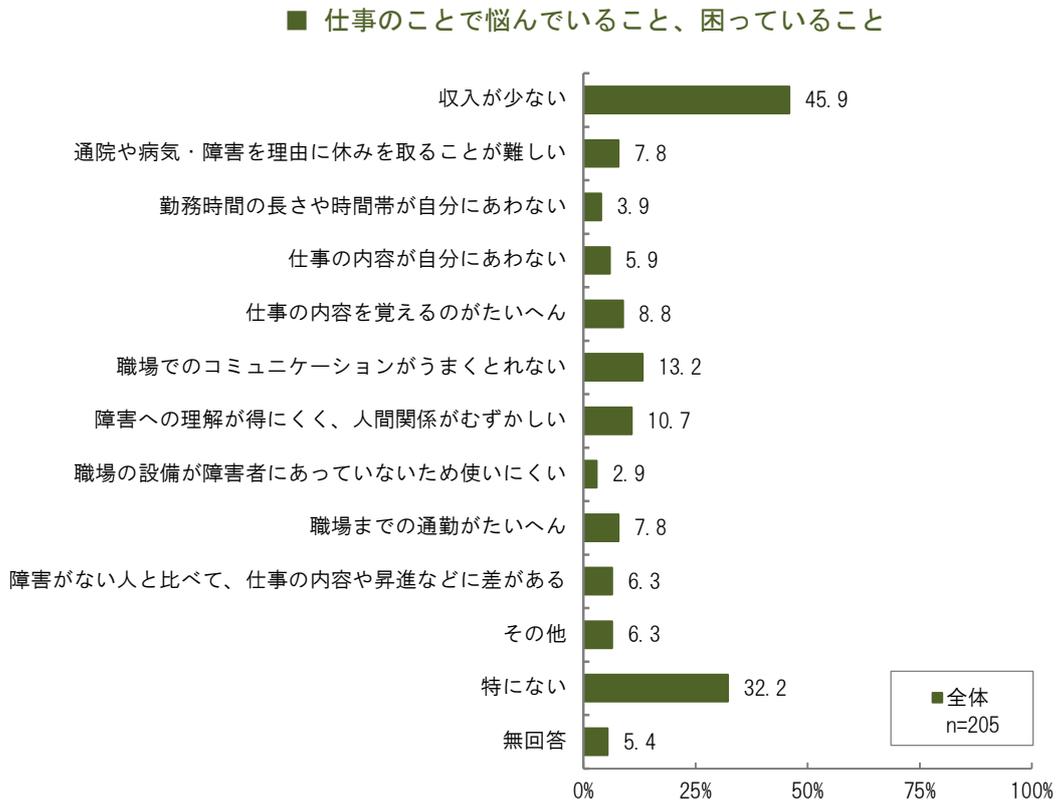


3) 就学・就労状況について

現在の就労状況をみると、「働いていない」は50.4%、「働いている」が39.6%となっています。



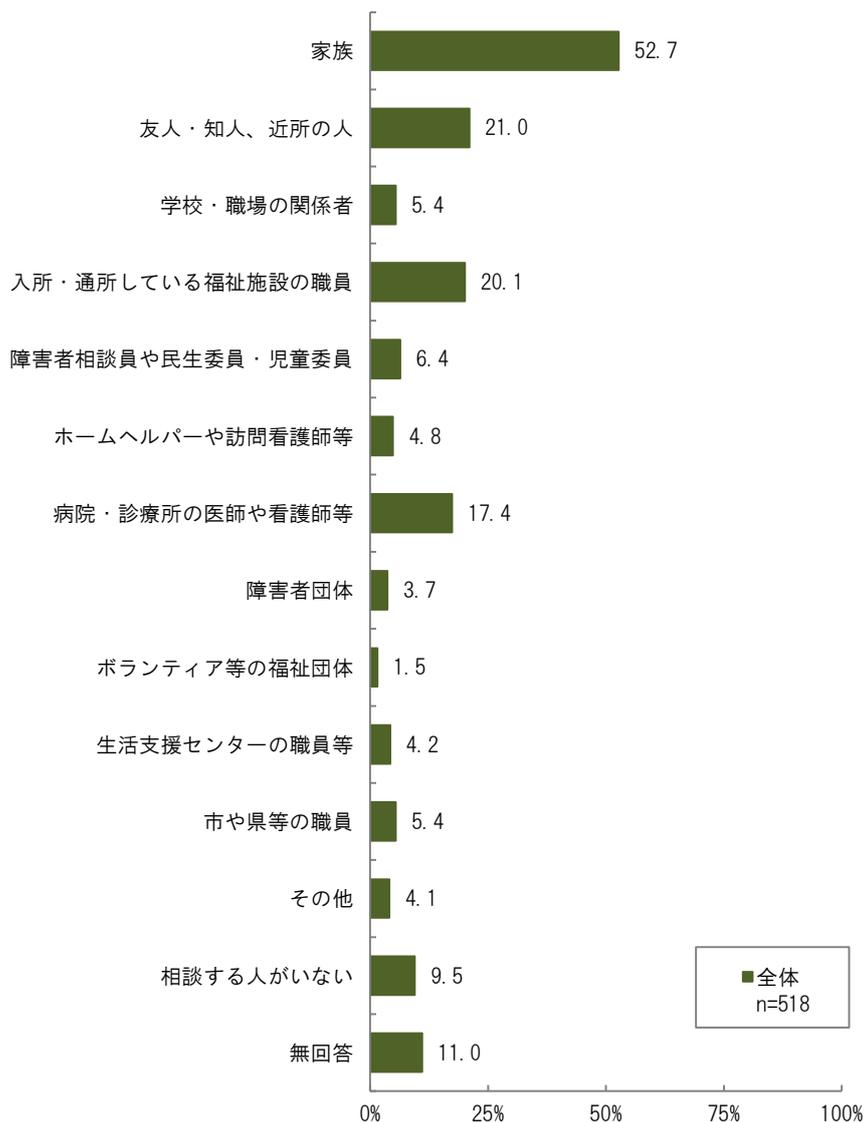
仕事のことで悩んでいること、困っていることをみると、「収入が少ない」(45.9%)が最も多く、次いで「特にない」(32.2%)、「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」(13.2%)となっています。



4) 現在の生活の中で困っていること、将来に対する不安・悩みについて

困っていることや将来に対する不安・悩みの相談先をみると、「家族」(52.7%)が最も多く、次いで「友人・知人、近所の人」(21.0%)、「入所・通所している福祉施設の職員」(20.1%)、「病院・診療所の医師や看護師等」(17.4%)となっています。

■ 生活の中で困っていること、不安・悩みの相談先

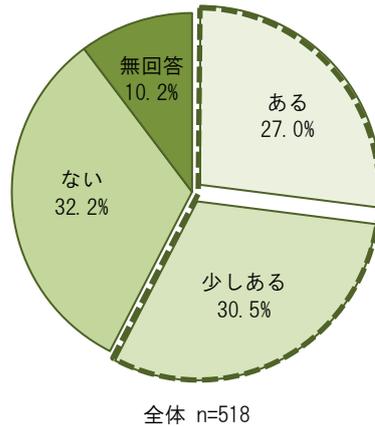




5) 障害のある方の権利擁護について

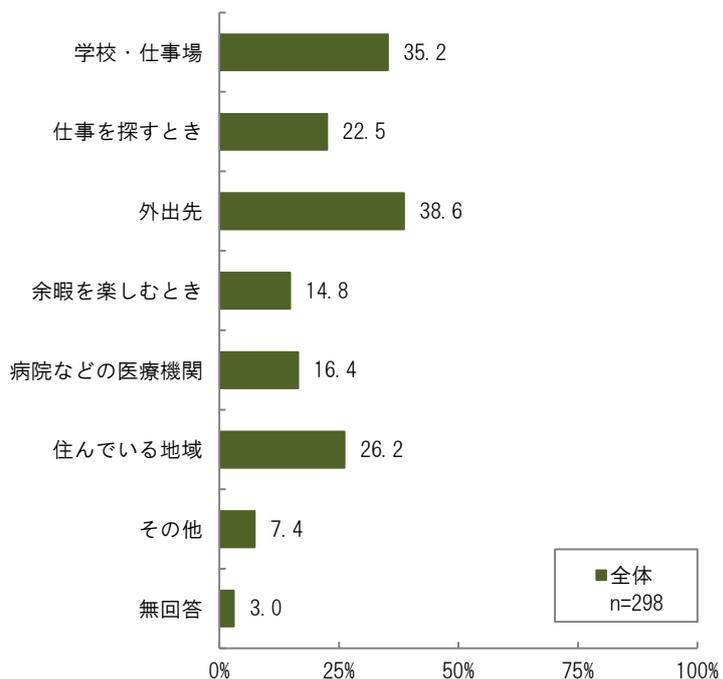
障害があることで差別やいやな思いをしたことがあるかでは、「ある」方は 27.0% 「少しある」方が 30.5%となり、差別やいやな思いをしたことがある方が6割弱となっています。

■ 障害があることで差別やいやな思いをしたことがあるか



どのような場所で差別やいやな思いをしたかをみると、「外出先」(38.6%)が最も多く、次いで「学校・仕事場」(35.2%)、「住んでいる地域」(26.2%)、「仕事を探するとき」(22.5%)となっています。

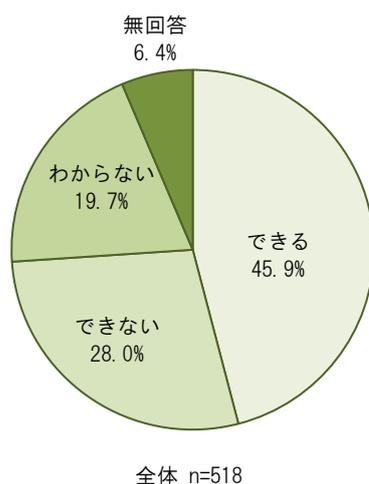
■ どのような場所で差別やいやな思いをしたか



6) 災害対応について

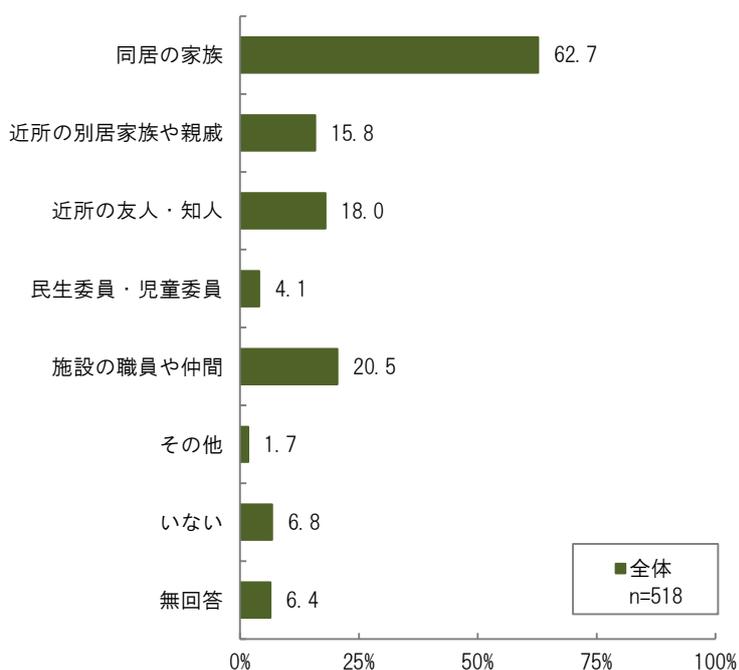
災害時に一人で避難できるかをみると、「できる」(45.9%)が最も多く、次いで「できない」(28.0%)、「わからない」(19.7%)となっています。

■ 災害時に一人で避難できるか



災害時に頼れる人をみると、「同居の家族」(62.7%)が最も多く、次いで「施設の職員や仲間」(20.5%)、「近所の友人・知人」(18.0%)、「近所の別居家族や親戚」(15.8%)となっている一方で、「いない」は6.8%となっています。

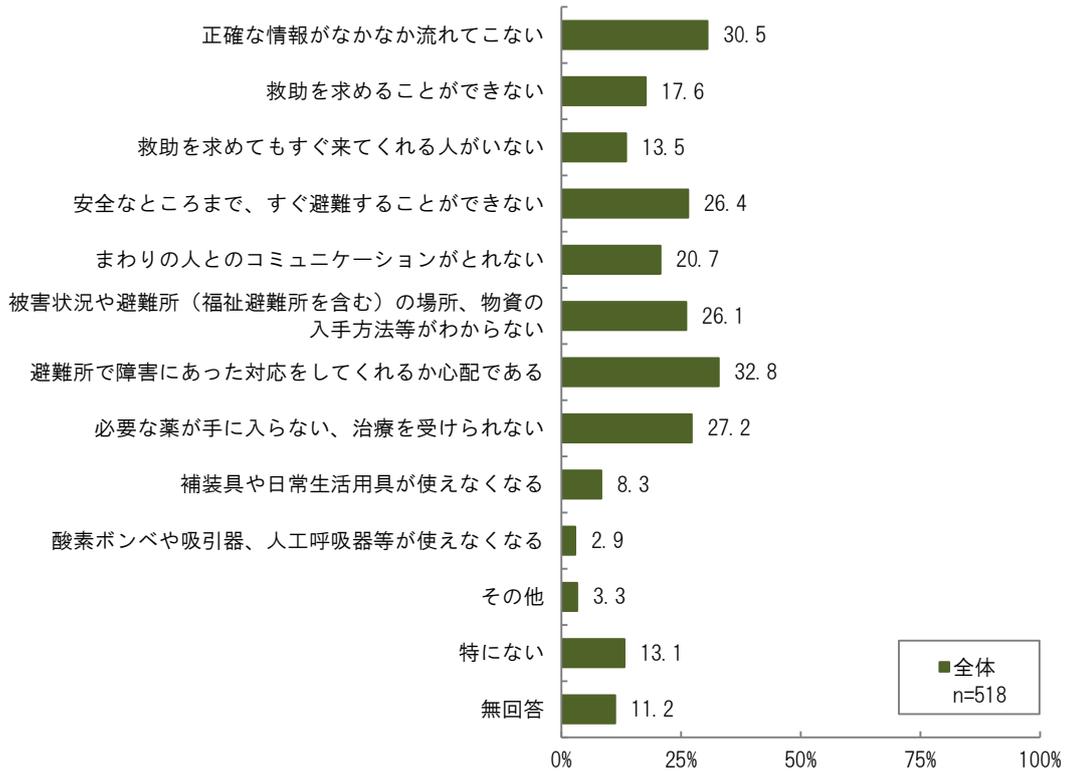
■ 災害時に頼れる人





災害時に心配なことをみると、「避難所で障害にあった対応をしてくれるか心配である」(32.8%)が最も多く、次いで「正確な情報がなかなか流れてこない」(30.5%)、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」(27.2%)となっています。

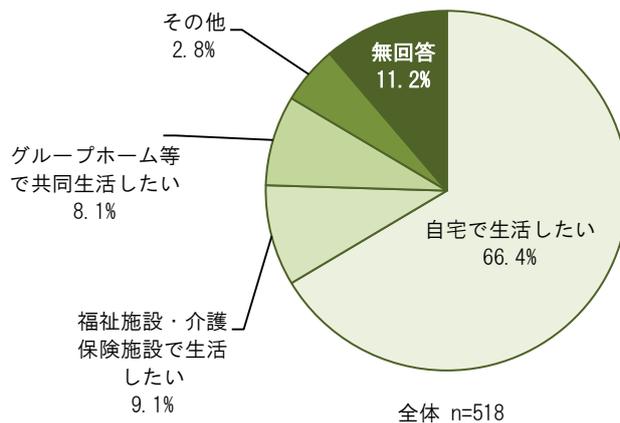
■ 災害時に心配なこと



7) 将来の生活の場所の意向

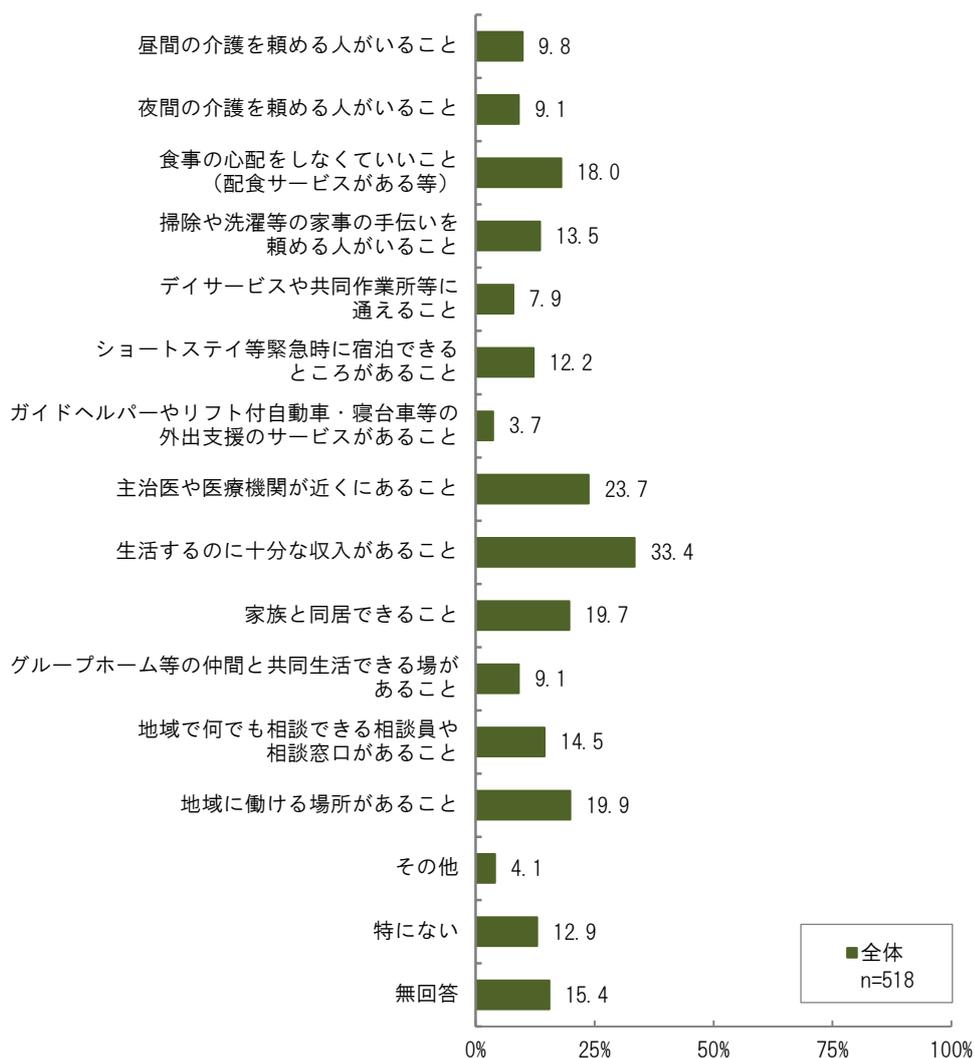
将来の生活の場所の意向は、「自宅で生活したい」(66.4%)で最も多く、次いで「福祉施設・介護保険施設で生活したい」(9.1%)となっています。

■ 将来どこで生活したいか



自宅や地域で生活できる条件をみると、「生活するのに十分な収入があること」(33.4%)が最も多く、次いで「主治医や医療機関が近くにあること」(23.7%)、「地域に働ける場所があること」(19.9%)、「家族と同居できること」(19.7%)、「食事の心配をしなくていいこと(配食サービスがある等)」(18.0%)、「地域で何でも相談できる相談員や相談窓口があること」(14.5%)となっています。

■ 自宅や地域で生活できる条件



第3章

計画の基本的な考え方





第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は「障害のある人もない人も安心して暮らせる郷づくり」を目指すものです。国は2014（平成26）年1月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、あらゆる障害のある方の尊厳と権利が保障される社会、障害のある方が地域で暮らせる「自立」と「共生」の社会の実現を目指しています。

さらに障害者虐待防止法、障害者差別解消法などの法制度整備により障害のある方の権利擁護の考えが高まっていることを踏まえ、誰もがお互いのことを尊重し合うことを示したうえで、地域で安心して暮らし、自立することができるまちにしたいと考え、次の3点を障害者計画の基本理念として掲げます。

- 1 障害のある人の生活支援体制の充実
- 2 障害のある人の社会参加促進
- 3 障害のある人が生活しやすいまちづくり

2 基本目標

1. 保健・医療体制の充実

- 障害の発生や障害の重度化をできる限り予防するため、原因となる疾病の早期発見、治療や療育につなげていくことが、障害者に関わる施策の中で最も重要です。
- 障害のある方の自立や健康を支援するため、障害の早期発見・早期治療、リハビリなど保健医療体制の充実に努めるとともに保健・医療・福祉の各分野における連携を強化します。

◆今期計画の重点施策

- ・乳幼児の障害の早期発見・早期療育にむけての保健・医療・福祉の連携強化
乳幼児については、障害を予防、軽減するため早期発見・早期療育が重要です。引き続き、乳幼児に対する健康診査により早期発見に努めるとともに母子保健相談を含めた療育体制の充実に努めます。
- 平成30年4月設置の「田村市子育て世代包括支援センター」との連携も図ってまいります。

2. 障害のある子どもの成育環境の充実

- 障害のある子ども一人ひとりの能力と可能性を最大限に伸ばし、社会で自立していくという力を養うためには、就学前からの一貫した療育体制や、それぞれの障害や特性にあったきめ細やかな教育が必要であり、「田村市要保護児童対策地域協議会」等との連携を図りながら身近な地域における成育環境が確保されるよう努めます。
- 教育とあわせて心身障害の療育を早期から始めることが大切なため、成長の各段階に応じた適切な治療と指導体制を充実させます。

◆今期計画の重点施策

- ・福島県立特別支援学校との連携

平成 29 年 4 月に開校した福島県立たむら支援学校は、高等部（石崎校舎）、小学部・中学部（春山校舎）が設置され、障害のある児童や生徒、保護者にとって待望の、非常に関心の高い教育の場です。学校との情報交換等を密に行い連携、支援してまいります。

3. 福祉と相談・情報提供体制の充実

- 障害のある方がその障害の種類、程度に関わらず、自らが望む生活を安心して送れるよう、さまざまな福祉サービスの充実を図ります。
- 自立を支援するためのサービスはもとより、障害のある方が自分にふさわしいサービスを受けられるよう、「田村市障害者地域総合支援協議会※」の運営、相談支援や情報提供体制を充実させていきます。

◆今期計画の重点施策

- ・相談支援業務体制の強化、サービス等利用計画の作成

計画相談支援については相談支援事業所ならびに相談支援専門員の不足が大きな課題であり、円滑なサービス等利用計画作成のためにも長期的視点に立った人材確保を支援してまいります。

※「田村市障害者地域総合支援協議会」：P 111 参照



4. 雇用と就業の充実

○障害のある方が、個人の能力を發揮し働くことにより経済的にも自立しながら社会に貢献できるよう雇用や就業の充実に努めます。

◆今期計画の重点施策

・事業所の雇用促進対策

障害のある方の就業を受け入れている企業が少なく、就業の場の確保が大きな課題です。

企業に対して障害者雇用の事例を紹介するなどの情報提供を行うとともに、民間企業と連携した取り組みも検討していきます。

田村市障害者地域総合支援協議会の専門部会である生活・就労支援部会を活用し、企業の雇用情報及び障害のある方の人材に関する情報を共有することで雇用促進に繋げていきます。

5. 啓発・広報活動の推進

○障害のある方に対する理解はまだ十分とはいえません。

引き続き、障害のある方もない方もすべての方が同じ社会の一員として暮らせるよう啓発・広報活動の推進に取り組みます。

◆今期計画の重点施策

・障害のある方に関する啓発・広報活動

障害者虐待防止法や障害者差別解消法など、障害のある方の人権保護を目的とした法整備が進んでいます。

障害のある方の人格と個性を尊重する地域社会の実現を目指して、ノーマライゼーション※の精神などの啓発や広報活動に努めます。

・障害者就労施設等からの物品調達の推進

各事業所や各種団体へ提供可能な物品等の情報を提供し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するとともに、障害のある方への理解を深めてもらう機会をつくりま

・文化祭等イベントへの出店

文化祭等に出店し、障害のある方への理解を深めてもらう機会をつくり、障害のある方が地域の中で自分らしく暮らせる環境づくりに努めます。

※ノーマライゼーション：

1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つで、障害のある方も、障害のない方と同様の生活ができる様に支援すべきという考え方

6. スポーツ・文化・芸術活動の推進

○スポーツ・文化・芸術活動への参加を通じ、生活を楽しみながら、社会参加と交流を図れるよう、誰もが気軽に参加できる活動展開を推進します。

◆今期計画の重点施策

・活動機会等の拡充

健康維持のためのスポーツ教室等への参加促進、既存の各種団体に対し、障害のある方への理解を深めてもらう交流機会をつくります。

7. 生活環境の充実

○障害のある方が地域で生活しながら安心して外出できるよう、道路・建物・公共交通機関などのバリアフリー化を促進します。また、避難行動要支援者に対する避難支援体制を構築し、震災を教訓とした災害時等において障害のある方の安全を確保できるよう、情報収集と避難所の確保などに努めます。

◆今期計画の重点施策

・防災体制の強化

災害対策基本法に基づき、障害者等の災害時避難行動要支援者を把握するための台帳整備の促進と、災害時避難行動要支援者の避難支援体制を構築し、体制強化を図ります。



3 障害者計画の体系

1 保健・医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・ ・ 障害発生の予防 障害の早期発見と早期療育の促進 保健・医療の充実 保健・医療・福祉の連携
2 障害のある子どもの成育環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療育・幼児教育の充実 学校教育の充実 社会教育の充実
3 福祉と相談・情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 相談体制の充実 在宅支援の充実 重度心身障害者への手当等給付事業 福祉施設等の充実 情報提供の充実 意思疎通支援
4 雇用と就業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・ ・ 雇用の促進・安定 就労の場、作業の拡大
5 啓発・広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・ ・ 啓発・広報活動の推進 福祉教育の充実 交流機会の拡大 ボランティアの育成・支援
6 スポーツ・文化・芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 施設の充実 活動機会の拡充
7 生活環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・ ・ 暮らしやすいまちづくりの推進 住宅環境の充実 防災体制の充実

第4章

障害者計画の展開





第4章 障害者計画の展開

基本目標Ⅰ 保健・医療体制の充実

【現状と課題】

- 障害のある子どもについて、障害の軽減や基本的な生活習慣を身につけるためには、障害の早期発見・早期支援が重要です。市では、乳幼児に対する健康診査等により早期発見に努めるとともに、発達支援教室などにより保護者に情報提供や相談の機会を提供しています。
- 障害のある方が地域で安心して暮らしていくには、必要な医療が受けられるとともに医療に関する相談が気軽にできる体制などを充実することが必要な一方、障害の特性によっては、医療機関の受診自体、もしくは受診の際の意思疎通が困難であるため、適正な治療が受けられない方も見受けられます。

【施策の展開】

- 早期発見・早期治療ができる体制づくりを進め、障害発生を予防、及び障害の程度を軽減するため、医療機関における受診や適切な生活支援サービス等の利用へ連携できる相談支援体制の充実に努めます。
- 障害のある方が地域や家庭で安心して自立した生活を送れるよう、圏域における総合的な医療支援のネットワークづくりを推進します。

施策1 障害発生の予防

- 出生後や高齢者の障害発生を予防するために、健診等の受診の啓発と医療機関等との連携の強化に努めます。

事業と施策の方向

- 妊産婦健康診査及び保健指導の充実
- 乳幼児の事故防止・啓発及び予防接種の接種率向上
- 生活習慣病予防のための健康診査及び保健指導の充実
- 関係機関との連携強化体制の充実

施策2 障害の早期発見と早期療育の促進

○乳幼児の健診等の徹底・充実を図り、障害の早期発見から相談支援につなげていく体制をつくるとともに発達障害児等への療育体制の強化を図ります。

事業と施策の方向

- 障害の早期発見体制の充実
 - ・乳幼児の先天性代謝異常などの疾患やその疑いを早期に発見するための1次スクリーニングの充実と強化
 - ・精密検査体制の充実
 - ・総合健診の受診啓発と事後指導の充実
- 早期療育の推進
 - ・健診事後指導体制の充実
 - ・障害等に関する保健相談の充実
 - ・母子保健相談体制の充実
- 心身に障害のある子どもへの療育体制の強化
 - ・乳幼児の育成指導事業の推進（すくすく教室の充実）
 - ・心身障害児支援事業の推進
 - ・広域的な総合療育体制の充実
- 障害のある子ども等を持つ保護者支援
- 関係機関との連絡調整体制の充実



施策3 保健・医療の充実

○障害のある方やその家族を支援するために、必要なサービスについて家族や関係者との調整などを行います。また、障害のある方が健康で自立した生活を送るため、医療機関と連携を強化し、継続的に必要な医療給付や自立支援医療制度等により経済的負担の軽減を図ります。

事業と施策の方向

- 心の健康相談体制の充実
- 精神障害者家族支援事業
- 心の健康に関する普及啓発事業
- 地域支援事業の開催、ボランティアの養成支援
- 精神障害者社会復帰相談指導事業（デイケア）の推進
- 地域医療体制の充実
- 関係機関との連携システムの確立

施策4 保健・医療・福祉の連携

○障害のある子どもの早期療育や発達支援に対応できるよう、相談支援事業所を軸とした相談支援体制の充実を進めながら、障害のある方の自立支援のネットワークづくりに努めます。

事業と施策の方向

- 保健・医療・福祉のネットワーク及び連携体制の強化

基本目標Ⅱ 障害のある子どもの成育環境の充実

【現状と課題】

- 障害のある子どもが障害の軽減や基本的な生活能力を身につけるために、「発育発達相談」などにより保護者に対し障害に応じた情報提供や相談の機会を提供する必要があります。特別な教育的支援を必要とする幼児・児童生徒に対しては、個別の教育支援計画を作成しています。
- 障害のある子ども向けの障害福祉サービスの利用者は増加しており、サービス提供量の確保に努める必要があります。

【施策の展開】

- 障害の有無に関わらず、すべての子どもたちが生まれ育った地域でいきいきと学び、暮らせる環境づくりを推進するため、放課後等デイサービス、児童発達支援などの療育体制を充実させ、一人ひとりの子どもの障害に応じた各種福祉サービスや、早期療育に関わる相談指導體制の充実に努めます。
- 障害のある子どもが将来において、地域で自立して生活するために、一人ひとりのニーズを把握し、それに応じた保育計画、個別の指導計画に基づいた教育の推進など、就学前から社会教育まで一貫した障害のある子どもの教育の環境の充実に努めます。

施策1 療育・幼児教育の充実

- 障害のある子どもが保育所等において、安心して発達状態などに応じた療育が受けられる体制の充実に努めます。

事業と施策の方向

- 幼児教育の専門家の育成と体制の充実
- 幼児期の教育・保育機関と専門機関・関係機関とのネットワークの充実
- 巡回支援専門員整備事業の充実
- 障害児通所支援の充実



施策2 学校教育の充実

○障害のある子どもの能力に応じた成長や障害についての理解を深めるため、児童同士やさまざまな人々との交流を推進するとともに、障害のある子どもの教育の充実を図るため、教育委員会、福祉、保健の各部門が連携して特別支援教育体制の充実を図ります。また、たむらりんくノートを活用し、就学前と就学後の関係機関で障害のある子どもについての情報を共有していきます。

事業と施策の方向

- 教職員研修の強化
- 福島県立たむら支援学校との連携
- 統合教育の推進
- 障害児教育専門コーディネーターの養成
- 田村市特別支援教育推進連絡会※（サポネット田村）の充実

※田村市特別支援教育推進連絡会：
障害のある児童・生徒の教育支援のニーズに沿って地域で支えていくための
ふさわしい支援を行うもので、県、医師や専門家が参加します。

施策3 社会教育の充実

○障害のある子どもが成長し、将来安心して社会生活を送られるよう社会教育を充実します。

事業と施策の方向

- 継続的な相談体制の充実
- 多彩な講座・教室の開催促進
- 点字図書・録音図書、大活字本等を備えた県立点字図書館の利用促進

基本目標Ⅲ 福祉と相談・情報提供体制の充実

【現状と課題】

- 障害福祉サービス利用プロセスの見直しが図られ、サービス等利用計画作成の対象者が拡大されるなど、相談支援やサービス利用に関する体制の強化が求められています。
- 障害のある方が地域で生活するためには、暮らしやすい住まいが必要です。福祉施設や病院から地域生活への移行促進や、家族との同居から自立した生活への移行を希望する方のために、特に、知的障害や精神障害のある方の暮らしの拠点を確保することが重要になります。
- ニーズ調査では、今後の生活について「自宅で暮らしたい」が7割近くを占めており、自宅で暮らしていくための支援が重要といえます。反対に「グループホームで暮らしたい」と「病院や施設で暮らしたい」と回答した方は、合わせても2割弱にとどまっていますが、介護者の有無や本人との続柄を鑑みると、グループホーム等の住まいの場の確保が必要です。

【施策の展開】

- 障害のある方の地域生活を支援するため、地域における福祉サービス体制の充実に努めるとともに、田村市障害者地域総合支援協議会と連携し、地域で安心して暮らせる相談支援体制の仕組みづくりを進めます。
- さまざまな福祉に関する情報提供体制の充実に努め、必要とするサービスを必要とする方がすぐに受けられる体制をつくります。

施策1 相談体制の充実

- 障害のある方や家族などの不安を軽減するとともに、地域で気軽に相談できるよう、障害者相談支援事業などを充実させることにより、地域の中で障害のある方を支えていく仕組みを強化します。
- また、障害者基幹相談支援センターでは、地域にある相談支援事業者での対応が困難な包括的な相談や、成年後見制度に関する支援、さらには地域の相談支援専門員の人材育成を行います。



事業と施策の方向

- 相談支援事業体制（相談支援専門員・関係機関）との連携強化
- 田村市障害者地域総合支援協議会・各専門部会による関係機関の連携強化
- 長期的視野に立った相談支援専門員養成、人材育成
- 精神保健福祉相談の実施
- 障害のある方に対する虐待の防止への取り組み
- 障害者虐待防止のための積極的な相談対応
（田村市障害者虐待防止マニュアルに基づく迅速な判断）

施策2 在宅支援の充実

- それぞれの障害支援区分や家庭環境などに応じて暮らしの場を選択できるよう、事業者の新規参入を促進し、障害者総合支援法に基づくグループホームなどの住まいの場の確保を推進します。
- 地域移行支援事業、地域定着支援事業などのサービスを活用しながら、地域で安心して生活するための支援体制を強化します。

事業と施策の方向

- 訪問系サービス
 - ・居宅介護（ホームヘルプ）
 - ・重度訪問介護
 - ・同行援護
 - ・行動援護
 - ・重度障害者等包括支援
- 日中活動系サービス
 - ・療養介護
 - ・生活介護
 - ・短期入所（ショートステイ）
 - ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
 - ・宿泊型自立訓練
 - ・就労移行支援
 - ・就労継続支援（A型・B型）

○地域生活支援事業

- ・相談支援
- ・意思疎通支援
- ・移動支援
- ・日常生活用具給付等
- ・地域活動支援センター
- ・日中一時支援
- ・訪問入浴サービス

○巡回支援専門員整備事業

(具体的事業の内容は第5章参照)

○自立支援医療制度

障害者の日常生活能力・職業能力を回復・向上することを目的とし、心身の障害を軽減・除去するための医療について、所得に応じた1か月あたりの支払限度額を設け、医療費の自己負担の軽減を図ります。

- ・更生医療の給付
- ・育成医療の給付
- ・精神通院医療の給付（実施主体は県）

○補装具費の支給

- ・身体上の障害を補う装具の購入、借受け及び修理費用の支給

○障害児通所支援（児童福祉法）

- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス

施策3 重度心身障害者への手当等給付事業

○障害のある方の社会生活の安定を図り、自立や社会参加を促進するために重度心身障害者へ特別障害者手当等の給付、医療費の自己負担分の助成、人工透析通院費等補助など各種手当や助成を行うなど、日常生活における経済的負担の軽減に努めます。

事業と施策の方向

- 特別障害者手当給付事業
- 障害児福祉手当給付事業
- 在宅重度心身障害者福祉手当給付事業
- 重度心身障害者医療費の給付事業
- 人工透析通院交通費補助事業
- 治療材料、衛生器材の給付事業



施策4 福祉施設等の充実

○地域において、障害のある方が自立した生活ができるよう、自立訓練を提供する施設や、地域に密着した共同生活のための施設の充実に努めます。

事業と施策の方向

- 居住系サービス（具体的事業の内容は第5章参照）
 - ・共同生活援助（グループホーム）
 - ・施設入所支援
 - ・自立生活援助

施策5 情報提供の充実

○障害のある方が利用できる各種福祉サービスや生活にかかわる情報まで、広報紙やインターネットなどを通じて的確な情報提供を行います。また、視覚障害や聴覚障害などにより情報の入手が困難な方にも分かりやすく、利用しやすい情報提供に努めます。

事業と施策の方向

- 広報紙、ホームページの充実（わかりやすく見やすい行政情報の提供）
- 窓口サービスの充実（障害特性に配慮した対応）
- 福祉関係機関等との情報の共有

施策6 意思疎通支援

○障害にあった支援の利用促進を図っていきます。

事業と施策の方向

- 意思疎通支援事業（手話通訳等）の普及促進
- 意思疎通支援体制の充実

基本目標Ⅳ 雇用と就業の充実

【現状と課題】

- 障害者優先調達推進法が施行され、市町村は福祉施設からの物品の購入や業務委託についての計画を作り、毎年実績を公表することが義務付けられています。
- 改正雇用促進法が公布され（施行は2016（平成28）年）、各企業・事業所に対して、障害のある方に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助が位置付けられるとともに、法定雇用率の算定基礎に精神障害のある方を加えることとされています。
- ニーズ調査では、「現在働いている」は39.6%で、そのうち「1か月あたり5万円以上の収入を得ている」は53.1%になっています。

【施策の展開】

- 就業意欲のある障害のある方の雇用を促進するため、県や職業安定所など関係機関と連携し、企業へ向けて各種助成制度の周知や法定雇用率の遵守を呼びかけるなど、障害のある方の雇用拡大の働きかけと啓発活動を積極的に推進します。
- 就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行うとともに、福祉作業所などの働く場の提供を行い、障害のある方の就労機会の拡大に努めていきます。

施策1 雇用の促進・安定

- 就労を望む障害のある方のニーズに対応するため、各企業、ハローワーク、地域生活支援センターふっとわーくとの連携を図りながら障害のある方の雇用の促進・安定に努めます。
- 障害のある方を試行的に雇用し、常時雇用へのきっかけ作りを図る「トライアル雇用制度」の周知・理解を推進します。

事業と施策の方向

- 職業相談・指導・訓練体制の充実
- 多様な業務形態（企業）への雇用要請推進
- 商工会・関係機関との情報ネットワークの充実
- 障害のある方の雇用支援体制の確立



施策2 就労の場、作業の拡大

○一般企業などへの就労が困難な障害のある方に対しては、それぞれの障害に応じた就労の場の拡大に努めます。また、障害者就労施設等から供給できる物品等の特性を踏まえつつ、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達推進に努めます。

事業と施策の方向

- 田村市障害者地域総合支援協議会（生活・就労支援部会）を軸とした就労機会の確保と工賃の増加
 - ・就労継続支援B型事業所における商品開発、販路拡大の支援
 - ・事業所間の連携強化、共同受注の仕組みづくり
 - ・企業、学校との積極的な情報交換
- 「田村市障害者就労施設等からの物品等調達方針」に基づく調達推進
 - ・障害者の特性に配慮した役務等の確保

基本目標Ⅴ 啓発・広報活動の推進

【現状と課題】

- 「障害者基本法」の改正を踏まえ、合理的配慮に関する議論を深めつつ、障害のある方の尊厳が損なわれることのない社会や、障害のある方のコミュニケーション手段が確保される社会を目指すことが求められています。
- ニーズ調査では「障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるか」という設問に対して、「ある」と「少しある」の合計が約6割と高くなっています。また外出の際に「まわりの人の目が気になる」と回答した人は17.8%でした。

【施策の展開】

- 障害のある方に対する認識不足が、相互理解を妨げている大きな要因とみられることから、障害や障害のある方に対する正しい知識と理解を広めるため、講演会やイベント等の開催により障害を理解できる機会の提供をはじめ、子どもたちへの福祉教育の充実、各年代の障害のある方もない方も気軽にふれあえる交流機会の提供のほか、ボランティアの育成などにより相互理解に努めます。

施策1 啓発・広報活動の推進

- 障害や障害のある方に対する誤解や偏見をなくすために、市民みんなが障害について知る機会の提供に努めます。

事業と施策の方向

- 講演会・イベントの積極的導入
- 広報紙・パンフレット内容の充実
- 民間団体との連携による啓発・広報体制の体系化
- 各事業所へ障害者就労施設等からの提供可能な物品に関する情報提供



施策2 福祉教育の充実

○子どもたちが、障害や障害のある方に対する理解を深めてともに生きる地域づくりのために、家庭・地域・学校で福祉教育を推進していきます。

事業と施策の方向

- 合同保育の推進
- 学校教育への福祉カリキュラムの導入促進
- 教職員の福祉研修の実施

施策3 交流機会の拡大

○地域の公共施設等において、ふれあえる場をつくり、障害のある方もない方も相手を理解できる機会を提供します。

事業と施策の方向

- 文化祭等イベントへの出店
- 世代間交流事業の推進
- 福祉施設における交流事業の推進
- スポーツ大会などへの障害者参加の推進

施策4 ボランティアの育成・支援

○田村市社会福祉協議会や各種障害者関係団体等と連携し、ボランティアの育成・支援に努めます。

事業と施策の方向

- ボランティア団体活動への支援強化
- ボランティア情報の収集・提供の充実
- 小学生・中学生・高校生のボランティア育成事業

基本目標Ⅵ スポーツ・文化・芸術活動の推進

【施策の展開】

○障害のある方が、スポーツ・文化・芸術活動への参加を通じて心身の健康や生きがいをつくり、社会参加と交流を図って生活の質を高めるとともに、誰でも気軽に参加できるような活動を推進します。

施策1 施設の充実

○すべての人が、スポーツや文化・芸術に親しむ環境をつくるための各公共施設の充実に努めるとともに民間施設の利用や各種障害者スポーツ教室などを通して、地域活動の充実に努めます。

事業と施策の方向

- 体育施設の充実
- 文化施設の充実
- 民間施設の利用促進
- 障害者スポーツ教室の開催

施策2 活動機会の拡充

○健康維持のために気軽に取り組めるスポーツ等の普及を図るとともに、障害のある方の参加しやすい地域活動を推進します。

○新たに活動を始める障害のある方のために、利用できる施設や時間などの情報提供や各種活動を行っている団体等との交流事業を図るなど、活動機会の拡充に努めます。

事業と施策の方向

- イベント等企画内容の充実及び参画
- クラブ活動の促進・助成



基本目標Ⅶ 生活環境の充実

【現状と課題】

- 道路や建物の段差をなくすことにより、障害のある方のみならず、すべての人が暮らしやすい生活が送れるよう、道路・建物・公共交通機関等のバリアフリー化など自立した生活が送れる環境づくりを引き続き推進します。
- 災害などの緊急時における避難が困難な障害のある方の安全を確保できるよう、日常からの防災知識の普及促進や災害時の情報提供の充実、田村市災害時避難行動支援者連絡協議会*など、緊急時に障害のある方への支援体制の整備を強化します。
- ニーズ調査では、約30%の方が災害時の避難について「ひとりではできない」と回答しています。また、災害時に心配なこととして、「避難所で障害にあった対応をしてくれるか心配である」、「正確な情報がなかなか流れてこない」、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」等があげられており、こうした不安に対応していく必要があります。

*災害時に支援を必要とする者の現状を把握するとともに、災害発生時の迅速かつ的確な避難支援体制を整備するため、警察、消防、医師等の関係者が委員となっています。

施策1 暮らしやすいまちづくりの推進

- 福島県の「人にやさしいまちづくり条例」や「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、公共施設、交通機関におけるバリアフリー化の一層の推進を図るとともに、「障害のある方が暮らしやすいまちづくりは、みんなが暮らしやすいまちづくりである」という、ユニバーサルデザインの理念の普及促進を図ります。

事業と施策の方向

- 「ふくしまユニバーサルデザイン推進指針」の推進
- 人にやさしいまちづくり整備の民間への指導・要請の推進
- バリアフリー新法適合建築の奨励促進
- 公共交通施設の充実
- 現行福祉制度の運用面での改善検討
- 避難行動要支援者登録名簿への登録の推進

施策2 住宅環境の充実

○障害のある方が住みやすい住宅環境を充実するため、個人住宅の改修にかかる費用の一部助成を行います。

事業と施策の方向

- 住宅改修等助成制度の充実
- 福祉住宅供給の総合的調査研究の促進

施策3 防災体制の充実

○一人暮らしや緊急時に避難が困難な障害のある方を把握し、地域住民や行政区長、民生委員、ボランティア団体等と連携して、東日本大震災を教訓とした、災害発生時の緊急対応ができるようセーフティネットづくりを支援していきます。

事業と施策の方向

- 総合的な自主防災組織の育成
- 緊急通報システムの充実
- 防災関連機器等設置の普及促進
- 「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づく要支援者名簿の整備・更新
- 福祉避難所の周知

第5章

障害福祉計画

・障害児福祉計画





第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたって

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき、市町村に策定が義務づけられている計画です。

障害者総合支援法の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援または指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する計画として策定するものです。

また、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20の規定に基づき、本市の障害のある子どものサービス提供体制の整備等を計画的に構築するためのものです。

(1) 障害者計画及び障害福祉計画と障害児福祉計画との関係

本計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく障害者施策の基本的な方向性を定めた「障害者計画」の一部をなすものであり、障害のある方・子どもに関する福祉サービスの具体的な数値目標等を定めたものです。

(2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の事業体系

障害者総合支援法に基づき、障害の種類（身体障害・知的障害・精神障害・難病等）にかかわらず、同じ制度のもとで共通の障害福祉サービスを提供するとともに、障害福祉サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制を構築します。

また、地域移行支援及び地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

障害福祉計画・障害児福祉計画の構成は以下のとおりで、それぞれの障害福祉サービスの充実を目指して、この3年間に提供すべきサービスの目標量を定めます。

1 訪問系サービス

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援

2 日中活動系サービス

- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練）
- 自立訓練（生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型・B型）
- 就労定着支援
- 療養介護
- 短期入所（ショートステイ）
- 宿泊型自立訓練

3 居住系サービス

- 共同生活援助（グループホーム）
- 施設入所支援
- 自立生活援助

4 相談支援

- 計画相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援

5 障害児支援

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 医療型児童発達支援
- 障害児相談支援
- 障害児入所施設（福祉型・医療型）
- 居宅訪問型児童発達支援



6 地域生活支援事業

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業
- 訪問入浴サービス事業
- 更生訓練費給付事業
- 日中一時支援事業
- スポーツ・レクリエーション
教室開催等事業
- 自動車運転免許取得・改造助成
事業
- 意思疎通支援従事者養成研修
促進事業
- 意思疎通支援広域派遣推進事業

7 見込量確保のための方策

2 前期計画の進捗状況

ここでは、前期（第4期）計画で設定した障害福祉サービスの目標値について、実際の数値（実績値）と比較することで検証を行います。

（1）施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現行体系で福祉施設に入所している障害のある方のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する方の目標値と実績値を比較します。

2017（平成29）年度末における地域生活移行者数の目標値は10人でしたが、実績値は6人となりました。加えて、施設入所者数の削減見込の実績値も3人増となり、地域生活への移行が進んでいない状況です。利用者及び介護家族の高齢化などが主な原因と考えられ、施設入所ニーズがむしろ高まっていることが考えられます。

■ 目標値と実績

※数値は年間量です。

事業名	単位	2017年度 (平成29年度)末(見込)			備考
		目標値	実績値	実績/目標 ×100	
(1)施設入所者の地域生活への移行					
施設入所者数	人	84	92	109.5%	2017(平成29)年度末時点の利用者の数
【目標値】地域生活移行者数	人	10	6	60%	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数
【目標値】削減見込	人	2	▲3	▲150%	2015(平成27)年から2017(平成29)年の施設入所者数を差引いた減少見込み数

※2017(平成29)年度は、2017(平成29)年12月末日時点の数値



(2) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて 2017（平成 29）年度までに一般就労に移行する方については、目標値は 20 人でしたが実績値は 2 人という結果になりました。

障害のある方の一般就労について事業所の理解を深め、障害のある方にあつた職種を見出すことなどが必要です。

■ 目標値と実績

※数値は年間量です。

事業名	単位	2017 年度 (平成 29 年度)末(見込)			備考
		目標値	実績値	実績/目標 ×100	
【目標値】一般就労移行者数	人	20	2	10%	2017(平成 29)年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

(3) 就労移行支援事業、就労継続支援事業の利用者数

就労移行支援事業の利用者数は、目標値は5人でしたが実績値は1人です。

就労継続支援事業については、田村市においては雇用契約による就労が困難な方を対象とするB型が中心になっており、雇用契約による就労を目的とするA型の利用者の割合の目標値 11.7%でしたが実績値は 1.8%です。

■ 目標値と実績

※数値は年間量です。

事業名	単位	2017年度 (平成29年度)末(見込)			備考
		目標値	実績値	実績/目標 ×100	
(1) 就労移行支援事業の利用者数					
福祉施設利用者数	人	84	92	109.5%	2017(平成29)年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】 就労移行支援事業の利用者数	人	5	1	20.0%	2017(平成29)年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
(2) 就労継続支援事業の利用者の割合					
就労継続支援(A型)事業の利用者数	人	320	31	9.7%	
就労継続支援(B型)事業の利用者数	人	2,400	1,739	72.5%	
就労継続支援(A+B型)事業の利用者数	人	2,720	1,770	65.1%	2017(平成29)年度末において就労継続支援(A型+B型)事業を利用する者の数
【目標値】 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合	%	11.7	1.8	15.4%	2017(平成29)年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援(A型)事業を利用する者の割合

※2017(平成29)年度は、2017(平成29)年12月末日時点の数値



(4) 自立支援給付と地域生活支援事業

自立支援給付費では、就労継続支援（B型）の利用者数、障害児通所支援の実績、短期入所（ショートステイ）の利用日数が2015（平成27）年度、2016（平成28）年度ともに目標値を上回っています。障害児通所支援については、計画策定以降にサービス提供を実施した事業者があり、サービス量が急増して利用者も増加しています。

地域生活支援事業では、日常生活用具給付等事業の自立生活支援用具、移動支援事業、自動車運転免許取得・改造助成事業の給付等が増加しており、地域のニーズを踏まえ、実情に応じた事業に取り組む必要があります。

■ 目標値と実績

	2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)		
	目標値	実績値	実績/ 目標×100	目標値	実績値	実績/ 目標×100
居宅介護 (ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護、行動援護 重度障害者等包括 支援	1,600 時間*	1,418 時間*	88.6%	1,650 時間*	1,517 時間*	91.9%
	42 人	49 人	116.7%	44 人	42 人	95.5%
生活介護	2,400 人日	1,474 人日	61.4%	2,500 人日	1,571 人日	62.8%
	120 人	118 人	98.3%	125 人	128 人	102.4%
自立訓練 (機能訓練)	22 人日	4 人日	18.2%	22 人日	0 人日	-
	1 人	1 人	100.0%	1 人	0 人	-
自立訓練 (生活訓練)	80 人日	33 人日	41.3%	100 人日	12 人日	12.0%
	4 人	3 人	75.0%	5 人	1 人	20.0%
就労移行支援	60 人日	30 人日	50.0%	100 人日	25 人日	25.0%
	3 人	2 人	66.7%	5 人	2 人	40.0%
就労継続支援 (A型:雇用型)	240 人日	44 人日	18.3%	280 人日	36 人日	12.9%
	20 人	3 人	15.0%	22 人	3 人	13.6%
就労継続支援 (B型:非雇用型)	2,300 人日	1,674 人日	72.8%	2,400 人日	1,676 人日	69.8%
	115 人	142 人	123.5%	120 人	141 人	117.5%
療養介護※	6 人	6 人	100.0%	6 人	7 人	116.7%
短期入所 (ショートステイ)	70 人日	86 人日	122.9%	84 人日	138 人日	164.3%
	10 人	9 人	90.0%	12 人	15 人	125.0%
共同生活援助 (グループホーム)	55 人	57 人	103.6%	60 人	61 人	101.7%
施設入所支援	86 人	89 人	103.5%	85 人	89 人	104.7%

*印は各年度3月の数値
※療養介護は1月分の目標・実績値

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)		
		目標値	実績値	実績／ 目標×100	目標値	実績値	実績／ 目標×100
相談 支援	計画相談 支援	45人	17人	37.8%	50人	21人	42.0%
	地域移行 支援	10人	1人	10.0%	10人	0人	-
	地域定着 支援	10人	0人	-	10人	0人	-

*印は各年度3月の数値

■ 目標値と実績

※数値は1月あたり

事業名	実績	2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)		
		目標値	実績値	実績／目標 ×100	目標値	実績値	実績／目標 ×100
理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業							
相談支援事業							
障害者相談 支援事業	実施箇所数	2か所	2か所	100.0%	2か所	2か所	100.0%
基幹相談 支援事業	実施の有無	無	無	-	無	有	-
市町村相談 支援機能強化 事業	実施の有無	有	有	-	有	有	-
住宅入居等 支援事業	実施の有無	無	無	-	無	無	-
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数	0人	0人	-	0人	0人	-
意思疎通支援事業							
手話通訳者・ 要約筆記者 派遣事業	実利用者数	40人	58人	145.0%	40人	60人	150.0%
手話通訳者 登録	登録者数	8人	10人	125.0%	8人	10人	125.0%
手話通訳者 設置事業	実設置者数	0人	0人	-	0人	0人	-



事業名	実績	2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)		
		目標値	実績値	実績/目標 ×100	目標値	実績値	実績/目標 ×100
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練 支援用具	給付等件数	5件	1件	20.0%	5件	3件	60.0%
自立生活 支援用具	給付等件数	6件	7件	116.7%	6件	13件	216.7%
在宅療養等 支援用具	給付等件数	6件	9件	150.0%	6件	5件	83.3%
情報・意思疎通 支援用具	給付等人数	15人	17人	113.3%	15人	12人	80.0%
排泄管理 支援用具	給付等人数	80人	87人	108.8%	80人	76人	95.0%
居宅生活 動作補助用具 (住宅改修費)	給付等件数	3件	2件	66.7%	3件	1件	33.3%
移動支援事業	実利用者数	14人	15人	107.1%	14人	15人	107.1%
	延利用 時間数	600 時間	679 時間	113.7%	600 時間	610 時間	101.7%
地域活動支援 センター事業	実施箇所数	0か所	0か所	-	0か所	0か所	-
	実利用者数	0人	0人	-	0人	0人	-
訪問入浴サービス 事業	実利用者数	4人	4人	100.0%	6人	3人	50.0%
更生訓練費 給付事業	実利用者数	0人	0人	-	0人	0人	-
日中一時支援 事業	実利用者数	8人	11人	137.5%	10人	8人	80.0%
	延利用日数	500日	359日	71.8%	550日	394日	71.6%
巡回支援専門員 整備事業	実施の有無	無	無	-	有	有	-
スポーツ・レクリエーシ ョン教室開催等 事業	実施の有無	有	有	-	有	有	-
特別支援事業							
意思疎通支援 従事者養成 研修促進事業	実施の有無	有	有	-	有	有	-
意思疎通支援 広域派遣推進 事業	実施の有無	有	有	-	有	有	-
自動車運転免許 取得・改造助成 事業	実利用者数	1人	4人	400.0%	1人	2人	200.0%

■ 目標値と実績

		2015年度 (平成27年度)			2016年度 (平成28年度)		
		目標値	実績値	実績/ 目標×100	目標値	実績値	実績/ 目標×100
障害 児通 所支 援	児童発達 支援	100 人日	315 人日	315.0%	100 人日	343 人日	343.0%
	放課後等 デイサービス	200 人日	550 人日	275.0%	200 人日	747 人日	373.5%
障害児相談支援		10 人	18 人	180.0%	15 人	45 人	300.0%

3 2020（平成32）年度の数値目標の設定

障害福祉計画では、必要な福祉サービスの量を見込むにあたって、地域生活移行や就労支援、福祉施設の新しいサービス体系への移行完了により 2020（平成 32）年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

【目標達成に向けた重点的な取り組み】

- ・福祉施設入所者の地域生活への移行を促進します。
- ・福祉施設入所者の一般就労への移行を促進します。
- ・地域生活への移行に伴う相談支援事業を充実します。
- ・地域総合支援協議会、専門部会を中心とした関係機関との連携を強化します。
- ・障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、ハローワーク等と連携した福祉的就労から一般就労への支援を強化します。
- ・地域で安心して暮らせる環境整備、保健・医療機関との連携を図ります。
- ・一人ひとりの個性や感性・能力を発揮できる仕組みづくりと人材育成を行います。



(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現行体系で福祉施設に入所している障害のある方について、2020（平成32）年度までに自立訓練事業等を利用してグループホームや一般住宅等に移行する方の数値目標を設定します。

■ 目標値

項目	数値	考え方
2017(平成29)年度末時点の施設入所者数	89人	2016(平成28)年度末の全施設入所者数
【目標値】地域生活移行者数	6人	施設入所からグループホーム等へ地域移行する者の数
	6.7%	(割合については、地域生活移行者数を全入所者数で除した値)
【目標値】削減見込	2人	2020(平成32)年度末段階での削減見込数
	2.2%	(割合については、削減見込数を全入所者数で除した値)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

国の指針では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、当事者及び保健・医療・福祉の従事者を含む様々な関係者が、情報共有や連携を行う体制を構築できるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設けることとしています。

■ 目標値

項目	目標	考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	2020(平成32)年度末までに保健・医療・福祉関係者と連携し設置のための体制づくりを行ってまいります

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害のある方等の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援の課題に対応したサービス提供体制を整え、障害のある方等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点の整備を進めます。

■ 目標値

項目	数値	考え方
障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点	圏域に1か所	各市町村または、各圏域に少なくとも1つ整備

(4) 福祉施設利用者の一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、2020（平成 32）年度までに一般就労に移行する方の数値目標を設定します。

■ 目標値

項目	数値	考え方
2016(平成 28)年度の年間一般就労移行者数	1 人	2016(平成 28)年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数	1 人	2020(平成 32)年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
2016(平成 28)年度末の就労移行支援事業利用者数	2 人	2016(平成 28)年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業利用者数	5 人	2020(平成 32)年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
2016(平成 28)年度末の就労移行率が3割以上の事業所数	0 か所	就労移行支援事業所のうち、2016(平成 28)年度末の就業移行率が3割以上の事業所の数
2020(平成 32)年度末の就労移行支援事業所数(見込)	0 か所	2020(平成 32)年度末の就労移行支援事業所数の見込み
【目標値】 目標年度に就業移行率が3割以上になる就労移行支援事業所数	0 か所	2020(平成 32)年度末において、就業移行率が3割以上となる就労移行支援事業所数

(5) 障害児支援の提供体制の整備

障害のある子どもの地域支援体制の充実を図るため、児童発達支援センターや放課後等デイサービス事業所を設置していきます。

① 2020（平成 32）年度末時点の児童発達支援センターの設置数

国の基本指針では、2020（平成 32）年度末までに児童発達支援センターを 1 か所以上設置することとしています。

■ 目標値

項目	目標値	考え方
2020(平成 32)年度末時点の児童発達支援センターの設置数	圏域に1か所	国は 10 万人規模に 1 か所以上としており、広域的な設置を目指し、条件が整うような体制づくりを目指します



② 2020（平成32）年度末までの保育所等訪問支援利用体制の構築

国の基本指針では、2020（平成32）年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとしています。

■ 目標値

項目	目標値	考え方
2020(平成32)年度末時点における保育所等訪問支援体制構築	保育所等訪問支援を利用できる体制確保	児童発達支援センターにおいて保育所等訪問支援を実施出来る体制づくりを目指します

③ 2020（平成32）年度末時点の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所数

国の基本指針では、2020（平成32）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することとしています。

■ 目標値

項目	目標値	考え方
2020(平成32)年度末時点の主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1か所	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置を目指します

項目	目標値	考え方
2020(平成32)年度末時点の主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス	1か所	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置を目指します

④ 2018（平成30）年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置

国の基本指針に従い、2018（平成30）年度末までに医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

■ 目標値

項目	目標値	考え方
2018(平成30)年度末までに保健、医療、障害、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置	1か所	田村市障害者地域総合支援協議会の取組を協議の場として位置付けます

4 障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

【現状と課題】

田村市においては、訪問系サービスの利用時間が徐々に長くなる傾向がみられます。これは障害のある方及び障害のある方を介護する家族の高齢化が進んでおり、必要な介護サービスの量が増加しているためと考えられます。

サービス提供を行う事業所の確保やホームヘルパーなどの人材の確保、サービス等利用計画に基づいたサービスの利用が行われるための相談支援専門員の確保も、今後より重要になります。

なお、行動援護、重度障害者等包括支援の利用実績はありません。

【方針】

障害のある方は日常生活を送るうえで、特に調理、掃除、買い物への支援を求めています。障害のある方が自分らしく地域で暮らしていくためには適切な居宅支援が必要です。適切な居宅支援が受けられるよう訪問系サービスの充実に努めます。

■ サービスの概要

事業名	事業の内容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び重度の知的・精神障害者で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

■ 利用率、今後の利用希望率（ニーズ調査）

事業名	利用率	今後の利用希望率
居宅介護(ホームヘルプ)	4.1%	14.1%
重度訪問介護	1.6%	10.7%
同行援護	1.0%	7.6%
行動援護	1.9%	12.9%
重度障害者等包括支援	1.9%	8.9%



■ サービス見込量

※数値は1月あたり

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ) 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	2,327 時間	2,327 時間	2,327 時間
		74 人分	74 人分	74 人分

(2) 日中活動系サービス

【現状と課題】

生活介護については、田村市内で7事業所がサービス提供を行っています。近年では在宅介護ニーズが増加しており、サービス供給が追いついていない状況です。デイサービスについては、自身では移動できない方が多いため送迎付きのサービスが必要で、結果的に近接した事業所の利用に限られて、希望するサービスを受けられないこともあるようです。

自立訓練については、田村市内にサービス提供事業所がなく、利用者は郡山市等の事業所まで通っています。

就労移行支援事業については、障害のある方の就業を受け入れている企業が少なく、就業の場の確保が大きな課題です。田村市内の一般企業は小規模な企業が多く、障害のある方の受け入れ態勢を整えることができない企業も多いと考えられます。このため就労継続支援事業についても、正規雇用を前提としたA型よりも非正規雇用を前提としたB型が中心になっています。

短期入所（ショートステイ）については、田村市内に2事業所ありサービス提供を行っています。

【方針】

障害のある方のうち、希望する方が日中、地域で、日常生活における自立のための就労の訓練や、介護を受けながら社会とのつながりを持ち、様々な活動のできる場を拡充することが求められています。障害のある方の状態やニーズに応じて、身近な所で適切な支援が受けられるよう、緊急時に速やかに利用できる体制の整備、施設に対する障害のある方の受け入れの働きかけを行うなど、日中活動の場の確保に努めていきます。

■ サービスの概要

事業名	事業の内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活及び社会生活ができるよう、身体障害者や難病の方の身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、知的障害者及び精神障害者の食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援等を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A:雇用型)	一般企業に雇用されることが困難な方のうち、適切な支援により、雇用契約に基づき、就労に必要な知識及び能力の向上を図るための訓練を行います。
就労継続支援 (B:非雇用型)	就労移行支援事業等を利用したが一般企業の雇用に結びつかない方等や、一定の年齢に達している方等で就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上の訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、当事者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
宿泊型自立訓練	一定期間入居しながら家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。



■ 利用率、今後の利用希望率（ニーズ調査）

事業名	利用率	今後の利用希望率
生活介護	11.0%	14.7%
自立訓練(機能・生活訓練)	5.6%	16.0%
就労移行支援	3.1%	16.9%
就労継続支援(A型・B型)	10.4%	19.0%
就労定着支援	—	—
療養介護	1.0%	10.4%
短期入所(ショートステイ)	2.3%	15.1%

■ サービス見込量

※数値は1月あたり

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
日中活動系	生活介護	3,005 人日	3,005 人日	3,005 人日
		134 人分	134 人分	134 人分
	自立訓練(機能訓練)	0 人日分	0 人日分	0 人日分
		0 人分	0 人分	0 人分
	自立訓練(生活訓練)	69 人日分	92 人日分	92 人日分
		3 人分	4 人分	4 人分
	就労移行支援	46 人日分	57 人日分	69 人日分
		3 人分	4 人分	5 人分
	就労継続支援(A型)	92 人日分	92 人日分	92 人日分
		4 人分	4 人分	4 人分
	就労継続支援(B型)	3,979 人日分	4,048 人日分	4,140 人日分
		173 人分	176 人分	180 人分
	就労定着支援	0 人分	0 人分	1 人分
	療養介護	9 人分	9 人分	9 人分
短期入所(ショートステイ)	449 人日分	449 人日分	449 人日分	
	44 人分	44 人分	44 人分	
宿泊型自立訓練	12 人日分	24 人日分	24 人日分	
	1 人分	2 人分	2 人分	

(3) 居住系サービス

【現状と課題】

共同生活援助（グループホーム）については、田村市内に2か所整備されています。しかし、ニーズは高いものがあると考えられ、さらに整備が必要です。

施設入所支援については、田村市内には2施設がありますが、原発事故による避難施設であるため空きがなく、ほとんど田村市外の施設へ入所しています。

【方針】

さまざまな障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援や保健・医療との連携を進め、地域生活移行の促進に努めていきます。しかし、依然として、共同生活援助（グループホーム）や施設入所へのニーズも高まっており、情報の収集や情報提供にも努めていきます。

■ サービスの概要

事業名	事業の内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害のある方について、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある方で、一人暮らしを希望する方に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった場合は、訪問、電話等により随時支援を行います。

■ 利用率、今後の利用希望率（ニーズ調査）

事業名	利用率	今後の利用希望率
共同生活援助 (グループホーム)	7.9%	15.7%
施設入所支援	7.3%	12.9%
自立生活援助	—	—

■ サービス見込量

※数値は1月あたり

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
居住系	共同生活援助 (グループホーム)	66 人分	69 人分	72 人分
	施設入所支援	89 人分	88 人分	87 人分
	自立生活援助	0 人分	0 人分	1 人分



(4) 相談支援

【現状と課題】

計画相談支援等を担う、田村市内の相談支援事業所は2事業所です。円滑なサービス利用計画の作成のためにも、相談員育成も含めた長期的視点に立った人材確保が求められます。

【方針】

相談支援専門員を中心に、地域における相談支援や、移動・意思疎通支援などの充実に努めるとともに、中立公平性の確保、困難事例への対応、関係者間のネットワーク構築、計画等の策定などの地域における障害福祉の在り方を協議する場である、「田村市障害者地域総合支援協議会」を中核とした地域生活支援を推進していきます。

また、2017（平成28）年度から基幹相談支援センターを委託設置し中核的な活動を担っています。

■ サービスの概要

事業名	事業の内容
計画相談支援	サービス等利用支援(サービス等利用計画を作成し利用調整する)と継続サービス利用支援(利用計画が適切かどうか検証し、必要に応じて利用計画や支給決定を変更する)に関する相談の2類型があります。
地域移行支援	入所・入院中の障害のある方の住居確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する支援です。
地域定着支援	在宅生活する障害のある方と常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■ 利用率、今後の利用希望率（アンケート調査）

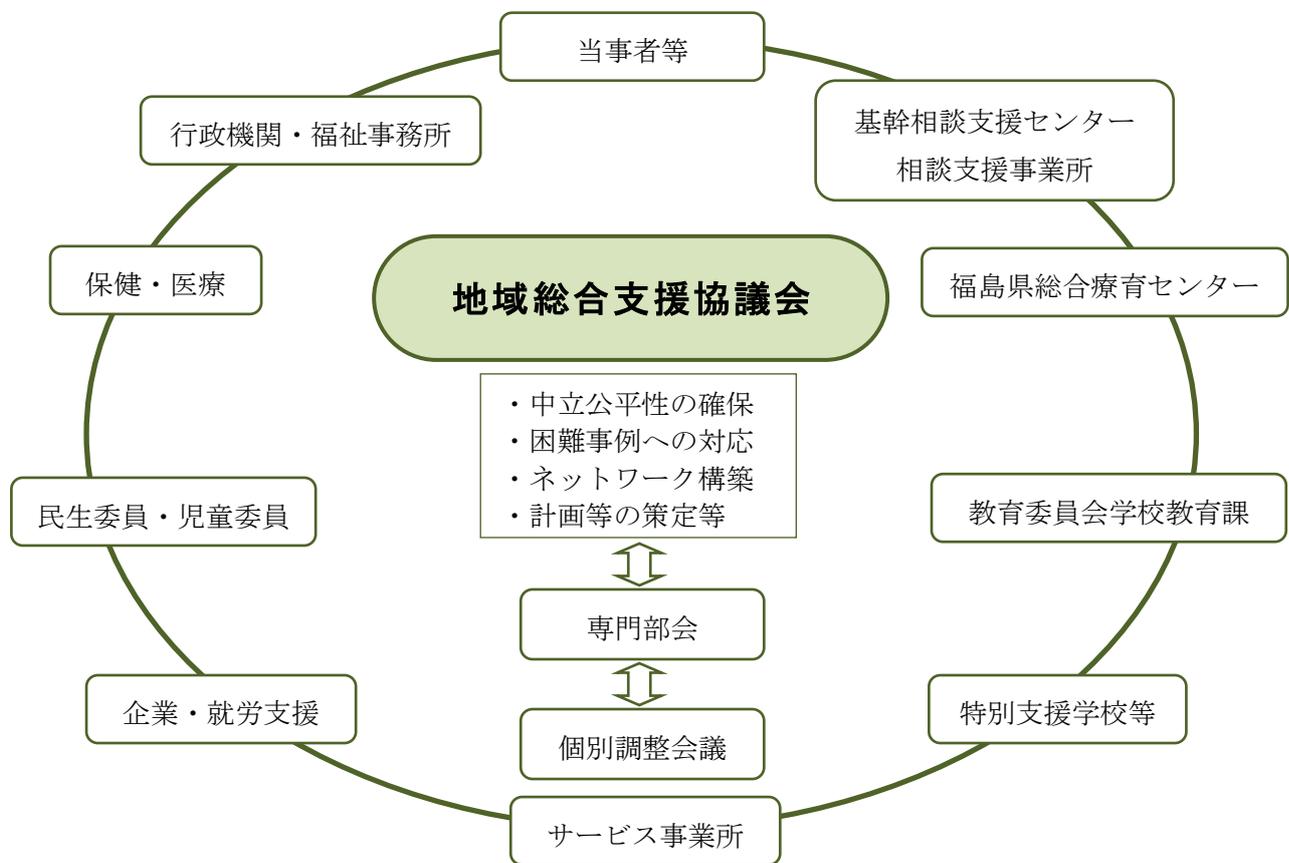
事業名	利用率	今後の利用希望率
相談支援事業	15.4%	31.7%

■ サービス見込量

※数値は1月あたり

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
居住系	計画相談支援	31 人分	31 人分	32 人分
	地域移行支援	0 人分	1 人分	1 人分
	地域定着支援	0 人分	0 人分	1 人分

■ 田村市障害者地域総合支援協議会の運営



※地域総合支援協議会は、「障害者差別解消支援協議会」と、「保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場」を兼ねています。

(5) 見込量確保に向けた主な方策

- 事業者の参入促進、必要とされるサービス量の確保のため、社会福祉法人等、運営主体となる組織への働きかけ
- 家族の高齢化や核家族化といった家族形態の変化への対応として、共同生活援助（グループホーム）の整備促進や短期入所の充足促進
- 計画相談支援等、個別の相談支援計画対象者の大幅な増加に対応する相談支援体制の整備
- ホームヘルパーや施設職員等の資質向上のための研修機会の確保
- 成年後見制度の活用促進を図るとともに広く市民への制度周知

前述した 2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度までの計画の障害福祉サービスの見込量を、次頁に一覧表で示します。



■ 障害福祉サービス見込量の一覧

※数値は1月あたり

区分		2018年度 (平成30年度)		2019年度 (平成31年度)		2020年度 (平成32年度)	
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)・ 重度訪問介護・ 同行援護・行動援護 重度障害者等包括支援	2,327	時間	2,327	時間	2,327	時間
		74	人分	74	人分	74	人分
日中活動系	生活介護	3,005	人日	3,005	人日	3,005	人日
		134	人分	134	人分	134	人分
	自立訓練(機能訓練)	0	人日分	0	人日分	0	人日分
		0	人分	0	人分	0	人分
	自立訓練(生活訓練)	69	人日分	92	人日分	92	人日分
		3	人分	4	人分	4	人分
	就労移行支援	46	人日分	57	人日分	69	人日分
		3	人分	4	人分	5	人分
	就労継続支援(A型)	92	人日分	92	人日分	92	人日分
		4	人分	4	人分	4	人分
	就労継続支援(B型)	3,979	人日分	4,048	人日分	4,140	人日分
		173	人分	176	人分	180	人分
	就労定着支援	0	人分	0	人分	1	人分
	療養介護	9	人分	9	人分	9	人分
	短期入所(ショートステイ)	449	人日分	449	人日分	449	人日分
44		人分	44	人分	44	人分	
宿泊型自立訓練	12	人日分	24	人日分	24	人日分	
	1	人分	2	人分	2	人分	
居住系	共同生活援助(グループホーム)	66	人分	69	人分	72	人分
	施設入所支援	89	人分	88	人分	87	人分
	自立生活援助	0	人分	0	人分	1	人分
相談支援	計画相談支援	31	人分	31	人分	32	人分
	地域移行支援	0	人分	1	人分	1	人分
	地域定着支援	0	人分	0	人分	1	人分

5 児童福祉法による障害児支援の見込量

【現状と課題】

児童発達支援、放課後等デイサービスについては、田村市内にサービス提供事業所が増設され、利用者が増えました。現在の利用は、最大限に利用している状況です。しかし、医療型児童発達支援、障害児入所施設は、田村市内にサービス提供事業所がなく利用できない状況です。

【方針】

障害のある子どもが、地域で安心して暮らせるために基本的な動作や知識技能を身に着けられるなど、発達状態などに応じた療育が受けられる体制の整備に努めていきます。

■ サービスの概要

事業名	事業の内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援事業所等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。
障害児相談支援	障害児支援利用援助(サービス等利用計画を作成し利用調整する)と継続障害児支援利用援助(利用計画が適切か検証し、必要に応じて変更する)の2類型があります。
障害児入所施設(福祉型)	障害児入所施設に入所する障害のある子どもに対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービスです。
障害児入所施設(医療型)	障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障害のある子どもに対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害のある子どもであって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある子どもに対し、障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を行います。



■ サービス見込量

※数値は1月あたり

区分		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
障害児支援	児童発達支援	280 人日分	280 人日分	280 人日分
		36 人分	36 人分	36 人分
	放課後等デイサービス	772 人日分	772 人日分	772 人日分
		57 人分	57 人分	57 人分
	保育所等訪問支援	0 人日分	0 人日分	0 人日分
		0 人分	0 人分	0 人分
	医療型児童発達支援	0 人日分	0 人日分	0 人日分
		0 人分	0 人分	0 人分
	障害児相談支援	93 人分	93 人分	93 人分
	障害児入所施設 (福祉型・医療型)	0 人分	0 人分	0 人分
	居宅訪問型児童発達支援	0 人日分	0 人日分	0 人日分
		0 人分	0 人分	0 人分

(1) 障害児通所サービス

児童発達支援は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

放課後等デイサービスは、学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援事業所等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行うサービスです。

保育所等訪問支援は、保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。

医療型児童発達支援は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。

障害児相談支援は、障害児支援利用援助（サービス等利用計画を作成し利用調整する）と継続障害児支援利用援助（利用計画が適切か検証し、必要に応じて変更する）の2類型があります。

居宅訪問型児童発達支援は、重症心身障害児などの重度の障害のある子どもであって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある子どもに対し、障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を行います。

（２）障害児入所サービス

障害児入所施設（福祉型）は、障害児入所施設に入所する障害のある子どもに対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービスです。

障害児入所施設（医療型）は、障害児入所施設や指定医療機関に入所等をする障害のある子どもに対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与や治療を行うサービスです。

（３）障害児相談支援

障害児支援利用援助（サービス等利用計画を作成し利用調整する）と継続障害児支援利用援助（利用計画が適切か検証し、必要に応じて変更する）の２類型があります。

（４）障害児支援に向けた主な方策

巡回支援専門員整備事業の強化。

乳幼児健診等の徹底・充実を図り、障害の早期発見から相談支援へと継続していく早期療育体制の強化。



6 地域生活支援事業とその見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある方等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化するために必要な支援を行います。

広報紙やパンフレット等を活用した啓発を行うとともに、必要に応じて研修、啓発事業を実施します。

■ 理解促進研修・啓発事業の見込量

事業名	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障害のある方やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを実施するために必要な支援を行います。

障害のある方が自立のために社会に働きかける活動を支援するとともに、必要に応じて自発的活動を実施します。

■ 自発的活動支援事業の見込量

事業名	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無

(3) 相談支援事業

障害のある方等の福祉に関する各般の問題について、障害のある方等からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言、そのほか障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、そのほかの障害のある方等の権利擁護のために必要な援助(相談支援事業)を行います。

一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

■ 相談支援事業の見込量

※数値は年間の見込量

事業名	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
相談支援事業				
障害者相談支援事業	実施見込箇所数	2か所	2か所	2か所
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

(4) 成年後見制度利用支援事業

補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である知的障害者または精神障害者で障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする方に対し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）の全部または一部を補助し、成年後見制度の利用の支援を行います。

相談支援事業等により該当者の把握に努め、必要に応じて当該事業による補助を実施します。

■ 成年後見制度利用支援事業の見込量

※数値は年間の見込量

事業名	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
成年後見制度利用支援事業	実利用見込者数	0人	0人	1人

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。当分の間、法人後見の必要性を確認しながら当該事業の実施を検討します。

■ 成年後見制度法人後見支援事業の見込量

事業名	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無



(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることが困難な障害のある方に、手話通訳、要約筆記者等の方法により、障害のある方とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。

利用希望者の申請によりそれぞれ、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。主に公的機関への手続きや医療機関受診の際に利用されていますが、継続的に利用する方は限られていることから、今後も利用は一定数で推移するものと見込まれます。

手話通訳者は派遣事業で対応するものとし、手話通訳者の設置については必要に応じて検討します。

■ 意思疎通支援事業の見込量

※数値は年間の見込量

事業名	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
意思疎通支援事業				
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	実利用見込者数	50人	50人	50人
手話通訳者登録	登録者数	10人	10人	10人
手話通訳者設置事業	実設置見込者数	0人	0人	0人

(7) 日常生活用具給付等事業

障害のある方に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与します。給付の大半を占める排泄管理支援用具は、手帳所持者数から勘案して増加するものと見込まれます。その他の用具については一定数で推移するものと見込まれます。

■ 日常生活用具給付等事業の見込量

※数値は年間の見込量

事業名	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	給付等見込件数	2件	2件	2件
自立生活支援用具	給付等見込件数	9件	9件	9件
在宅療養等支援用具	給付等見込件数	6件	6件	6件
情報・意思疎通支援用具	給付等見込人数	15人	15人	15人
排泄管理支援用具	給付等見込人数	76人	78人	80人
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付等見込件数	2件	2件	2件

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流の場の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術の習得を目指し手話奉仕員の養成研修を行います。

対象者は公募するものとし、養成研修の期間は2年間となります。

■ 手話奉仕員養成研修事業の見込量

事業名	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
手話奉仕員養成研修事業 (手話奉仕員養成講座の開催)	実施の有無	有	有	有

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある方等について、外出のための支援を行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。2011(平成23)年10月から障害福祉サービスに同行援護が導入されたことから、移動支援事業の利用者で重度の視覚障害の方は、同行援護を利用しています。継続的に利用する方は限られていることから、利用は一定数で推移するものと見込まれます。



■ 移動支援事業の見込量

※数値は年間の見込量

事業名	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
移動支援事業	実利用見込者数	15人	15人	15人
	延利用見込時間数	610時間	610時間	610時間

(10) 地域活動支援センター事業

障害のある方が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行います。

■ 地域活動支援センター事業の見込量

※数値は年間の見込量

事業名	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
地域活動支援センター	実施見込箇所数	0か所	0か所	1か所
	実利用見込者数	0人	0人	10人

(11) その他の事業

訪問入浴サービス事業は、地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供するものです。介護保険サービスや生活介護の利用者は除かれますので、利用は一定数で推移するものと見込まれます。

更生訓練費給付事業は、自立訓練及び就労移行支援のサービスを利用する障害のある方が自立した日常生活や就労を希望する場合に、訓練に必要な文房具・参考書など訓練を受けるための経費や通所のための経費（交通費）を支給する事業です。

日中一時支援事業では、障害のある方等の日中における活動の場を確保し、障害のある方等の家族の支援及び障害のある方等を日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。生活介護、放課後等デイサービス等のサービスと併用しての利用が可能ですので、今後利用は増加するものと見込まれます。

自動車運転免許助成事業と自動車改造助成事業は、障害のある方の社会参加を促進するために、障害のある方が運転免許を取得する際の費用の一部助成や、身体障害者が自動車の改造に要した経費の一部を助成するものです。

■ その他の事業の見込量

※数値は年間の見込量

事業名	単位	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
訪問入浴サービス事業	実利用見込者数	4人	4人	4人
更生訓練費給付事業	実利用見込者数	0人	0人	0人
日中一時支援事業	実利用見込者数	12人	14人	16人
	延利用見込日数	400日	450日	500日
スポーツ・レクリエーション教室開催等 事業	実施の有無	有	有	有
自動車運転免許取得・改造助成 事業	実利用見込者数	2人	2人	2人
意思疎通支援従事者養成研修 促進事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援広域派遣推進事業	実施の有無	有	有	有



7 双葉郡から田村市内に避難中の障害者、障害児に関する 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の対応等について

2018（平成30）年3月現在、双葉郡内の障害者支援施設（入所）2事業所、グループホーム（共同生活援助）1事業所が市内の応急仮設施設で今なお、避難生活を余儀なくされています。

双葉地方地域自立支援協議会から、受け入れ自治体に対し、避難中の障害のある方・子どもの情報提供とともに、障害福祉計画に避難住民を加味するよう要望がありました。

避難住民の人数や給付の状況等を勘案したうえで、本市では次のとおり対応します。

（1）障害福祉サービス

市内の応急仮設施設に避難されている障害のある方・子どもが利用する障害福祉サービスについては、住所がある双葉郡内の市町村が支給決定等及び給付の実施主体となっています（居住地特例）。

よって、本市が障害福祉サービス費等を負担する必要がないことに加え、避難住民の人数も本市障害福祉サービス利用者に対して僅少であることから、障害福祉計画の目標値等には加味しないこととしました。

（2）地域生活支援事業

地域生活支援事業については、いわゆる個別給付ではないことから、法令上も規定は設けられておらず「それぞれの事業の趣旨、内容、実施方法等を踏まえて、事業の実施主体である市町村又は都道府県が判断する。」とあり、実質的には支給決定等及び給付の実施主体は障害福祉サービス同様、避難元の市町村となります。

したがって、障害福祉計画の目標値等には加味しませんが、避難住民から本市地域生活支援事業の各サービスの利用意向があった場合には、心身の状況等を勘案しつつ柔軟に対応します。

第6章

計画の推進・評価等





第6章 計画の推進・評価等

1 計画の推進

計画の推進にあたっては、行政、地域・家庭・学校、関係団体、事業者や企業が連携・協働し、それぞれ適切な役割分担のもとに障害福祉施策を進めることが必要です。

(1) 市の役割

- ・ 障害や障害のある方への理解促進とともに、関係機関との連携のもと計画を着実に推進する体制をつくります。
- ・ 障害福祉の分野のみならず、保育・教育、雇用・就労、生活環境など、さまざまな分野との一体的な取り組みのために全庁的な調整を図ります。
- ・ 障害のある方が地域において自立した生活を支えるために、相談支援事業所を軸に相談支援体制の強化に努めます。
- ・ 障害のある方の意見や要望に十分配慮し、障害者団体、サービス提供事業者との協働に努めるために「田村市障害者地域総合支援協議会」並びに同協議会内の各専門部会を機能的に活用します。

(2) 地域社会の役割

- ・ 地域や家庭、学校などで障害や障害のある方に対する正しい理解を深め、地域とともに支えながら暮らしていける環境づくりを進めることが必要です。
- ・ 障害のある方が地域の一員として責任と役割を担い、気軽に日常の行事や活動に参加できる地域づくりを進めることが必要です。
- ・ 障害の有無に関わらず、市民一人ひとりが障害や障害のある方に対する理解を深め、ともに生きるまちづくりを行っていくという認識のもと、互いに個性を認め合い、尊重し支えあうことが必要です。

(3) 関係団体の役割

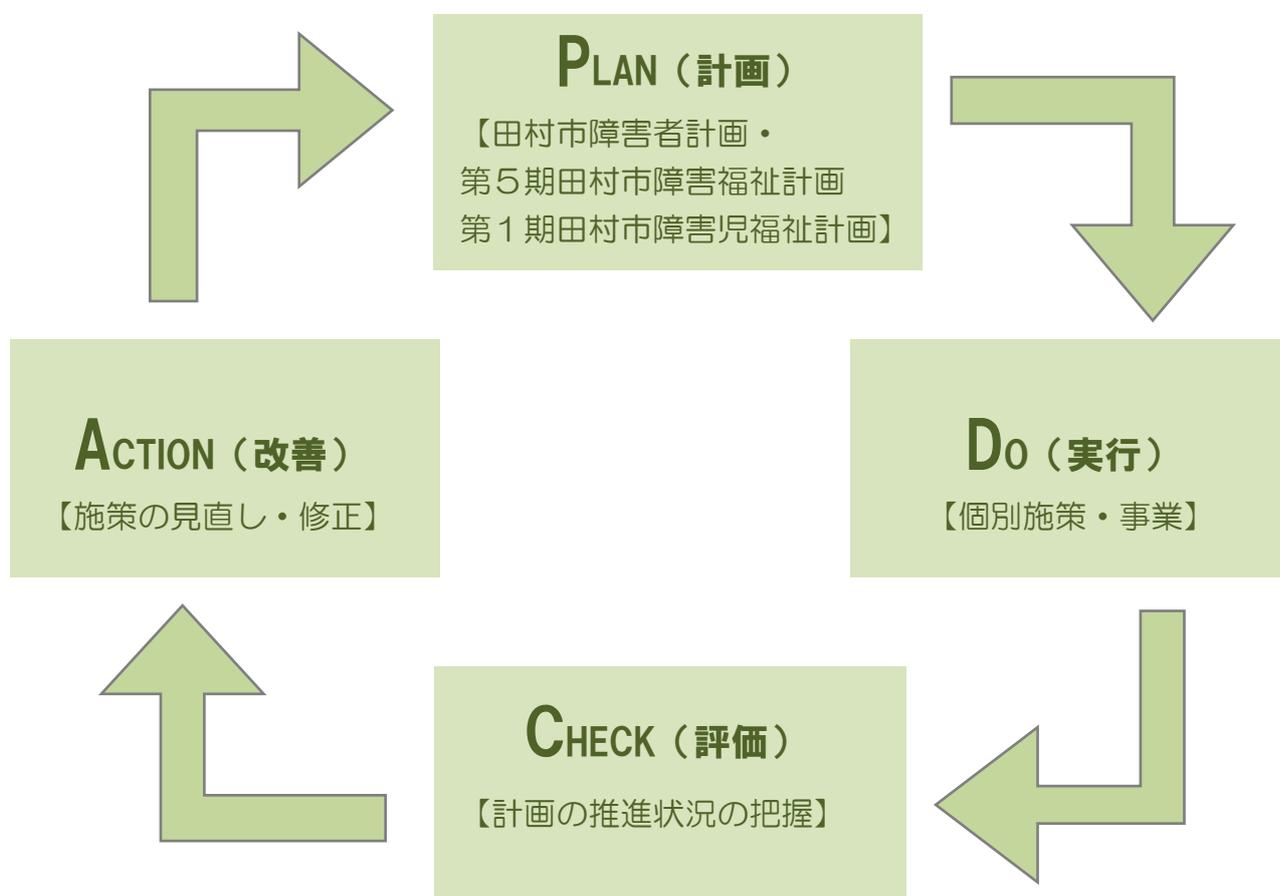
- ・ 障害者団体は、障害のある方の生活の擁護と理解の促進を図るとともに、その社会参加を支援するために自主的な活動を展開していくことが必要です。
- ・ 事業者は、福祉サービスに関する情報の提供に努めるとともに、障害のある方の意向を尊重し、障害の状況に応じた公正で適切なサービス提供に努めることが必要です。
- ・ 企業は、障害のある方の雇用を積極的に進めるとともに、障害のある方に配慮した職場環境づくりに取り組むことが必要です。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに評価と改善を行い、実効性のある計画を目指します。

また、計画の全体的な実施状況の点検と進行管理を毎年行ったうえで進捗状況を公表し、情報共有の推進と説明責任を果たします。

■ 計画の進行管理のイメージ（PDCAサイクル）





資料編

1 田村市障害者地域総合支援協議会設置要綱

○田村市障害者地域総合支援協議会設置要綱

平成 21 年 2 月 18 日告示第 5 号

改正 平成 25 年 1 月 30 日告示第 7 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 9 条第 3 項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条に基づき田村市の障害者に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図る田村市障害者計画及び田村市障害福祉計画(以下「計画等」という。)の策定並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条に基づく相談支援事業を始め地域の障害福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす協議の場として、田村市障害者地域総合支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害福祉サービスの利用に係る相談支援事業の中立及び公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築等に関すること。
- (4) 計画等の策定及び検証に関すること。
- (5) その他障害福祉行政の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、20 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害者・児(以下「障害者」という。)団体の代表
- (2) 障害者の医療、保健及び福祉に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明させ又は意見を聞くことができる。

(部会)

第8条 協議会は、必要に応じて専門部会及び個別調整会議を置くことができる。

(専門部会)

第9条 専門部会は、実際に活動する実務者からなる会議とし、次の各号に掲げる事項について協議する。

(1) 情報交換や、個別調整会議において課題となった事項

(2) 障害者の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握に関する事項

(3) その他専門部会の設置目的を達成するために必要な事項

2 専門部会は、障害福祉担当課が必要に応じて招集し、主宰する。

(個別調整会議)

第10条 個別調整会議は、必要に応じて開催し、障害者に対する具体的な支援の内容について協議する。

(1) 障害者の状況の把握及び課題検討ケアプランの検討、サービス調整、モニタリング等に関する事項

(2) その他個別調整会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 個別調整会議は、障害福祉担当課が随時招集し、開催する。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 21 年 2 月 18 日から施行する。
(田村市障害者計画策定委員会設置要綱の廃止)
- 2 田村市障害者計画策定委員会設置要綱(平成 20 年田村市告示第 133 号)は廃止する。
(委員の任期の特例)
- 3 第 4 条の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成 24 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 25 年告示第 7 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行日の前日までに、田村市障害者地域自立支援協議会設置要綱(平成 21 年田村市告示第 5 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

2 田村市障害者地域総合支援協議会委員等名簿

■ 委員名簿

(敬称略 順不同)

種別	氏名	役職等	
障害者団体の代表	○三瓶 利野	(前) 田村市身体障がい者福祉会 会長	
	管野 公治	福島県障害者スポーツ指導者協議会 スポーツ指導員	
	知的障害	佐藤 隆樹	福島病院わかさ親の会 副会長
		渡辺 イエ子	常葉町障害児・者家族の会「こだまの会」
	児童	大和田 博子	田村地区障がい者支援連絡協議会
精神障害	安瀬 ちえ子	NPO 法人銀河の森福祉会 理事長	
事業所	山口 不二雄	田村市社会福祉協議会事務局長	
	和田 礼子	NPO法人あぶくまヒューマンネット絆 きずなハウス施設長	
	佐々木 雅弘	相談支援田村事業所管理者	
	渡辺 米子	田村市基幹相談支援センター 田村市指定相談支援事業所管理者	
	太田 正一	福島県中小企業同友会障害者委員会	
学識経験者	◎白岩 勝造	(前) 田村市民生児童委員連絡協議会 会長	
	安瀬 正章	田村市民生児童委員連絡協議会 会長	
田村市	佐藤 幸子	保健課長	
	大友 勝弘	社会福祉課長	
	堂山 昭夫	学校教育課長	
	三輪 錦子	介護福祉課長(事務局)	

※ ◎=会長 ○=副会長

■ 協議会専門部会長

部会	氏名	所属
生活・就労支援部会	佐藤 剛	就労支援センター船引施設長
子ども部会	持館 純子	福島県福祉事業協会 のびっこらんど田村管理者



3 田村市障害者計画・第5期田村市障害福祉計画・

第1期田村市障害児福祉計画 策定経過

■ 策定経過

年月日	開催会議名等	審議内容等
平成29年6月29日	第1回田村市障害者地域総合支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・田村市障害者地域総合支援協議会専門部会活動報告 ・田村市障害者計画・第5期田村市障害福祉計画・第1期田村市障害児福祉計画について
平成29年9月	ニーズ調査実施	<ul style="list-style-type: none"> ・70歳未満の障害者(児)(無作為抽出)1,196人
平成29年12月20日	第2回田村市障害者地域総合支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・田村市障害者計画・第5期田村市障害福祉計画・第1期田村市障害児福祉計画について ※素案審議 ・ニーズ調査結果について ・田村市障害者地域総合支援協議会専門部会活動報告
平成30年1月25日	第3回田村市障害者地域総合支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・田村市障害者計画・第5期田村市障害福祉計画・第1期田村市障害児福祉計画について ※原案審議
平成30年3月14日	第4回田村市障害者地域総合支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・田村市障害者計画・第5期田村市障害福祉計画・第1期田村市障害児福祉計画について ※最終案審議 ・平成29年度田村市障害者地域総合支援協議会専門部会活動報告
田村市障害者計画・第5期田村市障害福祉計画・第1期田村市障害児福祉計画策定		

4 市内 障害者（児）のための施設一覧

(2018(平成 30)年3月現在 事業所指定順)

■ 居宅介護

事業所名	所在地	電話番号
田村市南部居宅介護事業所	大越町上大越字古川 49 番地 2	0247-79-1225
ケアステーションゆうとびあ	船引町東部台三丁目 38 番地	0247-82-5508
田村市東部居宅介護事業所	常葉町常葉字備前作 15 番地	0247-61-5571
船引指定居宅介護事業所	船引町船引字源次郎 131 番地内	0247-82-1808

■ 重度訪問介護

事業所名	所在地	電話番号
田村市南部居宅介護事業所	大越町上大越字古川 49 番地 2	0247-79-1225
ケアステーションゆうとびあ	船引町東部台三丁目 38 番地	0247-82-5508
田村市東部居宅介護事業所	常葉町常葉字備前作 15 番地	0247-61-5571
船引指定居宅介護事業所	船引町船引字源次郎 131 番地内	0247-82-1808

■ 同行援護

事業所名	所在地	電話番号
田村市南部居宅介護事業所	大越町上大越字古川 49 番地 2	0247-79-1225
田村市東部居宅介護事業所	常葉町常葉字備前作 15 番地	0247-61-5571
船引指定居宅介護事業所	船引町船引字源次郎 131 番地内	0247-82-1808

■ 生活介護

事業所名	所在地	電話番号
多機能型事業所 田村	大越町牧野字塚 68 番地 2	0247-85-3988
みらくる	船引町東部台二丁目 285 番地	0247-82-2909
きずなハウス	船引町船引字戸屋 111 番地 1	0247-82-5582
常葉指定通所介護事業所 (基準該当)	常葉町常葉字備前作 16 番地 1	0247-77-4426
都路まどか荘デイサービスセンター (基準該当)	都路町字古道字寺下 60 番地	0247-75-3116
滝根指定通所介護事業所 (基準該当)	滝根町広瀬字針湯 55 番地	0247-78-3822
大越指定通所介護事業所 (基準該当)	大越町上大越字古川 49 番地 2	0247-79-1221
船引北部指定通所介護事業所 (基準該当)	船引町上移字後田 172 番地	0247-86-2691



■ 共同生活援助

事業所名	所在地	電話番号
さくら荘船引	船引町船引字安久津 126 番地	0247-82-5082
優の里	船引町大倉字伊後田 193 番地 8	0247-84-2588

■ 就労継続支援（A型）

事業所名	所在地	電話番号
おおくま共生園	船引町北鹿又字沼ノ下 150 番地 97	0247-61-5381

※就労継続支援（A型）事業は現在休止中

■ 就労継続支援（B型）

事業所名	所在地	電話番号
就労支援センター船引	船引町東部台三丁目 266 番地	0247-82-5082
銀河工房	船引町船引字前田 74 番地	0247-82-5358
就労支援センター 希望の里	船引町大倉字伊後田 193 番地 10	0247-84-2588
多機能型事業所 田村	大越町牧野字堺 68 番地 2	0247-85-3988
まち子ちゃんの店	船引町東部台二丁目 285 番地	0247-82-2909
きずなハウス	船引町船引字戸屋 111 番地 1	0247-82-5582
ときわ	常葉町常葉字館 34 番地	0247-77-3577
都路障害者支援センター やまびこ	都路町古道字館腰 43 番地 1	0247-75-2253
おおくま共生園	船引町北鹿又字沼ノ下 150 番地 97	0247-61-5381

■ 相談支援事業所

事業所名	所在地	電話番号
相談支援田村事業所	船引町船引字上中田 33 番地 1 田村地域障害者支援センター内	0247-61-5071
田村市基幹相談支援センター 田村市指定相談支援事業所	船引町船引字源次郎 131 番地内 * 2018(平成 30)年 4 月移転 (移転後住所)大越町上大越字古川 97 番地	0247-82-1808 * 移転後電話番号 0247-68-3777

■ 障害児通所支援

事業所名	所在地	電話番号
のびっこらんど田村	船引町船引字中島 22 番地	0247-73-8253
のびっこらんど美山	船引町北鹿又字沼ノ下 150 番地 97	0247-61-5151
ひかり田村教室	船引町船引字北町通 48 番地 1	0247-61-5540
のびっこらんど船引	船引町北鹿又字沼ノ下 121 番地 190	0247-73-8056

■ 避難施設

事業所名	所在地	電話番号
東洋育成園	船引町文珠字江戸内 173 番地1	0247-61-5572
あぶくま更生園	船引町船引字四斗蒔田 69 番地	0247-61-6250
グループホーム富岡事業所	船引町文珠字洞 181 番地 2 *2018(平成30)年5月移転 (移転後住所) 船引町船引字屋頭清水 204	0247-82-6945 *移転後未確定

5 市内 福祉避難所一覧

(2018(平成30)年4月現在)

■ 市内 福祉避難所※ 一覧

避難所名	所在地	電話番号	多機能 トイレ	車いす スロープ
滝根保健センター	滝根町広瀬字針湯 33 番地	0247-78-3700	○	○
天地人大学	滝根町広瀬字針湯 33 番地	0247-78-3700	○	○
滝根総合福祉センター	滝根町広瀬字針湯 55 番地	0247-78-3822	○	○
老人憩の家 針湯荘	滝根町広瀬字針湯 128 番地	0247-78-2010	-	-
おおごえふるさと館	大越町上大越字水神宮 62 番地 1	0247-79-1201	○	○
都路保健センター	都路町古道字寺ノ前 39 番地	0247-75-2725	○	○
文化の館ときわ	常葉町常葉字町裏 1 番地	0247-77-2211	○	-
常葉保健センター	常葉町常葉字町裏 1 番地	0247-77-2113	○	○
常葉老人福祉センター	常葉町常葉字備前作 15 番地	0247-77-2714	○	○
船引保健センター	船引町船引字源次郎 131 番地	0247-81-1110	○	○
船引総合福祉センター	船引町船引字石田 151 番地	0247-82-0600	-	-
船引北部デイサービスセンター	船引町上移字後田 172 番地	0247-86-2691	-	○

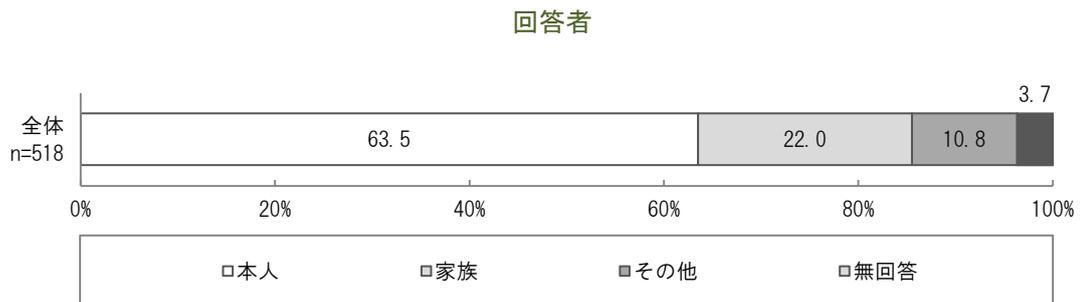
※「福祉避難所」とは：災害時に、一般避難所では避難生活が困難な、高齢者や障害のある方、妊婦など、災害時に援護が必要な人たち（要援護者）に配慮した市町村指定の避難施設。

6 ニーズ調査の主な内容

I 回答者の属性

(1) 回答者

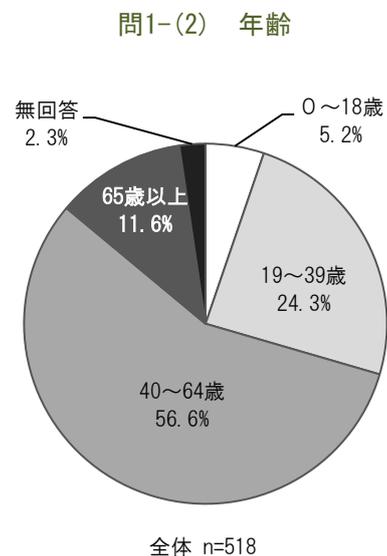
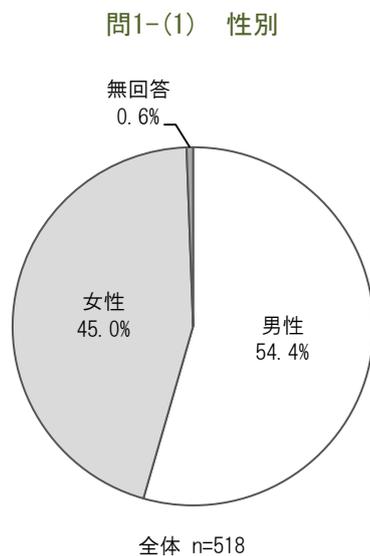
調査票に回答した方は、「本人」は63.5%、「家族」は22.0%となっています。



(2) 回答者の性別と年齢

調査対象者の性別は「男性」54.4%、「女性」45.0%となっています。

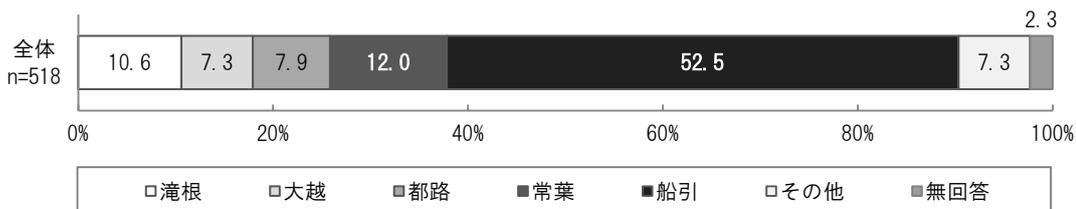
年齢は、「40～64 歳」(56.6%) が最も多く、次いで「19～39 歳」(24.3%)、「65 歳以上」(11.6%) となっています。



(3) 居住地区

現在暮らしている地区は、「船引地区」(52.5%)が最も多く、次いで「常葉地区」(12.0%)、「滝根地区」(10.6%)、「都路地区」(7.9%)、「大越地区」(7.3%)となっています。

問 1-(3) 居住地域

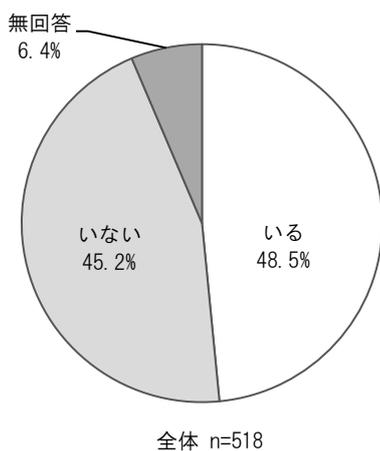


(4) 日常生活の介助の必要性と介助（介護）者の状況

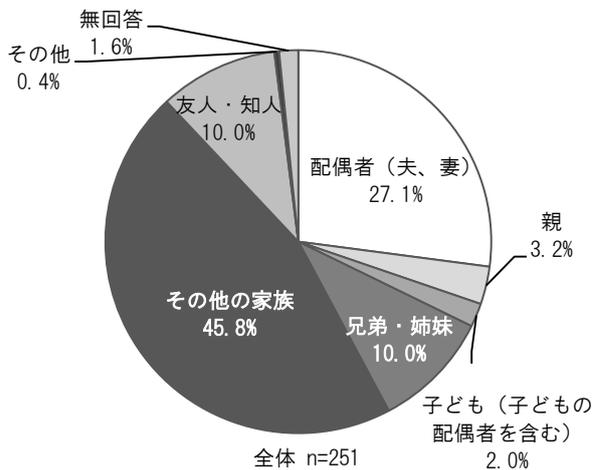
① 介助（介護）者の有無と続柄

介助（介護）者が「いる」方は（48.5%）、「いない」方は（45.2%）となっており、その続柄は、「その他の家族」（45.8%）が最も多く、次いで「配偶者（夫、妻）」（27.1%）、「兄弟・姉妹」「友人・知人」（各 10.0%）となっています。

問4 介助（介護）者がいるか



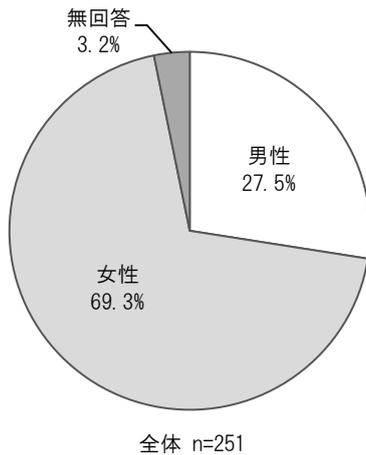
問5 介助（介護）者の続柄



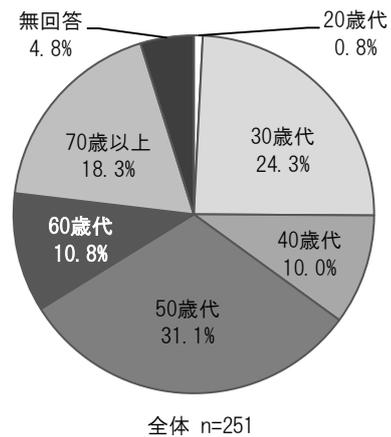
② 家族の主な介助（介護）者の性別と年齢

介助（介護）者の性別は、「女性」（69.3%）、「男性」（27.5%）となっており、その年齢は、「50歳代」（31.1%）が最も多く、次いで「30歳代」（24.3%）、「70歳以上」（18.3%）となっています。

問6 介助（介護）者の性別



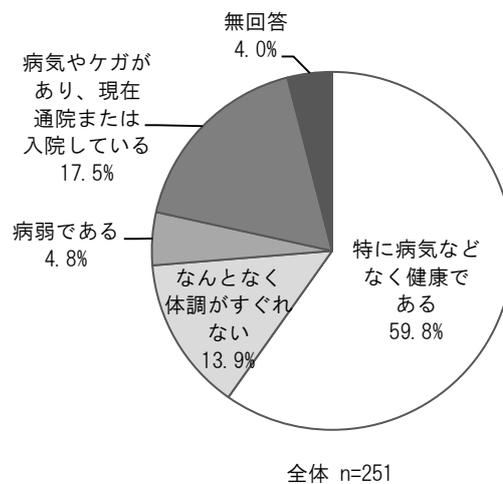
問7 介助（介護）者の年齢



③ 主な家族介護者の健康状態

介助（介護）者の健康状態は、「特に病気などなく健康である」（59.8%）が最も多く、次いで「病気やケガがあり、現在通院または入院している」（17.5%）、「なんとなく体調がすぐれない」（13.9%）となっています。

問8 介助（介護）者の健康状態

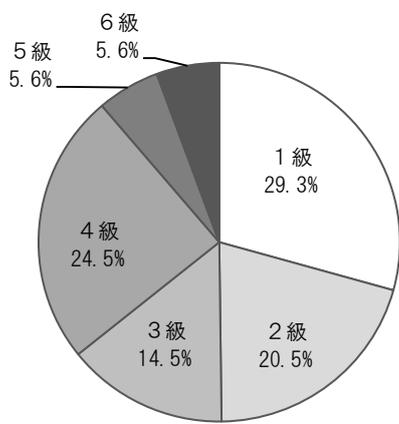


II 障害の状況について

(1) 障害者手帳の所持状況等について

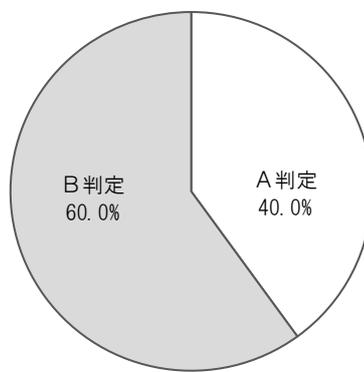
障害者手帳の所持状況と等級や判定状況は、「身体障害者手帳」を持っている方の等級は「1級」(29.3%)が最も多く、次いで「4級」(24.5%)、「2級」(20.5%)、「3級」(14.5%)となっており、療育手帳を持っている方の手帳の種類は「A判定」が40.0%、「B判定」が60.0%となっています。

問9 身体障害者手帳の等級



全体 n=249

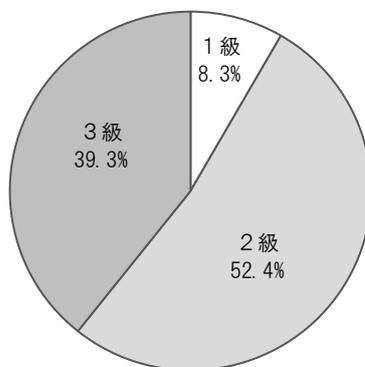
問9 療育手帳の種類



全体 n=160

精神障害者保健福祉手帳を持っている方の手帳の等級は「2級」(52.4%)が最も多く、次いで「3級」(39.3%)、「1級」(8.3%)となっています。

問9 精神障害者保健福祉手帳の等級

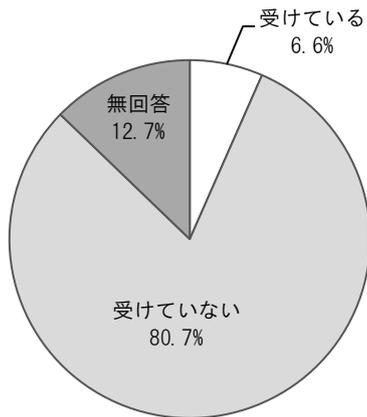


全体 n=84

(2) 難病認定・発達障害や高次脳機能障害の診断等について

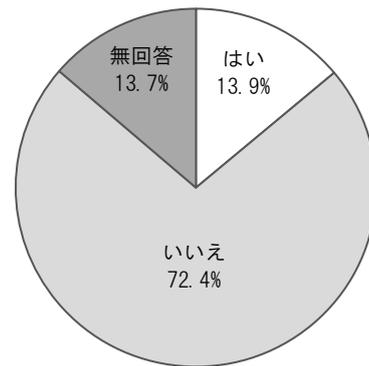
難病認定の状況は、「受けていない」は80.7%、「受けている」は6.6%となっており、発達障害の診断の有無では、「いいえ」は72.4%、「はい」は13.9%となっています。

問11 難病の認定



全体 n=518

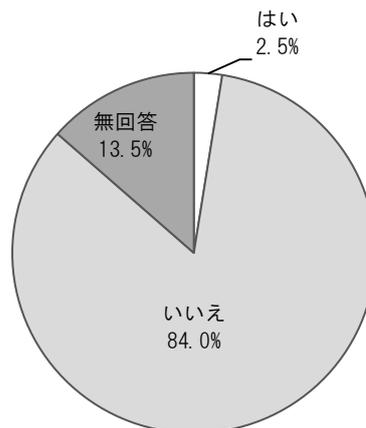
問12 発達障害の診断



全体 n=518

高次脳機能障害の診断の有無では、「いいえ」は84.0%、「はい」は2.5%となっています。

問13 高次脳機能障害の診断

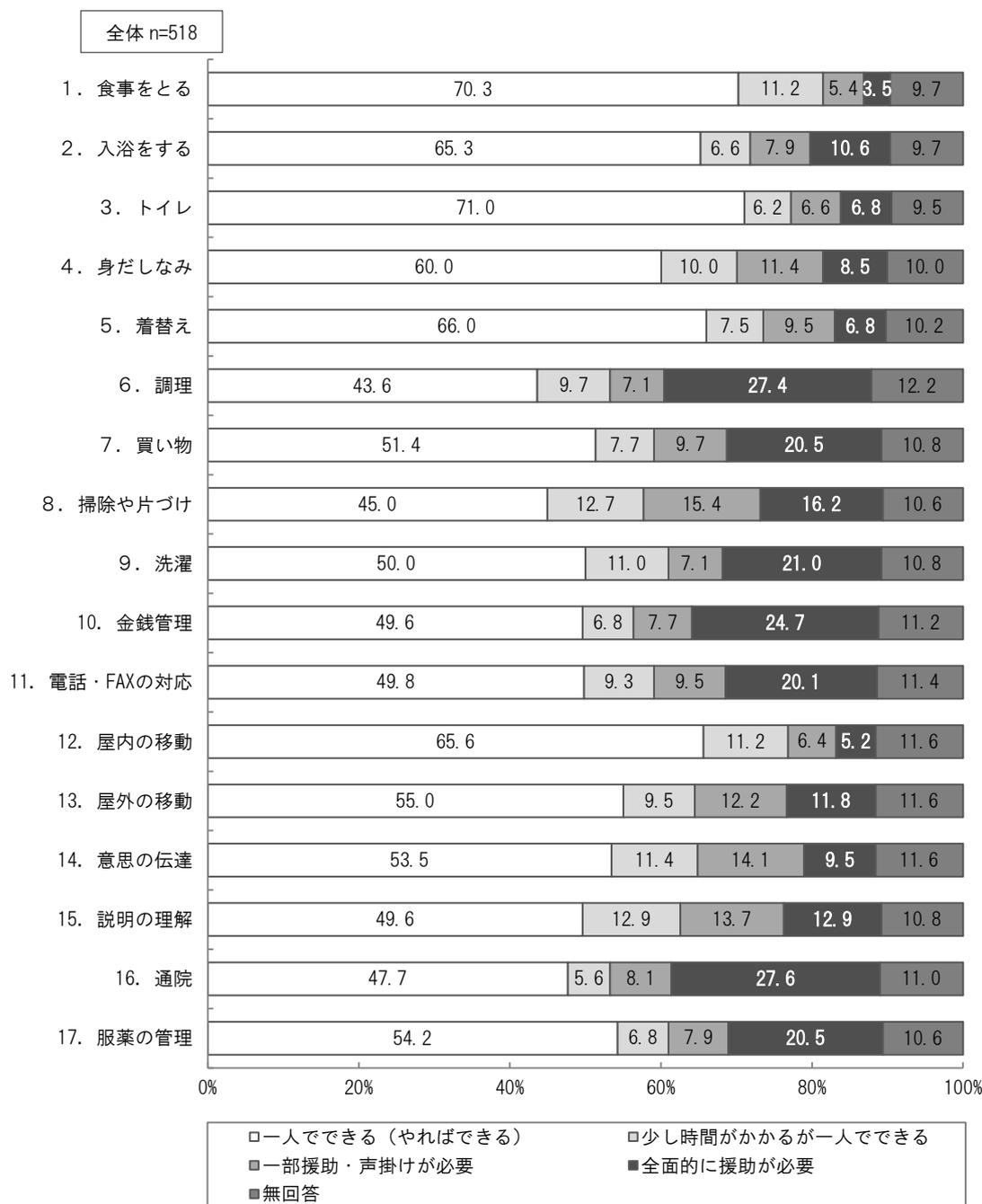


全体 n=518

(3) 日常生活について

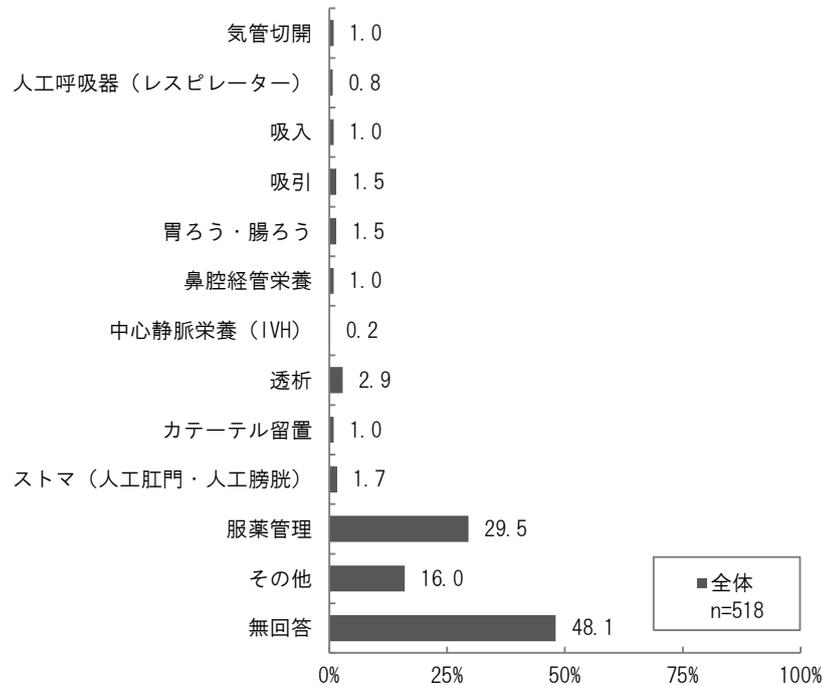
日常生活の自立状況は、全ての項目で「一人のできる（やればできる）」（71.0～43.6%）が最も多くなっており、「一部援助・声掛けが必要」と「全面的に援助が必要」を合わせて30%を超えている項目は「通院」（35.7%）、「調理」（34.5%）、「金銭管理」（32.4%）、「掃除や片づけ」（31.7%）、「買い物」（30.2%）となっています。

問 14 日常生活の自立状況



現在受けている医療ケアでは、「服薬管理」(29.5%)が最も多く、次いで「透析」(2.9%)、「ストマ(人工肛門・人工膀胱)」(1.7%)となっています。

問16 現在受けている医療ケア

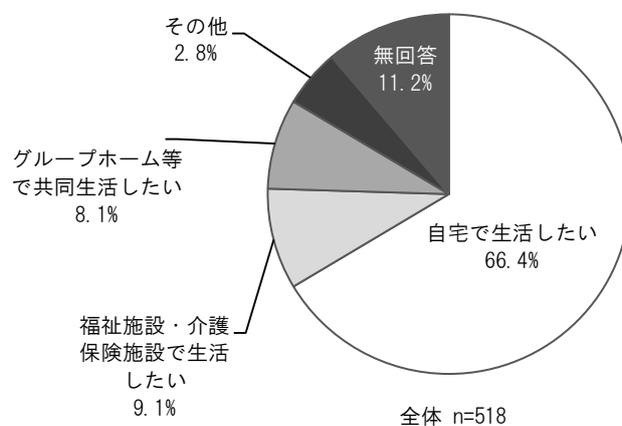


III 住まいや暮らしについて

(1) 将来の生活場所の意向

将来の生活場所の意向は、「自宅で生活したい」は66.4%で最も多く、次いで「福祉施設・介護保険施設で生活したい」が9.1%となっています。

問23 将来どこで生活したいか



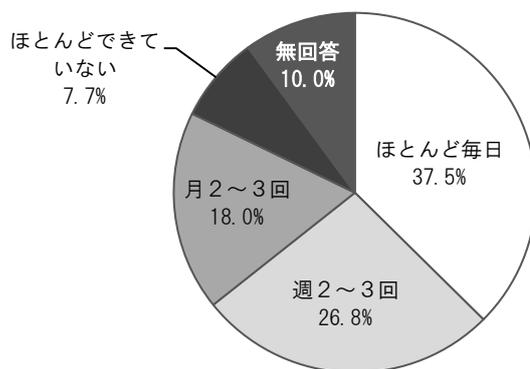
IV 日中活動や就労について

(1) 外出状況について

① 外出の頻度

外出の頻度は、「ほとんど毎日」(37.5%)が最も多く、次いで「週2～3回」(26.8%)、「月2～3回」(18.0%)となっています。

問 31 外出の頻度

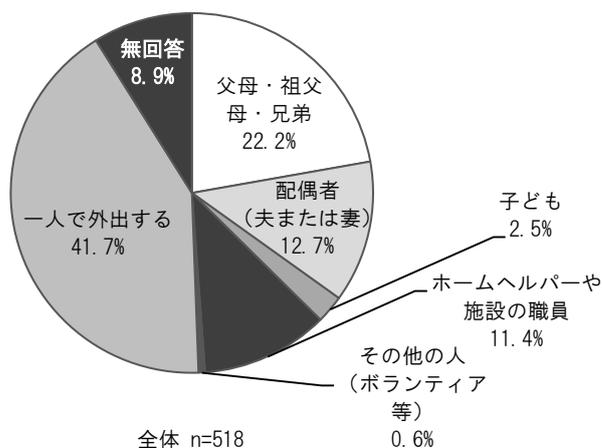


全体 n=518

② 外出時の同伴者について

外出時の主な同伴者は、「一人で外出する」(41.7%)が最も多く、次いで「父母・祖父母・兄弟」(22.2%)、「配偶者(夫または妻)」(12.7%)となっています。

問 32 外出時の主な同伴者

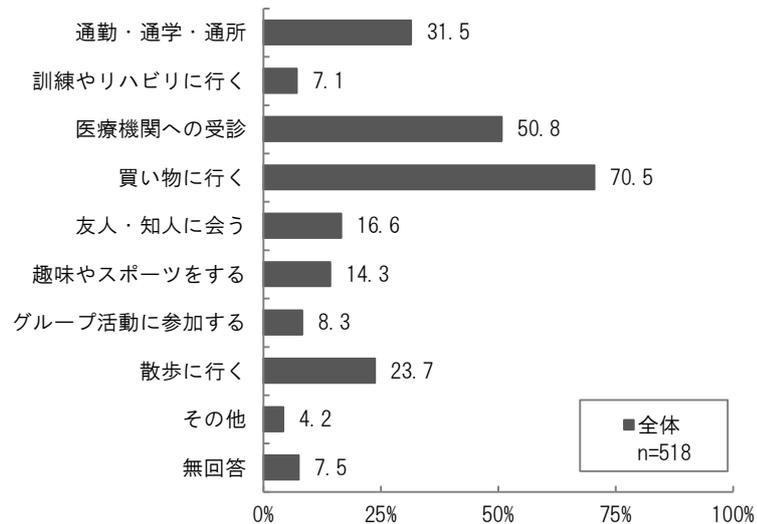


全体 n=518

③ 外出目的

外出目的は、「買い物に行く」(70.5%)が最も多く、次いで「医療機関への受診」(50.8%)、「通勤・通学・通所」(31.5%)となっています。

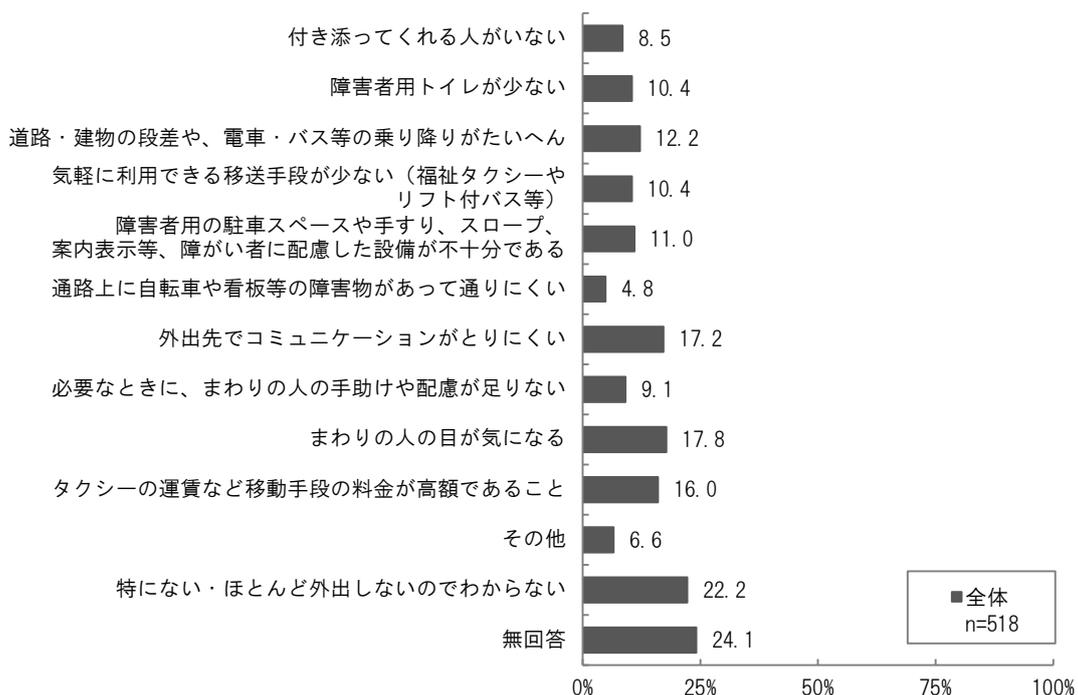
問 33 外出目的



④ 外出時の不便や困難

外出時の不便や困難は、「特にない・ほとんど外出しないのでわからない」(22.2%)が最も多く、次いで「まわりの人の目が気になる」(17.8%)、「外出先でコミュニケーションがとりにくい」(17.2%)となっています。

問 35 外出時の不便や困難

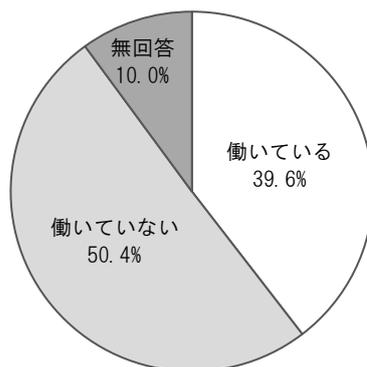


(2) 就労状況

① 現在の就労状況

現在の就労状況は、「働いていない」は50.4%、「働いている」が39.6%となっています。

問 25 現在の就労状況

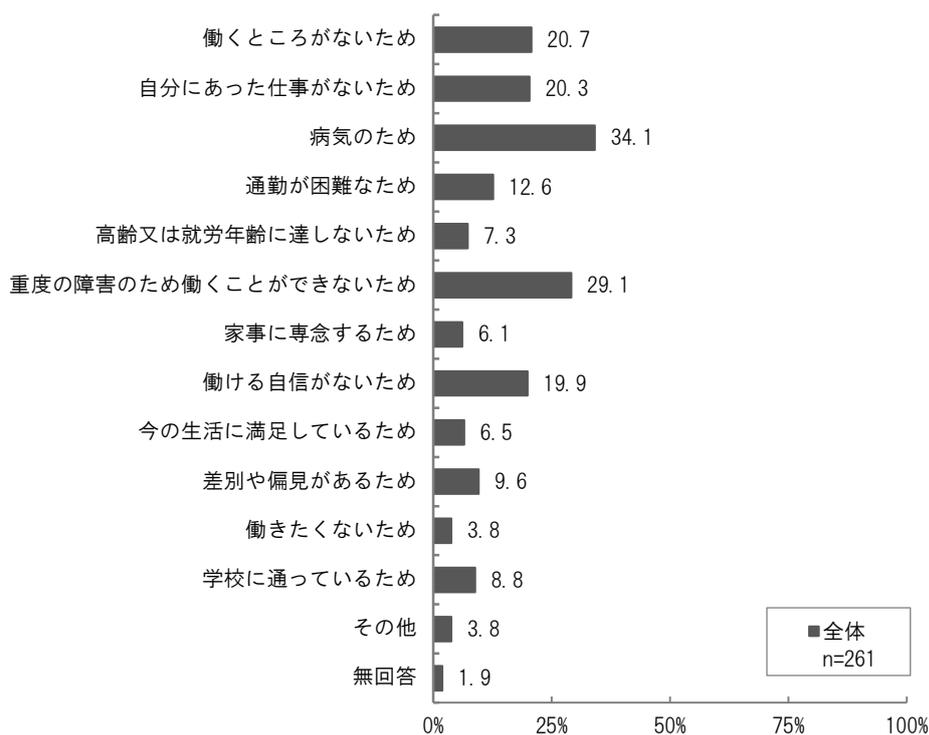


全体 n=518

② 未就労者の状況

①で「働いていない」と回答した方が「現在働いていない理由」は、「病気のため」(34.1%)が最も多く、次いで、「重度の障害のため働くことができないため」(29.1%)、「働くところがないため」(20.7%)となっています。

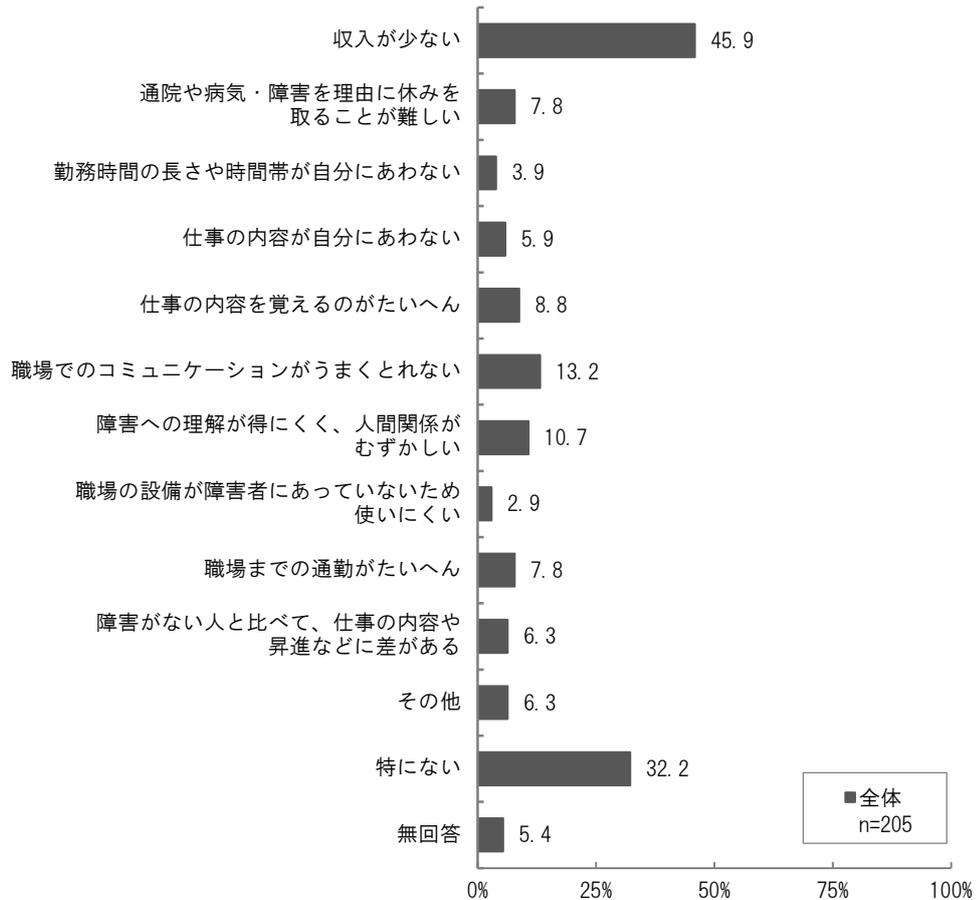
問 26 働いていない理由



③ 仕事のことで悩んでいること、困っていること

①で「働いている」と回答した方が仕事のことで悩んでいること、困っていることは、「収入が少ない」（45.9%）が最も多く、次いで「特にない」（32.2%）、「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」（13.2%）となっています。

問 27-3 仕事のことで悩んでいること、困っていること



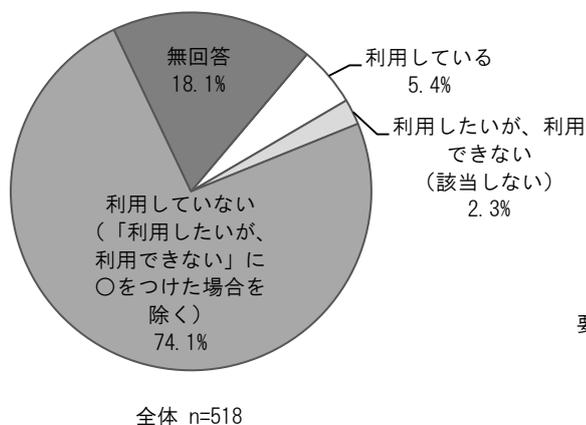
V 障害福祉サービス等の利用について

(1) 介護保険サービスについて

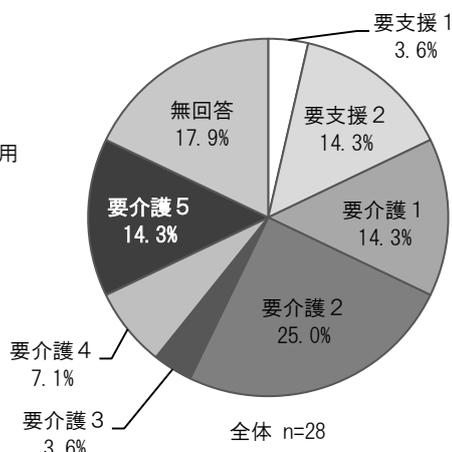
介護保険サービスの利用状況では、「利用していない」(74.1%)が最も多く、次いで「利用している」(5.4%)、「利用したいが、利用できない」(2.3%)となっています。

該当する要介護では、「要介護2」(25.0%)が最も多く、次いで「要支援2」、「要介護1」、「要介護5」(各14.3%)となっています。

問19 介護保険サービスの利用状況



問20 該当する介護度

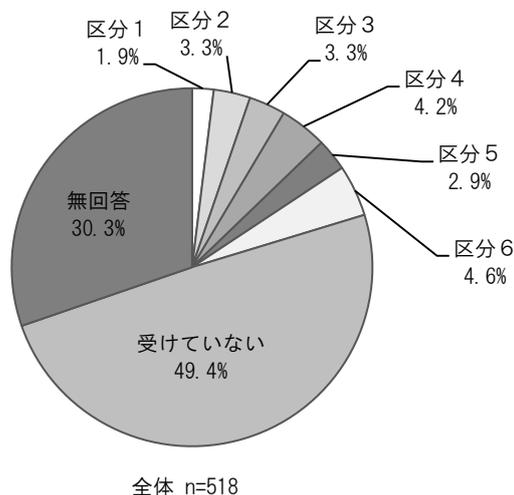


(2) 障害福祉サービスについて

① 障害支援（障害程度）区分の認定について

障害支援（障害程度）区分の認定の有無は、「受けていない」(49.4%)が最も多く、区分の認定を受けている方は「区分6」(4.6%)、次いで「区分4」(4.2%)、「区分2」、「区分3」(各3.3%)、「区分5」(2.9%)、「区分1」(1.9%)となっています。

問21 障害支援（障害程度）区分の認定を受けているか

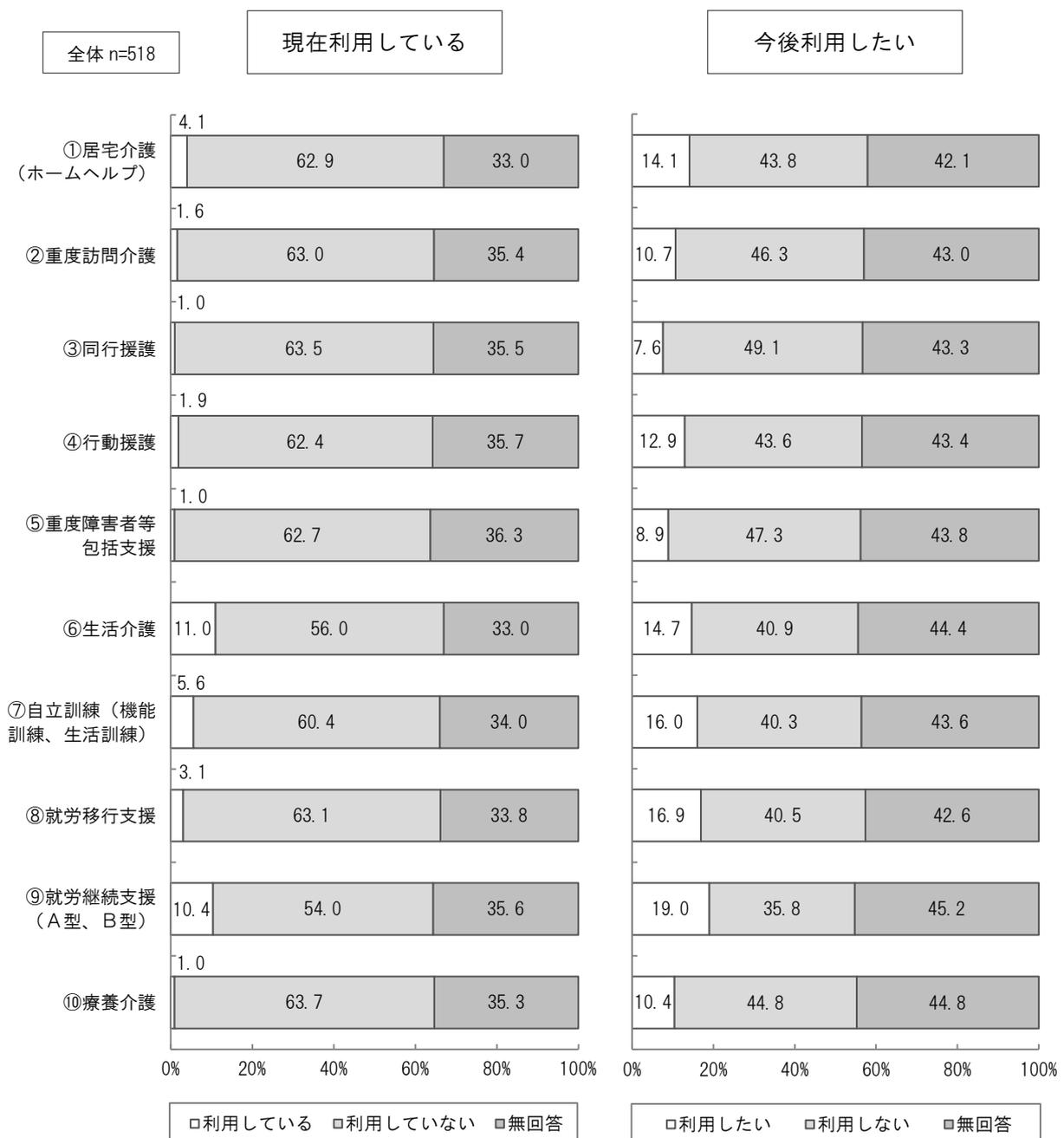


② 障害福祉サービスの利用状況と利用意向

現在利用しているサービスは、①～⑩までは「⑥生活介護」(11.0%) が最も多く、次いで「⑨就労継続支援(A型、B型)」(10.4%)、「⑦自立訓練(機能訓練、生活訓練)」(5.6%) となっています。

今後利用したいサービスは、①～⑩までは「⑨就労継続支援(A型、B型)」(19.0%) が最も多く、次いで「就労移行支援」(16.9%)、「⑦自立訓練(機能訓練、生活訓練)」(16.0%) となっています。

問 22 現在利用しているサービス・今後利用したいサービス

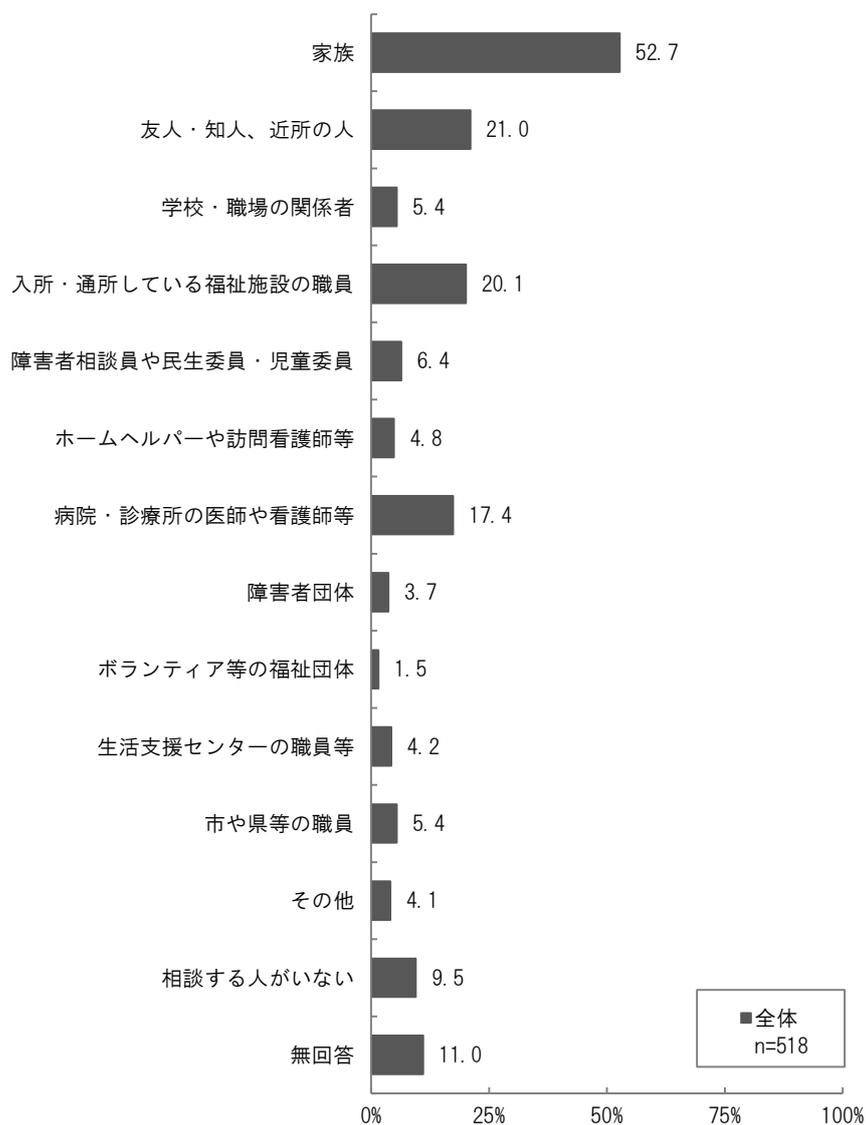


VI 相談相手について

(1) 悩みや困ったことの相談先

困っていることや将来に対する不安・悩みの相談先は、「家族」(52.7%)が最も多く、次いで「友人・知人、近所の人」(21.0%)、「入所・通所している福祉施設の職員」(20.1%)、「病院・診療所の医師や看護師等」(17.4%)となっています。

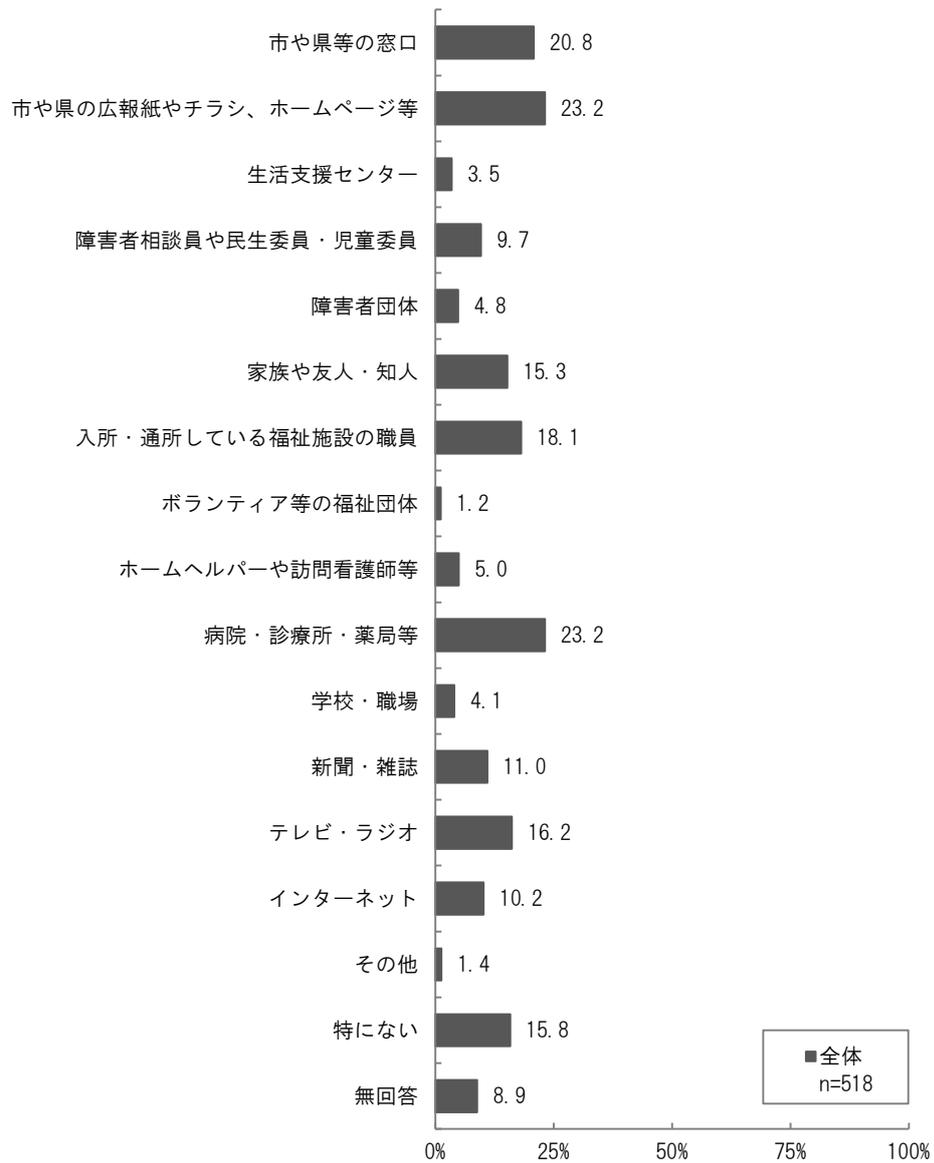
問 47 生活の中で困っていること、不安・悩みの相談先



（２）福祉サービスや福祉制度に関する情報入手について

福祉サービスや福祉制度に関する情報源は、「市や県の広報紙やチラシ、ホームページ等」、「病院・診療所・薬局など」（各 23.2%）が最も多く、次いで「市や県などの窓口」（20.8%）、「入所・通所している福祉施設の職員」（18.1%）、「テレビ・ラジオ」（16.2%）となっています。

問 39 障害のことや福祉サービスなどに関する情報源

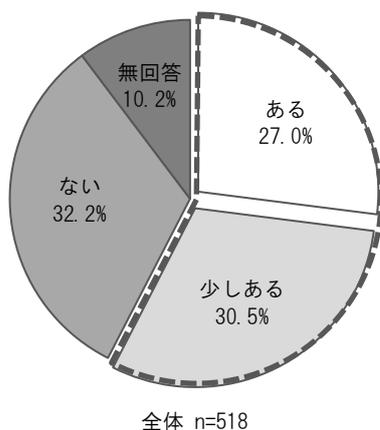


VII 権利擁護について

(1) 障害者の権利擁護について

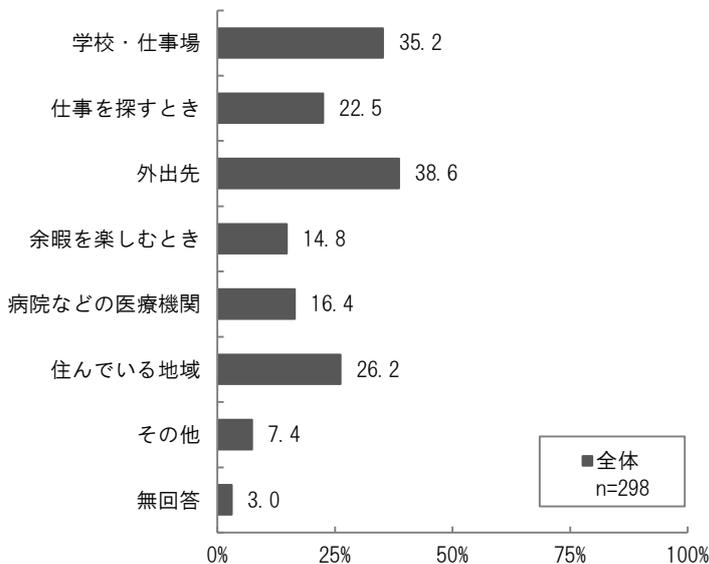
障害があることで差別やいやな思いをしたことがあるかでは、「ある」方は 27.0% 「少しある」方が 30.5%となり、差別やいやな思いをしたことがある方が6割弱となっています。

問 48 障害があることで差別やいやな思いをしたことがあるか



どのような場所で差別やいやな思いをしたかは、「外出先」(38.6%)が最も多く、次いで「学校・仕事場」(35.2%)、「住んでいる地域」(26.2%)、「仕事を探すとき」(22.5%)となっています。

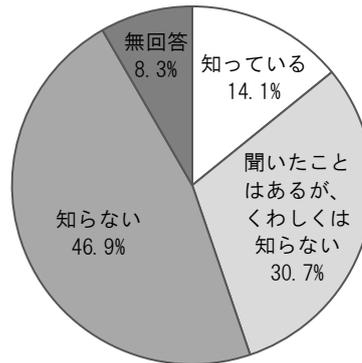
問 49 どのような場所で差別やいやな思いをしたか



（２）自立生活支援事業や成年後見制度の周知状況

日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知状況は、「知らない」（46.9％）が最も多く、次いで「聞いたことはあるが、くわしくは知らない」（30.7％）、「知っている」（14.1％）となっています。

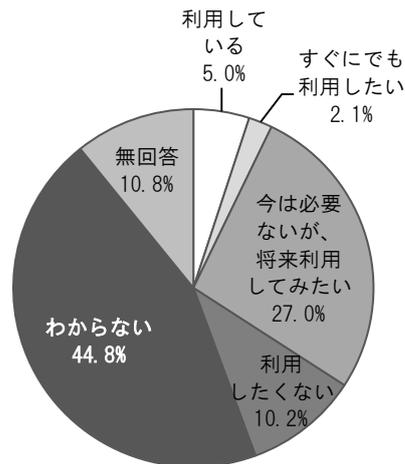
問 50 日常生活自立支援制度・成年後見制度の周知状況



全体 n=518

日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用意向は、「わからない」（44.8％）が最も多く、次いで「今は必要ないが、将来利用してみたい」（27.0％）、「利用したくない」（10.2％）となっています。

問 51 日常生活自立支援制度・成年後見制度の利用意向



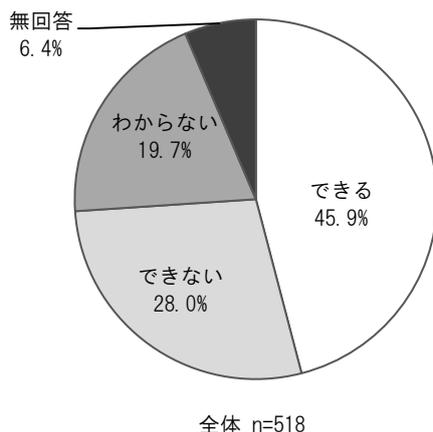
全体 n=518

VIII 災害時の避難等について

(1) 災害対策について

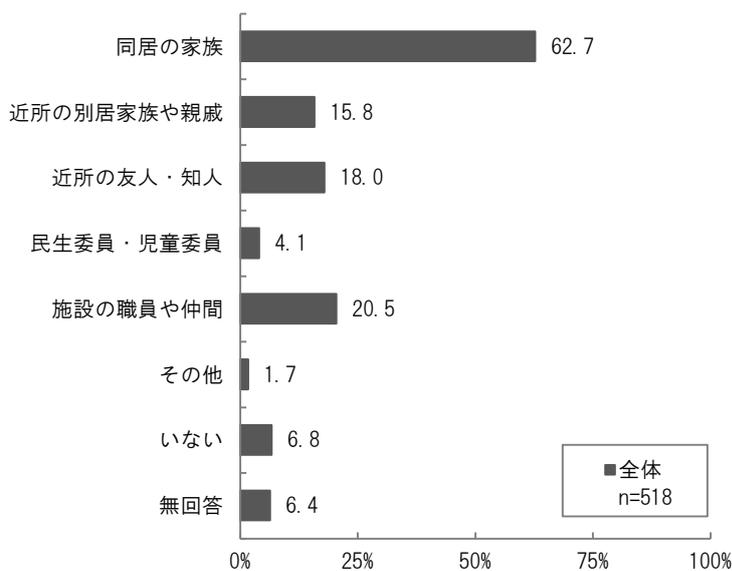
災害時に一人で避難できるかは、「できる」(45.9%)が最も多く、次いで「できない」(28.0%)、「わからない」(19.7%)となっています。

問 42 災害時に一人で避難できるか



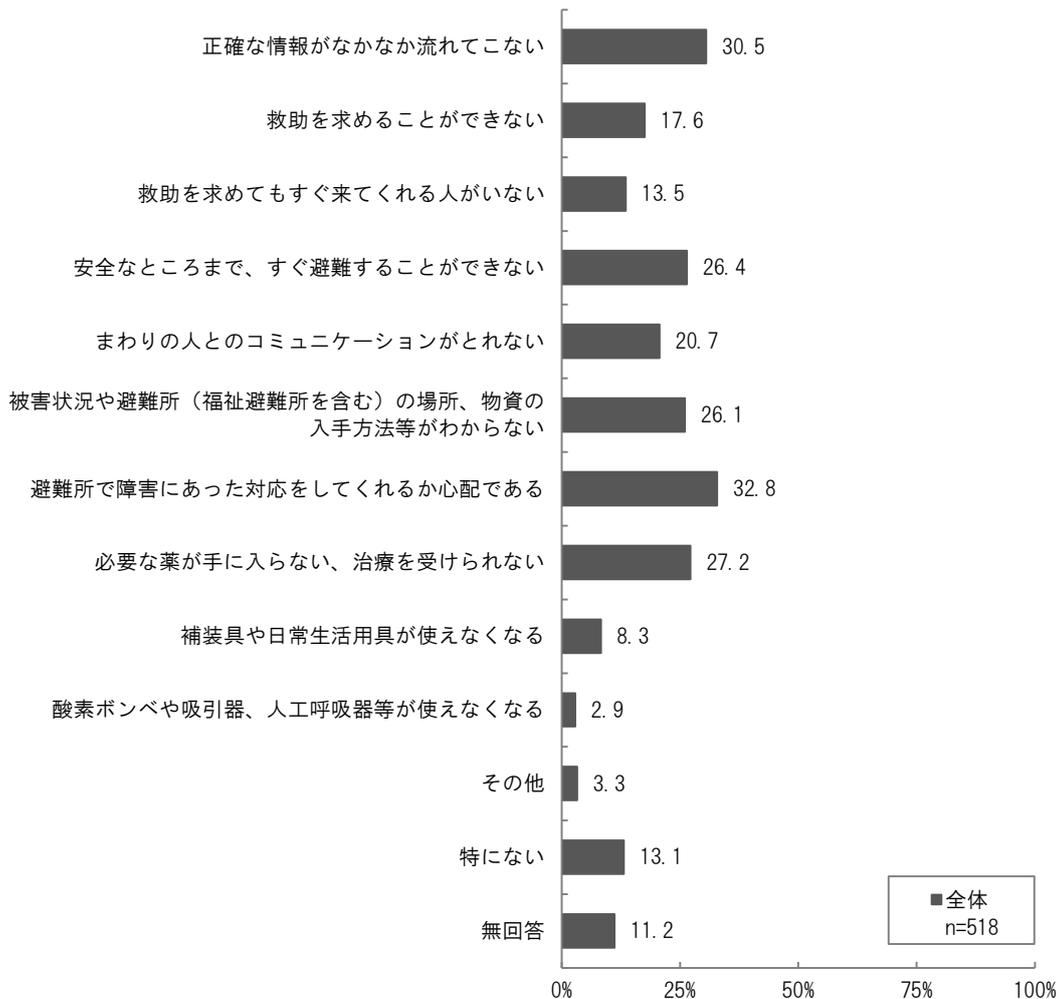
災害時に頼れる人は、「同居の家族」(62.7%)が最も多く、次いで「近所の友人・知人」(18.0%)、「近所の別居家族や親戚」(15.8%)となっている一方で、「いない」は6.8%となっています。

問 43 災害時に頼れる人



災害時に心配なことは、「避難場所で障害にあった対応をしてくれるか心配である」(32.8%)が最も多く、次いで「正確な情報がなかなか流れてこない」(30.5%)、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」(27.2%)となっています。

問 44 災害時に心配なこと



田村市障害者計画

第5期田村市障害福祉計画・第1期田村市障害児福祉計画

発行日 2018（平成30）年3月

発行 田村市 保健福祉部 介護福祉課 障害福祉係
〒963-4393 田村市船引町船引字畑添 76 番地 2
TEL : 0247-82-1115 FAX : 0247-82-6003
